

健やかに自分らしく生きよう

童話の里 “くす” 健康21計画(Ⅲ)



(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)

令和3年3月
大分県玖珠町



一人ひとりの幸せを
みんなで支えるまちづくりをめざして

生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることは私たちの願いです。しかし現代社会では、急速な少子高齢化による社会構造の変化、生活環境や食生活の多様化による生活習慣病等の疾病構造の変化など、私たちを取り巻く環境も大きく様変わりしています。

このような状況において、健康を守るための施策を充実させるとともに、一人ひとりが自分の健康に関心をもち、自分にあった健康づくりを主体的に進めていくことがさらに重要となります。

本町のまちづくりの指針である、「第6次総合計画」において、「健やかに自分らしく生きるまちづくり」を掲げ、誰もが健やかに自分らしく生きるまちを目指しています。本計画においても「一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくり」を基本理念に掲げ、町民一人ひとりが健康への意識を高め、健康的な生活を自分で選択し実践できるようになることを目指して、ライフステージ別の健康づくりとともに、食育推進、自殺対策を含めた「童話の里“くす”健康21計画Ⅲ」を策定いたしました。この計画が町民みなさまの健康づくりの道しるべとなり、一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくりを目指してまいりたいと思います。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見や提言をいただきました町民のみなさまをはじめ、ご審議をいただきました各委員、関係機関各位に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の実現に向け、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

玖珠町長 宿利 政和

■目 次■

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ・性格.....	3
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
第2章 玖珠町の現状	8
1. 人口の推移	8
2. 世帯数の推移	9
3. 人口動態.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 基本理念.....	16
2. 基本目標.....	17
第2部 各論	21
第1章 玖珠町健康増進計画.....	21
1. 計画の概要	21
2. 玖珠町の健康をとりまく現状と課題.....	21
3. 施策体系.....	41
4. 施策の展開	42
5. 数値目標一覧	66
第2章 玖珠町食育推進計画.....	70
1. 計画の概要	70
2. 玖珠町の食をめぐる現状と課題.....	71
3. 施策体系.....	81
4. 施策の展開	82
5. 数値目標一覧	93

第3章 玖珠町自殺対策計画	95
1. 計画の概要	95
2. 玖珠町における自殺の現状	96
3. 計画の主要課題	106
4. 計画の基本的な方針	107
5. 施策の展開	109
6. 評価指標一覧	124
第4章 計画の推進	125
1. 計画の推進体制	125
2. 町民・関係団体との連携・実践体制	126
3. 町民参加・町民主体の体制	126
4. 情報提供	126
5. 情報提供・町民への計画の周知	126
資料編	127
1. 策定の経過	127
2. 委員会設置要綱	128
3. 協議会設置要綱	131
4. 委員名簿	133

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

（玖珠町健康増進計画）

少子高齢化が進み、世界に前例のない超高齢化が進行した 21 世紀の日本において、いくつになっても健康に過ごすことができ、活力ある地域社会を持続していく環境づくりが求められています。

その実現のためには、社会環境の変化や、それに伴う疾病構造の変化にも対応していく必要があります。

このため国では平成 25（2013）年度から 10 年間で期間として、「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21 第 2 次）」を策定し、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防などの方向性を示して、健康増進を推進してきました。また「健やか親子 21（第 2 次）」を平成 27（2015）年度に策定し 10 年後の目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、すべての国民が地域や家庭環境等の違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指しています。

これを受け大分県においては、平成 25（2013）年度から平成 35（2023）年度までを計画期間とする「第二次生涯健康県おおいた 21」を策定し、県民の健康づくりに取り組んでいます。本町においても、平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とする「ともに健やかな人生を～童話の里“くす”健康 21 計画（Ⅱ）～」を策定し、町民の健康づくりに取り組んできました。

令和 2（2020）年度をもって計画期間が終了することから、国や県の計画を踏まえながら、地域の特性も考慮した具体的な施策により、本町の状況に応じた健康づくりの方向性等を示すため、「玖珠町健康増進計画」を策定するものです。

（玖珠町食育推進計画）

食育基本法では「食育」を『生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの』と位置づけ『様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する』とあります。

これを受け、国においては「食育推進基本計画」を、大分県においては「大分県食育推進計画」を策定し、本町においても、国、県の動向を踏まえ、本町の食育の課題の取り組みとして「童話の里“くす”健康 21 計画」を策定し、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、健康で文化的な生活と豊かな活力ある社会の実現に寄与することを目的として、取り組みを推進してきました。

令和 2（2020）年度をもって計画期間が終了することから、国や県の計画を踏まえながら、地域の特性も考慮した具体的な施策により、本町の状況に応じた食育の方向性等を示すため「玖珠町食育推進計画」を策定するものです。

（玖珠町自殺対策計画）

我が国の自殺者数は、平成10（1998）年以降年間3万人を超え、その後も高い水準が続いていましたが、平成22（2012）年には15年ぶりに3万人を下回り、現在2.1万人にまで減少してきています。

しかし、いまだに自殺者数は年間2万人を超えており、人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率※）は、主要先進7か国の中では最も高くなっています。自殺対策は、平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進しています。

本町においても、毎年、数名の方々が自らの命を絶っています。自殺が発生することで、自殺をされた方の思いだけでなく、遺された家族、友人、職場の仲間等に、深刻な影響を受ける方も多く、自殺という問題が地域社会に及ぼす影響は極めて大きいものとなっています。

自殺には様々な要因や誘因があり、一つの対策だけで自殺を減らすことは困難なことが示されています。自殺は、地域の理解・協力、そして対策により防ぐことができるものであり、地域が一体となってその防止に取り組むべき課題と言えます。

こうした中、施行から10年の節目にあたる平成28年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が改正（平成28年4月1日施行）され、その示す基本的な方向は変わらないものの自殺対策に関するより一層の推進と、具体的・実効的な計画の必要性が謳われました。

本町では、「玖珠町自殺対策計画」及び「童話の里“くす”健康21計画（Ⅱ）」において「休養・心の健康づくり」の施策を推進しています。

令和2（2020）年度をもって計画期間が終了することから、国や県の計画を踏まえながら、地域の特性も考慮した具体的な施策により、本町の状況に応じた自殺対策の方向性等を示すため「玖珠町自殺対策計画」を策定するものです。

※：自殺死亡率とは
人口10万人あたりの自殺死亡者数を表す指標のこと。

2. 計画の位置づけ・性格

（玖珠町健康増進計画）

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画であり、国の推進する「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21第2次）」「健やか親子21」や「第二次生涯健康県おおいた21」との整合性を図るものとします。

（玖珠町食育推進計画）

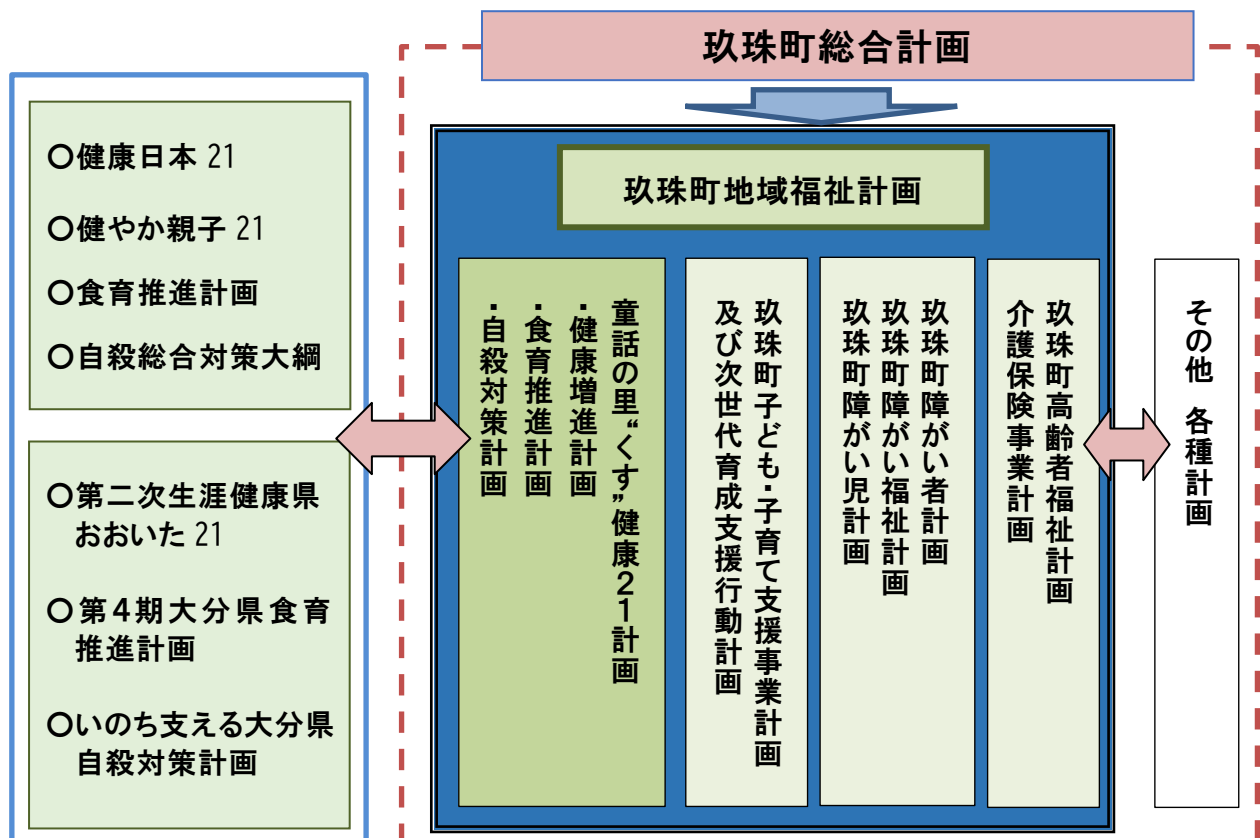
本計画は、食育基本法第18条に規定する市町村食育推進計画であり、国の推進する「食育推進計画」や「第4期大分県食育推進計画」との整合性を図るものとします。

（玖珠町自殺対策計画）

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画であり、国の推進する「自殺総合対策大綱」や「いのち支える大分県自殺対策計画」との整合性を図るものとします。

上記の計画は、玖珠町総合計画基本構想である「自然を愛し 子どもとともに 夢を育み 誇りをもてる 心のふるさと 玖珠～童話の里づくりを引き継ぐ玖珠町～」を実現するための個別計画として位置づけるものであり、玖珠町地域福祉計画や玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画等の諸計画と整合性を図るものとします。また、健康・食育・自殺対策は相互に関連の深い計画であることから、一体的に策定するものです。

■本計画と関連計画との関係■



【SDGsによる取組】

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓い、発展途上国のみならず、先進国自身も取り組むユニバーサル(普遍的)な取組みです。

SDGsの目標は、世界共通の目標であり、地方自治体の掲げる目標とはスケールが異なりますが、目指すべき方向性は同じものと考えられるため、本計画においてもこうした流れを踏まえた取組が求められます。

本町の総合計画においては、基本目標ごとにSDGsの目標を関連付け、計画の推進を通じて、SDGsの目標に向けて取り組むこととしています。

本計画においても同様に、基本目標ごとにSDGsの目標を関連付け、計画の推進を通じて、SDGsの目標に向けて取り組むこととします。

■17の持続可能な開発目標(SDGs)■

<p>1 貧困</p>  <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 飢餓</p>  <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>3 保健</p>  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 教育</p>  <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー</p>  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>6 水・衛生</p>  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p>7 エネルギー</p>  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 成長・雇用</p>  <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 イノベーション</p>  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 不平等</p>  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 都市</p>  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 生産・消費</p>  <p>12 つくる責任 つかう責任</p>
<p>13 気候変動</p>  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海洋資源</p>  <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸上資源</p>  <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>16 平和</p>  <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 実施手段</p>  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	

(1) 貧困をなくそう	(10) 人や国の不平等をなくそう
(2) 飢餓をゼロに	(11) 住み続けられるまちづくりを
(3) すべての人に健康と福祉を	(12) つくる責任 つかう責任
(4) 質の高い教育をみんなに	(13) 気候変動に具体的な対策を
(5) ジェンダー平等を実現しよう	(14) 海の豊かさを守ろう
(6) 安全な水とトイレを世界中に	(15) 陸の豊かさも守ろう
(7) エネルギーをみんなにそしてクリーンに	(16) 平和と公正をすべての人に
(8) 働きがいも経済成長も	(17) パートナリシップで目標を達成しよう
(9) 産業と技術革新の基盤をつくろう	

3. 計画の期間

（玖珠町健康増進計画、玖珠町食育推進計画）

国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21第2次）」及び「健やか親子21（第2次）」県の「第二次生涯健康県おおいた21」を視野に入れ、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とします。

（玖珠町自殺対策計画）

本計画は、玖珠町健康増進計画、玖珠町食育推進計画と合わせ計画期間を令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、本計画は社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合は計画期間内に見直しを行うものとしてします。

4. 計画の策定体制

(1) アンケートの実施

① 成人調査

実施時期	令和2年(2020年)9月29日~10月19日		
実施方法	郵送配布・回収		
対象者	20歳以上79歳までの町民(無作為抽出) 成人1,022人		
配布数	成人	1,022人	
回収状況	成人	配布数	1,022人
		回収数	629人
		回収率	61.5%

② 思春期調査

実施時期	令和2年(2020年)9月29日~10月12日(中学2年生) 令和2年(2020年)9月29日~10月19日(高校2年生相当年齢)		
実施方法	中学生は学校で配布・回収 高校生は郵送配布・回収		
対象者	中学2年生と高校2年生相当年齢		
配布数	中学2年生	109人	
	高校2年生相当年齢	118人	
回収状況	中学2年生	配布数	109人
		回収数	92人
		回収率	84.4%
	高校2年生相当年齢	配布数	118人
		回収数	61人
		回収率	51.7%

③ 学童期調査

実施時期	令和2年(2020年)9月29日~10月12日		
実施方法	学校で配布・回収		
対象者	小学5年生とその保護者 125人		
配布数	小学5年生とその保護者 125人		
回収状況	小学5年生と その保護者	配布数	125人
		回収数	119人
		回収率	95.2%

(2) パブリックコメントの実施

町民の方々から広く意見を聴取するために、パブリックコメントを令和3年（2021）2月9日から3月1日まで実施しました。

(3) 策定委員会

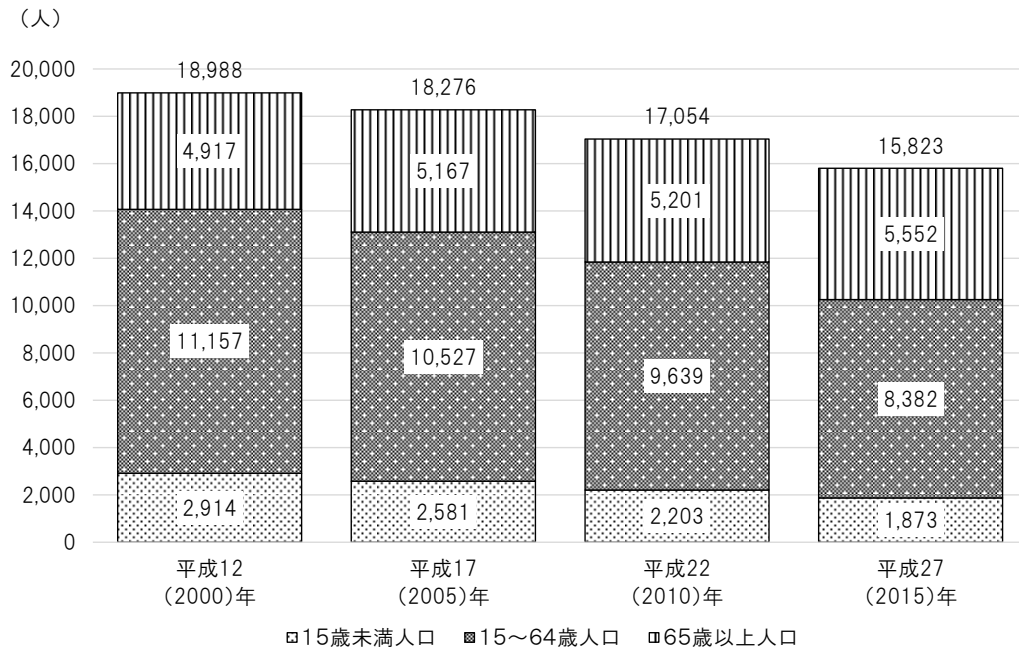
本計画の策定にあたっては、玖珠町健康増進計画・食育推進計画は「童話の里“くす”健康 21 計画策定委員会」にて、策定協議を行いました。また、自殺対策計画は「玖珠町自殺対策庁内推進委員会」「玖珠町自殺対策連絡協議会」で策定協議を開催しました。

第2章 玖珠町の現状

1. 人口の推移

平成27年（2015年）の国勢調査に基づく本町の総人口は、15,823人となっています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少している一方で、高齢者人口は増加し、少子高齢化が進行しています。

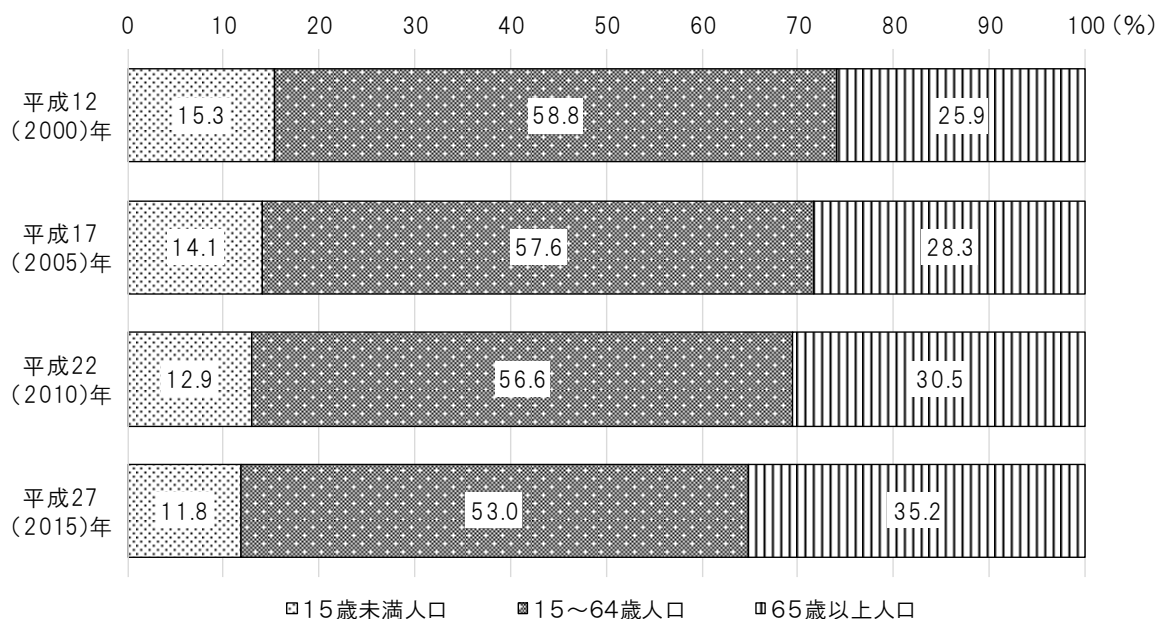
■総人口及び3区分別人口の推移■



資料：国勢調査(総務省)

※総人口は年齢不詳の方も含めて掲載

■3区分別人口の構成比■

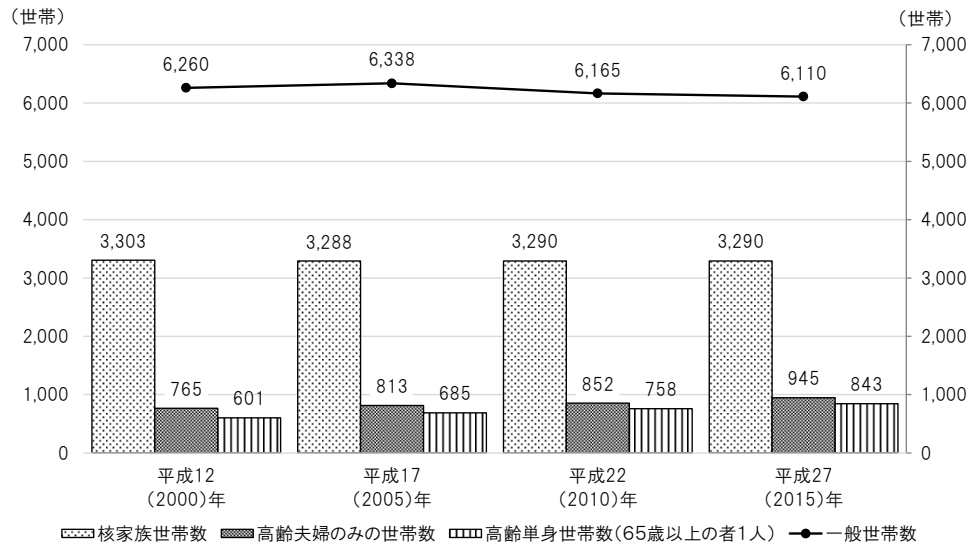


資料：国勢調査(総務省)

2. 世帯数の推移

一般世帯数は減少傾向にあり、高齢者夫婦のみの世帯と高齢者単身世帯（65歳以上の者1人）の世帯数が増加傾向にあります。

■一般世帯・核家族世帯・高齢夫婦世帯・高齢者単身世帯の推移■



資料：国勢調査(総務省)

3. 人口動態

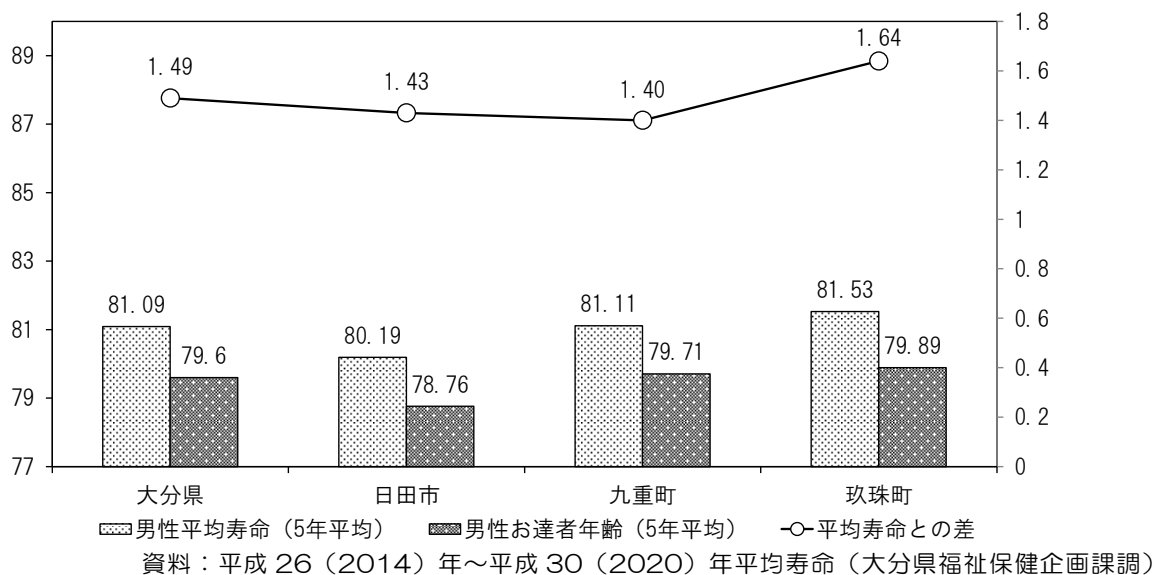
(1) 平均寿命とお達者年齢

本町の5年間の平均寿命は、概ね大分県と同様の値となっています。

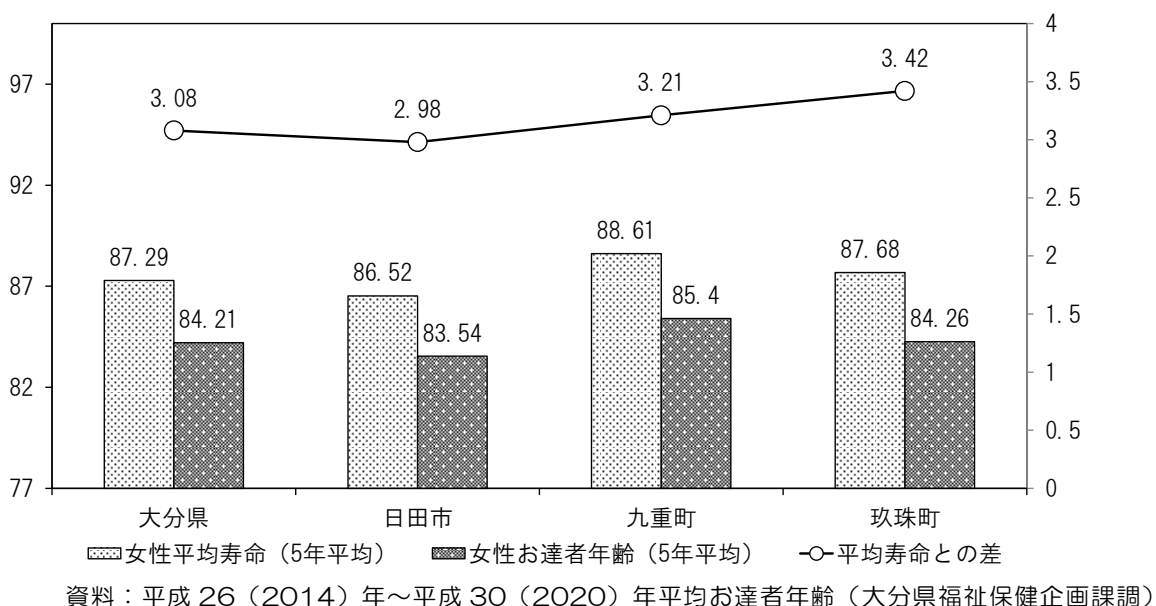
お達者年齢については、健康で過ごせる期間を示したものです。国では、国民生活基礎調査の結果を基に、「日常生活に制限のない期間」を健康寿命として3年に1回公表していますが、大分県では、これとは別に介護保険の「要介護2以上の認定を受けていない方」を健康と定義し、これに基づいた「お達者年齢」を毎年算出し、公表しています。

平成26(2014)年から平成30(2020)年を平均した本町のお達者年齢は、男性79.89、女性84.26であり、平均寿命とお達者年齢との差は、男性1.64、女性3.42となっています。

■男性平均寿命とお達者年齢の差(5年平均)■

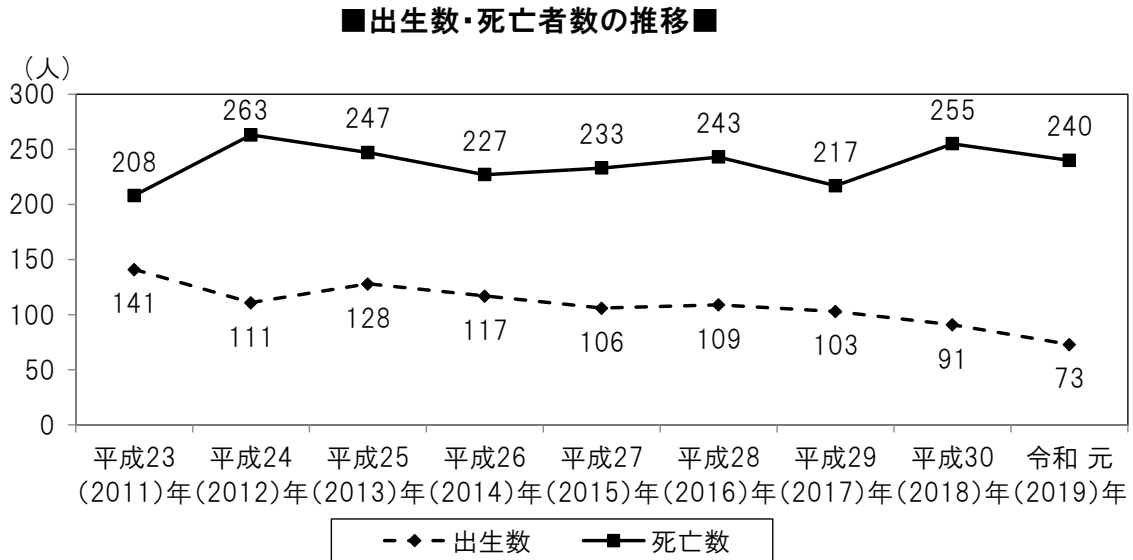


■女性平均寿命とお達者年齢の差(5年平均)■



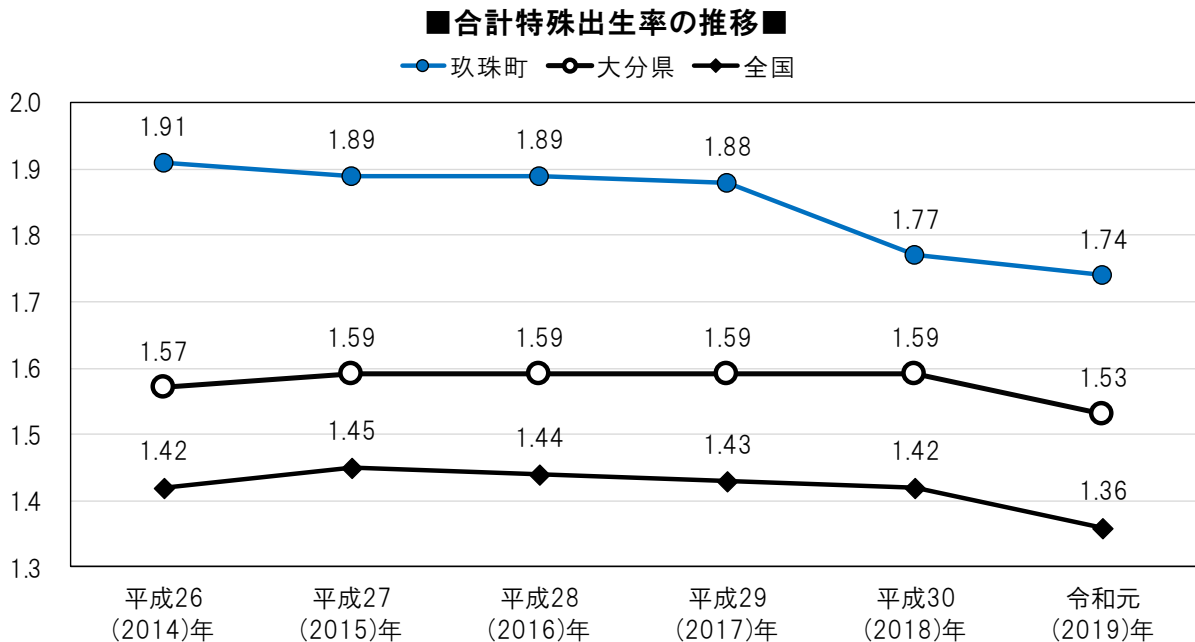
(2) 出生数・死亡者数の推移

本町の出生数は、ここ7年間で減少傾向であり、令和元(2019)年には73人となっています。一方、死亡数は、概ね240人前後で推移しており、令和元(2019)年には240人となっています。令和元(2019)年時点で167人(240人-73人)の自然減となっています。



(3) 合計特殊出生率

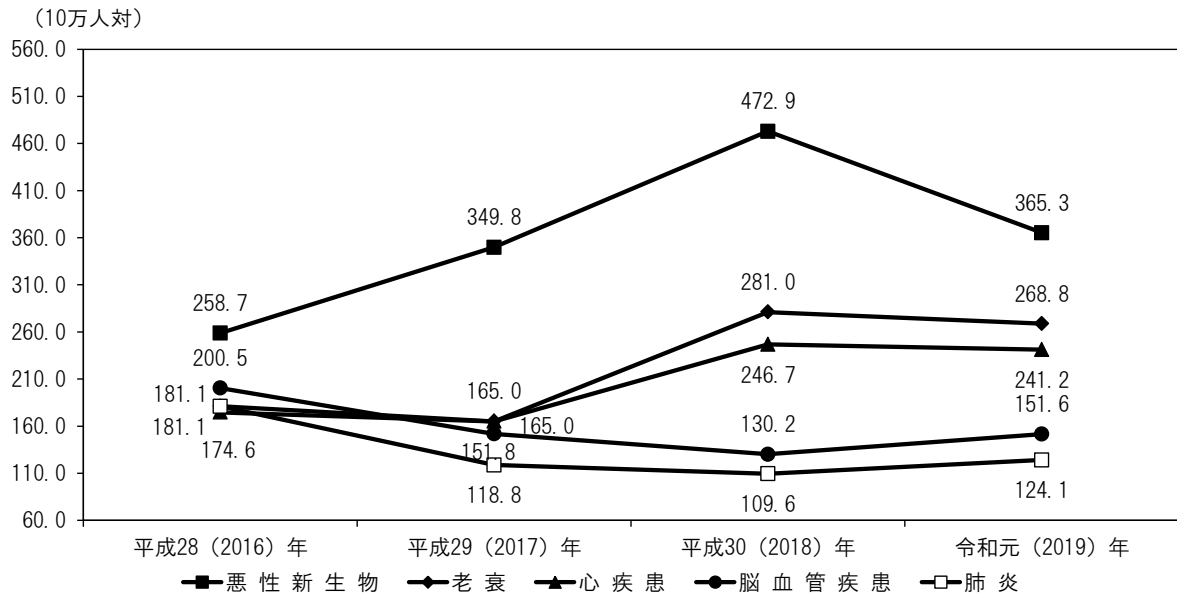
本町の合計特殊出生率^{※1}は、減少傾向で推移していますが、令和(2019)年は1.74であり、全国、大分県に比べると高い水準にあります。



(4) 主要死因別死亡率

本町では、ここ4年間でみると、悪性新生物による死亡率は平成30(2018)年をピークに、令和元(2019)年には、減少しています。心疾患、老衰による死亡率は、平成28(2016)年に比べ大きく上昇しています。

■主要死因別死亡率■

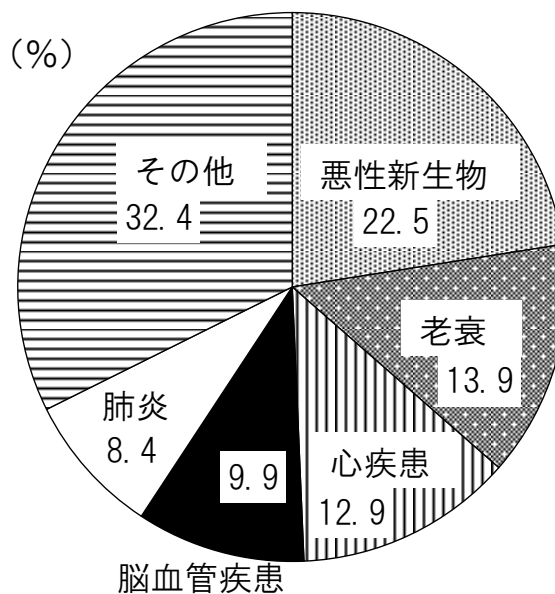


資料：人口動態統計(厚生労働省)

(5) 主要死因の構成割合

本町では、ここ4年間でみると、悪性新生物の割合が最も多く、次に老衰、心疾患、脳血管疾患、肺炎と続いています。

■主要死因の構成割合■



資料：人口動態統計(厚生労働省)

※平成28(2016)年～令和元(2019)年合計値から算出

(6) 標準化死亡比

全国と比較した標準化死亡比^{※1}（SMR^{※2}—平成26(2014)年から平成30(2018)年の平均）でみると、本町では、「脳血管疾患」や「老衰」の指数が高くなっています。また、女性では「肺炎」も高くなっています。

また、全国標準値（100）より特に高いものは、

男性：喘息、結核、自殺、腎不全、急性心筋梗塞、膵がん、その他の肝疾患

女性：老衰、くも膜下出血、糖尿病、脳血管疾患、脳内出血、脳梗塞、

などが挙げられます。

■標準化死亡比(SMR—平成26(2014)年から平成30(2018)年の平均)■

		全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎		老衰	
大分県	男性	100.3		92.8	**	95.0	**	98.7		96.4		90.1	
	女性	107.2	**	94.4	**	105.2	**	108.1	**	110.4	**	115.4	**
玖珠町	男性	99.7		94.4	**	87.8	**	108.3		96.4		131.9	
	女性	109.8		91.8		90.5		140.9	**	120.0		221.0	**

資料：市町村別標準化死亡比・保健所別標準化死亡比（大分県福祉保健企画課調）

※1：標準化死亡比（SNR）とは

実際の死亡数/期待死亡数×100

※2：SMRとは

各地域の規模や年齢構成の差を調整した死亡状況

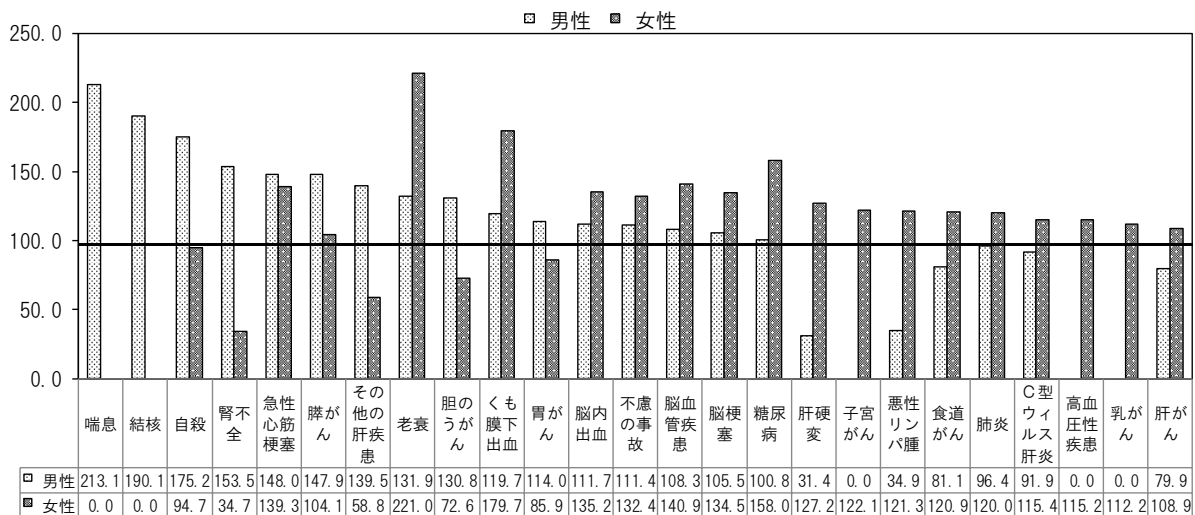
全国を100（基準値）として、100より大きいということはその地域の死亡状況は全国よりも悪く、100より小さいということは、全国より良いということを意味している。

※数値の右側に、ポアソン分布からの有意差検定結果を次の通り表している。

*・・・5%の危険率で優位に期待死亡率と差がある。

**・・・1%の危険率で優位に期待死亡率と差がある。

■標準化死亡比（玖珠町）■

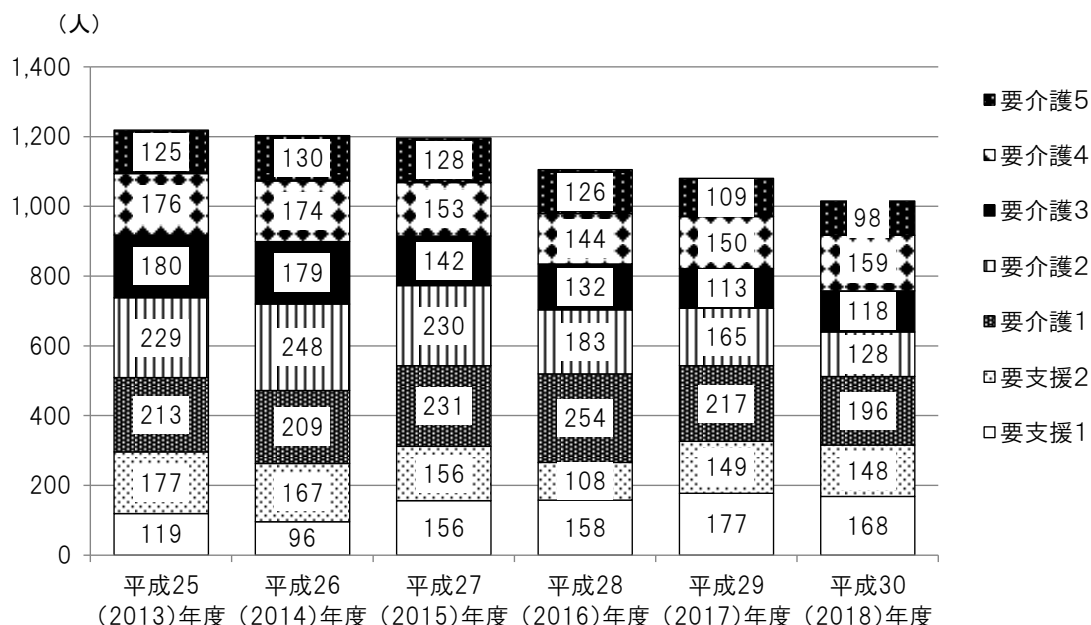


資料：市町村別標準化死亡比・保健所別標準化死亡比（大分県福祉保健企画課調）

(7) 介護保険の状況

要介護者については、実数で見ると、平成25(2013)年度では、要介護2、要介護1、要介護3の順で認定者が多くなっていましたが、平成30(2018)年度では、要介護1、要支援1、要介護4の順で多くなっています。

■年度別要介護認定者の区分■

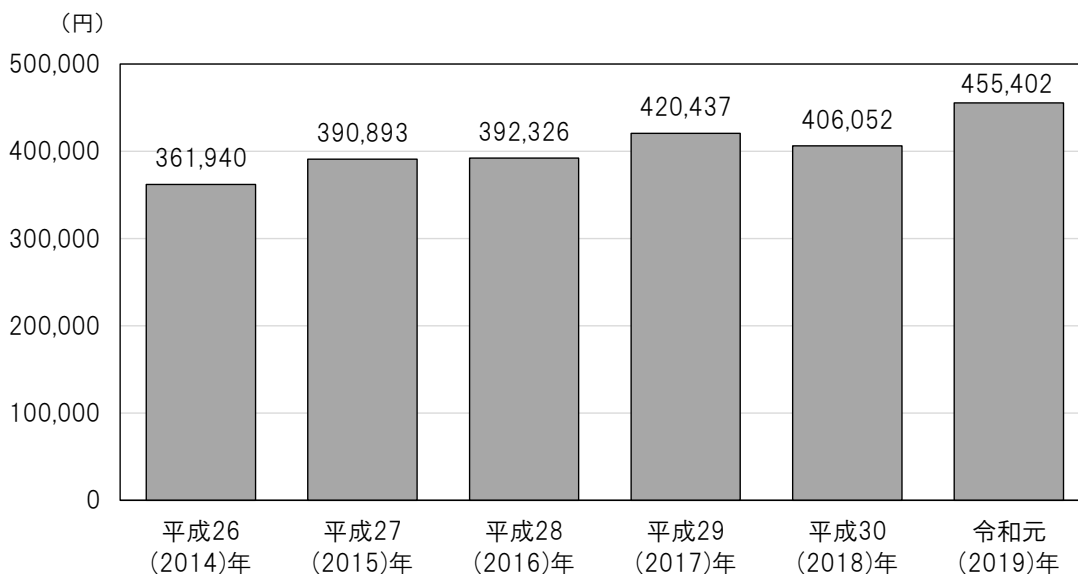


資料：介護保険事業状況報告年報（厚生労働省）

(8) 国保健康保健医療費

国民健康保険の1人当たり医療費は、令和元(2019)年度では、455,402円となり、増加傾向にあります。

■1人当たり医療費の推移■



資料：医療費の状況（玖珠町 住民課）

(9) 特定健診・各種がん検診の状況

国民健康保険の特定健康診査及び各種がん検診の受診率は、下表のようになっています。

令和元(2019)年度の特定健康診査の受診率は44.1%ですが、乳がん検診は21.3%、肺がん検診は18.8%、子宮がん検診は17.6%、大腸がん検診は17.5%、胃がん検診は17.1%にとどまっています。

■特定健康診査及びがん検診の受診率■

(%)

	特定健康 検査	肺がん 検診	胃がん 検診	大腸がん 検診	子宮がん 検診	乳がん 検診
平成28(2016)年度	40.0	19.3	19.7	18.6	20.7	7.9
平成29(2017)年度	43.5	20.0	19.5	18.7	20.0	18.8
平成30(2018)年度	42.5	18.5	18.8	17.5	19.8	17.7
令和元(2019)年度	44.1	18.8	17.1	17.5	17.6	21.3

資料：西部保健所

※胃がん・子宮がん・乳がんの受診率

「前年度受診者数」+「当該年度受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」) ÷
「当該年度の対象者数」×100

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、これまで町民一人ひとりが、自分にあった生き方を選択し「健康寿命の延伸」「QOL（生活の質）の向上」を目指し、町民と地域、行政が一体となって「健康なまちづくり」を展開してきました。

こうしたこれまでの取り組みを継承するとともに、より発展させ、関連する保健福祉分野の個別計画との連携・整合を図りながら、一体的に取り組んでいくために、本計画では『一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくり』を基本理念とします。

町民一人ひとりが健康への意識を高め、健康的な生活を自分で選択し実践できるようになることを目指して、ライフステージ別の健康づくりとともに、食育推進、自殺対策を含めた「童話の里“くす”健康 21 計画（Ⅲ）－健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画－」として策定し、一体的に取り組んでいきます。

基本理念

「一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくり」

2. 基本目標

(1) 玖珠町健康増進計画



基本目標① 町民一人ひとりの健康づくりの育成

- 一人ひとりが生きがいを持ち、充実した毎日を送れるように「健康づくり」に取り組めます。
- 自分の健康状態を認識し、健康的な生活を実践する力をつけます。
- 子どもの時に身につく生活習慣がその後の健康づくりの基本となることから、「乳幼児期からの健康な生活習慣づくり」を強化していきます。



基本目標② 町民一人ひとりを支える地域活動・組織活動の推進

健康づくりや子育てを個人のみの問題とするのではなく、町民一人ひとりの健康づくりを支えるため、家庭をはじめ、仲間・学校・職場等の地域組織における活動と、それらのネットワークづくりを進めます。



基本目標③ 健康づくりに取り組みやすい環境整備

- 健康づくりは個人の取り組みだけにとどまらず、それを支える人材や適切な場所の整備・確保等の環境を整えます。



基本目標④ 「食」を通じた生きる力の育成

「食」はすべての生活の基本です。「健康な身体づくり」のみならず、「食を通じたコミュニケーション」「地域の伝統文化の継承」「自然との共生」等あらゆる分野を通じて生きる力を育成していきます。



基本目標⑤ ライフステージ別の取り組み

- 乳幼児期から高齢期まで、各年代において健康づくりの課題を明らかにし、その解決に取り組めます。

(2) 玖珠町食育推進計画

基本目標① 「生きる力」を育む 健やかで心豊かな食体験



食育は生涯を通じたすべてのライフステージにあわせて推進する必要があります。中でも子どもへの食育は、「三つ子の魂百まで」と言われるように、食に対する意識、食習慣や味覚の形成、健全な心と体を形成する時期であることから、その後のすべてのライフステージに影響します。また、子どもへの食育の推進は、保護者・家庭・地域を巻き込んで、すべてのライフステージを対象とした食育へとつながっていきます。

童話の里“くす”の子どもたちに、様々な体験を通じて、「生きる力」を育みます。

基本目標② 食でつながり 食で広がる 地域と文化



「食べること」は、個人個人の行動と捉えがちですが、「食べ物」は、自然環境の中で生産され、製造、加工、販売、調理、消費、廃棄されてまた自然環境に返るという循環性を持っています。私たちは「食べること」を通して、「食べ物」の命、その各過程に携わる人々や地域社会、自然環境とつながっているのです。これはいわば『横のつながり』とも言えます。

一方、童話の里“くす”の食文化は、この土地の気候風土と深く結びつき、先人たちの知恵と技術に支えられて受け継がれてきました。こちらは、『縦のつながり』とも言えます。この『横のつながり』『縦のつながり』を大切にし、さらに広がりを持たせて「食による町づくり」を目指して次の世代に継承していきます。

【取り組む分野】

この2の基本目標にむかって、4つの分野で取り組んでいきます。

- 1) 栄養・食生活
- 2) 食の安心安全・命の循環・環境への配慮
- 3) 食文化の継承・食を大切にする心
- 4) 地産地消・地域振興

(3) 玖珠町自殺対策計画

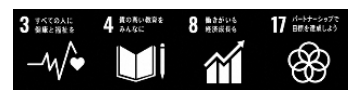
基本目標① 地域におけるネットワークの強化



自殺はうつ病等の精神疾患だけに限らず、その背後に家庭の問題や子育て、いじめ、虐待、失業、多重債務等様々な社会的要因が複合的に絡みます。そのため、状況に応じた相談支援を実施するとともに、医療・保健、福祉のネットワークを構築し、緊密な連携を図りながら自殺対策を推進することが必要です。

「一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくり」の実現を目指し、国、地方公共団体、関係団体、町民等が連携・協働して総合的に自殺対策に取り組みます。

基本目標② 自殺対策を支える人材の育成



自殺は、一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となりうる重大な問題です。

また、自殺は複合的な課題を抱えた人が多いことから、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。

メンタルヘルス研修やゲートキーパー※の養成は、自殺対策を考える上で重要になるとともに、活動の原動力ともなります。そのため、早期の「気づき」のための人材育成の方策を充実させ、医療・保健、福祉、教育、労働、その他の関係機関、町民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

※：ゲートキーパーとは

悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要に応じて専門機関につないだり見守ったりする人のことです。

基本目標③ 町民への啓発と周知



自殺に追い込まれるという危機は、「誰でも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

こうした心情や背景の理解を深めることも含めて「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である」という社会全体の共通認識を町民が持てるよう、心の健康づくり（正しい知識の普及、相談機関の周知）や福祉意識の醸成（自殺等の理解を深める）等の積極的な普及啓発が必要と考えられます。

心の健康や自殺対策に関する正しい知識について、メディアを活用したPRや、リーフレット等の作成・配布等による普及啓発を積極的に推進します。



基本目標④ 生きることの促進要因への支援

新大綱では、自殺対策とは、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させること、と定義されており、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。

この「生きることの阻害要因」とは、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等が挙げられます。また「生きることの促進要因」とは、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等が挙げられます。

以上のことを踏まえ、本町では、「生きることの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、相談機能の充実、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

基本目標⑤ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育及び子どもの SOS に気づくための学校教育・地域での取組



児童生徒のSOSの出し方に関する教育については、「困難やストレスに直面した児童生徒が身近にいる信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということ、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援できるようにすること」を目標として、学校の教育活動として実施することが望まれています。

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を展開していくために、子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実に努めます。

第2部 各論

第1章 玖珠町健康増進計画

1. 計画の概要

(1) 計画の目的

「健康」は、町民一人ひとりが心豊かに、いきいきとした毎日を過ごすための大切な要素であり、高齢化が進む中、生涯にわたり自立して、自己実現を図っていくために、健康づくりの役割は一層重要度を増しています。

私たちは、健康でありたいと願いつつ、一人ひとりが自分なりの健康観をもって生活しています。この計画は、すべての人が健康でいきいきと暮らせるように、町民一人ひとりが生活の質（QOL）を高めることができ、みんなで取り組める健康づくりを推進することを目的に策定しました。

2. 玖珠町の健康をとりまく現状と課題

(1) 健康をとりまく現状

アンケート調査結果から、健康をとりまく現状について、みていきます。

① 栄養・食生活について

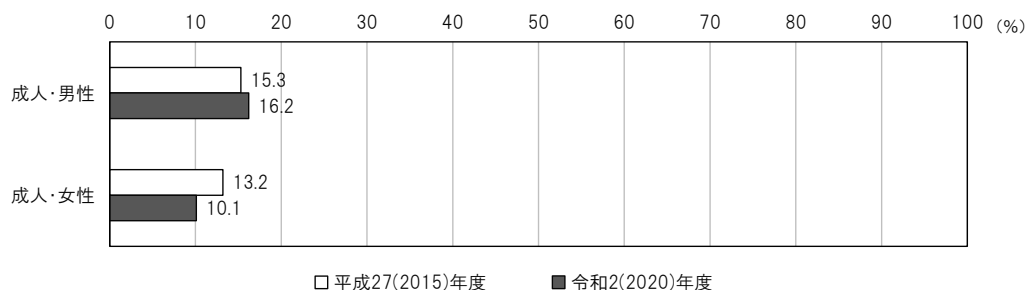
ほとんど毎日朝食を食べている人の割合は、高校生では平成 27(2015)年度に 87.8%に改善しましたが、今回は 80.3%となり、平成 22(2010)年度の水準に戻っています。

小学5年生保護者、中学生、成人男性及び女性では、大きな変化はみられません。



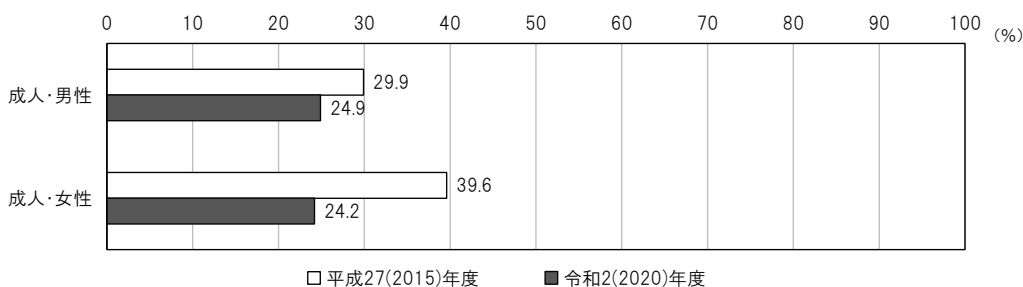
塩分の多い食品（漬物、麺類の汁、味の濃いおかず等）をほとんど毎日食べている人の割合は、平成 27(2015)年度と比べて、わずかですが、男性は 15.3%から 16.2%と増加し、女性は 13.2%から 10.1%に減少しています。

■塩分の多い食品をほとんど毎日食べている人の割合■



緑黄色野菜（にんじん、ほうれん草、かぼちゃ等）をほとんど毎日食べている人の割合は、平成 27(2015)年度と比べて、男性では 29.9%から 24.9%に 5 ポイント減少、女性では 39.6%から 24.2%に 15.4 ポイント減少しています。

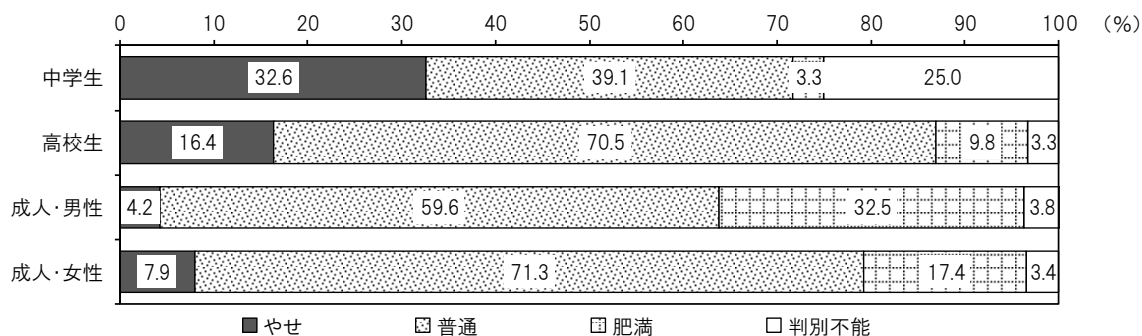
■緑黄色野菜をほとんど毎日食べている人の割合■



身長と体重から判別したBMIについてみると、中学生では「やせ」の割合が 32.6%と高くなっています。

成人になると、「やせ」は男女とも 1 割以下に減少しています。一方、「肥満」は増加しており、女性では 17.4%ですが、男性では 32.5%、約 3 人に 1 人となっています。

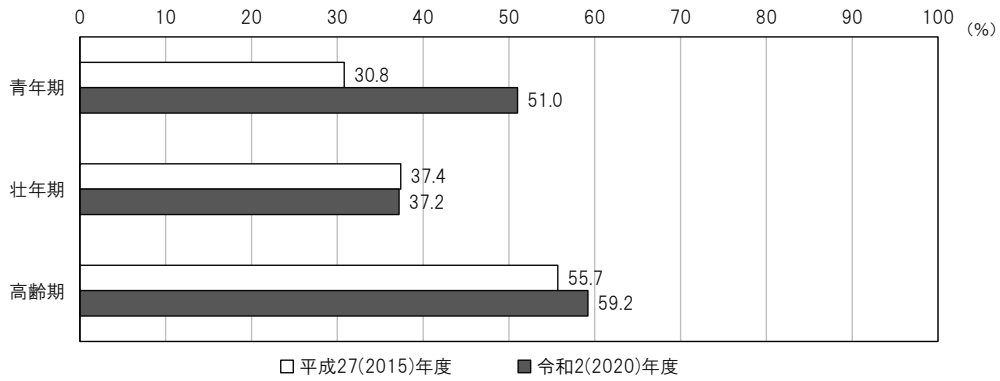
■BMI■



② 運動について

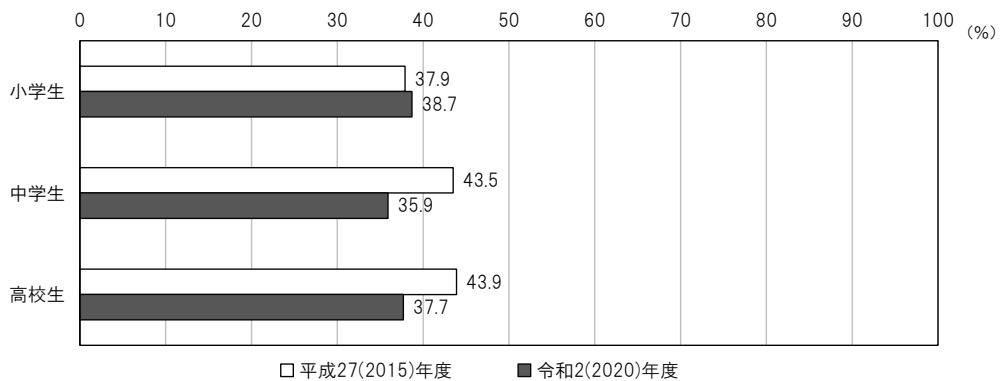
1日に30分以上の運動を週1回以上している人の割合は、平成27(2015)年度と比べて、青年期では30.8%から51.0%へ大幅に増加しています。壮年期は横這い、高齢期は55.7%から59.2%に若干増加しています。

■運動（1日30分以上）を週1回以上している人の割合■



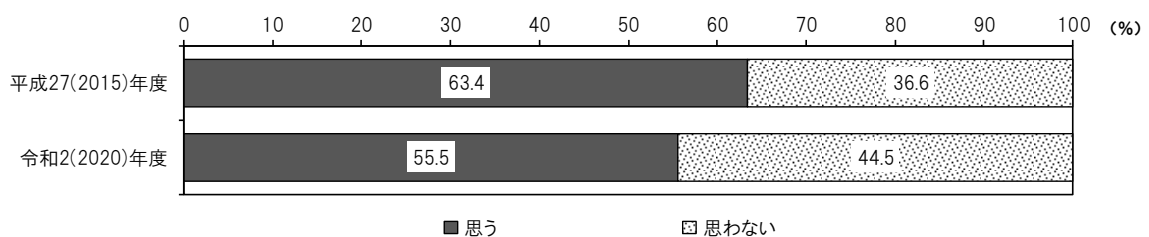
小学生、中学生、高校生で運動不足と感じている人の割合は、平成27(2015)年度と比べて、小学生では同水準、中学生では43.5%から35.9%に7.6ポイント減少、高校生では43.9%から37.7%に6.2ポイント減となっています。

■運動不足と感じている人の割合■



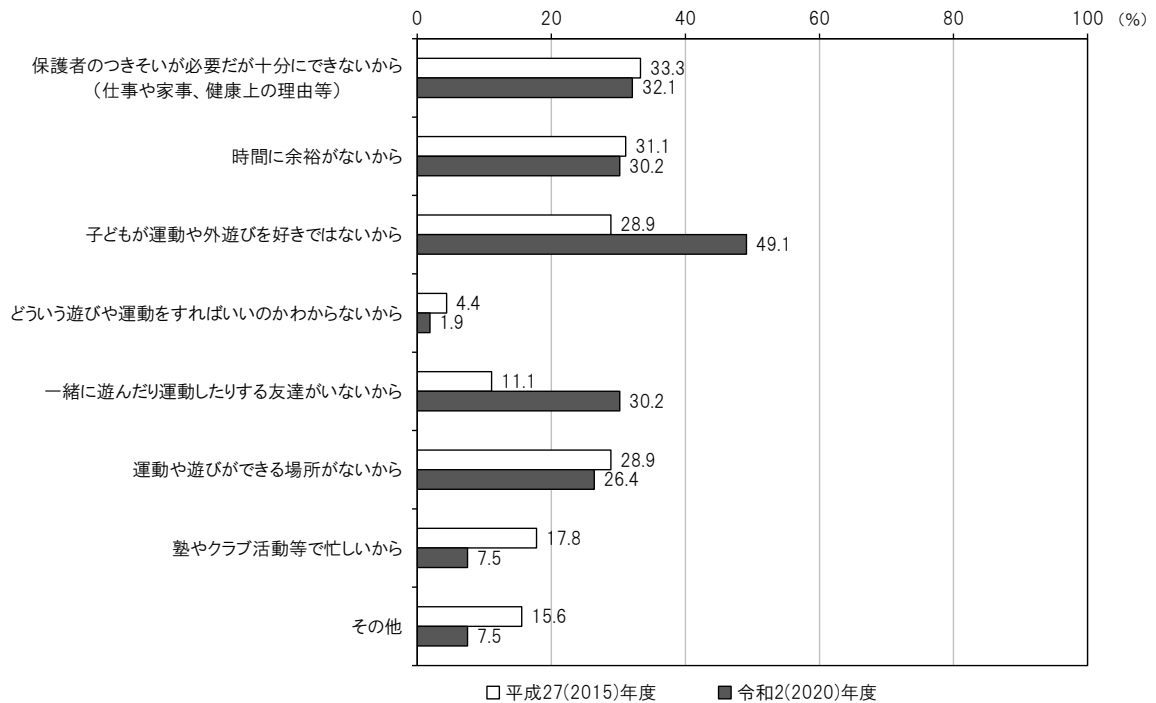
小学5年生の保護者に、子どもが外で身体を使って十分に遊んでいるかどうかを尋ねたところ、55.5%となっており、平成27(2015)年度の63.4%に対して7.9ポイント減少しています。

■外で身体を使って十分に遊んでいる人の割合■(小学5年生保護者回答)



また、外で身体を使って十分に遊べていない理由としては、今回の調査では、「子どもが運動や外遊びを好きではないから」が特に多くなっています。

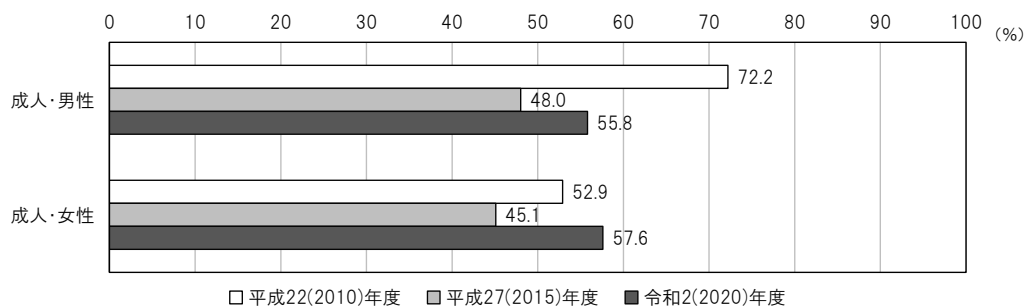
■外で身体を使って十分に遊べていない理由■(小学5年生保護者回答)



③ 休養・心の健康づくりについて

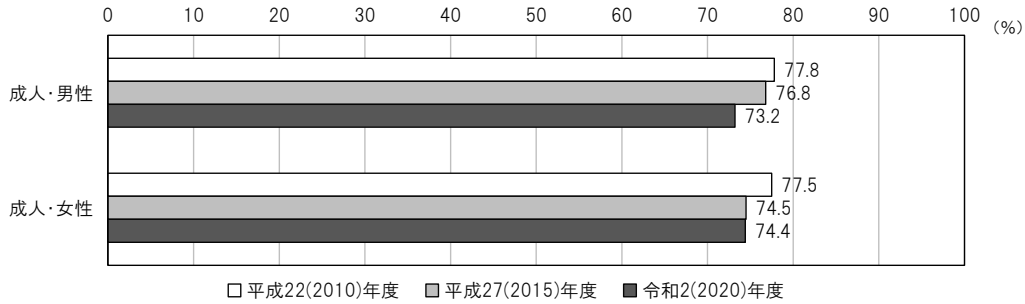
趣味やボランティア活動など、「心の張りや楽しみ、生きがい」となるものがある人の割合は、平成 27(2015)年度と比べて、成人・男性では 48.0%から 55.8%に 7.8 ポイント増加、女性でも 45.1%から 57.6%に 12.5 ポイント増加しています。

■心の張りや楽しみ、生きがいがある人の割合■



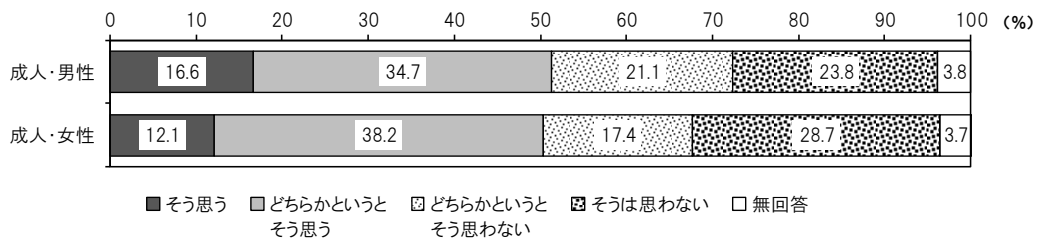
その一方で、友達や近所の人と集まる機会ある人の割合は、微減傾向にあります。

■友人や近所の人と集まる機会がある人の割合■



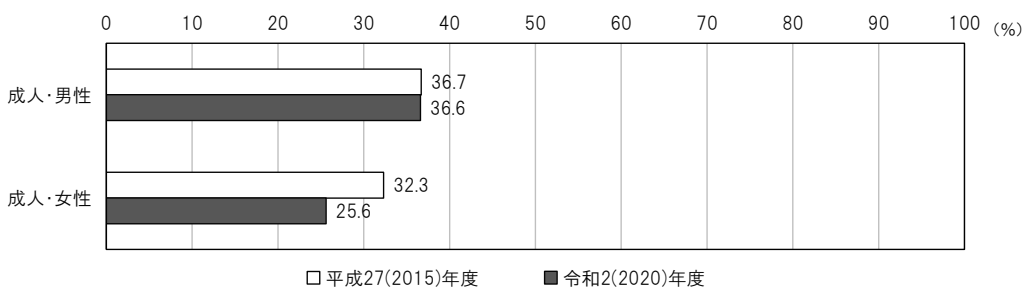
悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる人が、男性ではそう思う 16.6%、どちらかというと思う 34.7%、合計 51.3%、女性ではそう思う 12.1%、どちらかというと思う 38.2%、合計 50.3%と、半数程度みられます。

■悩みやストレスについての相談・助けにためらいを感じる人の割合■



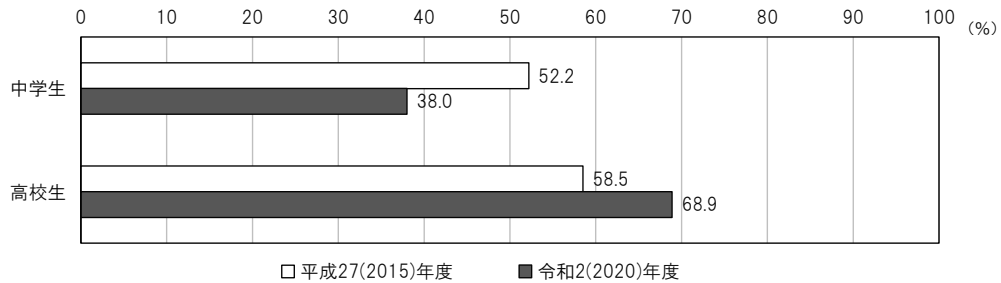
また、精神的ストレス・悩みで困ったときの相談先が分からない人が、男性で 36.6%、約 3 人に 1 人います。女性でも、平成 27(2015)年度の 32.3%よりは減少していますが、25.6%と、約 4 人に 1 人みられます。

■ストレスや悩みごとの相談先が分からない人の割合■



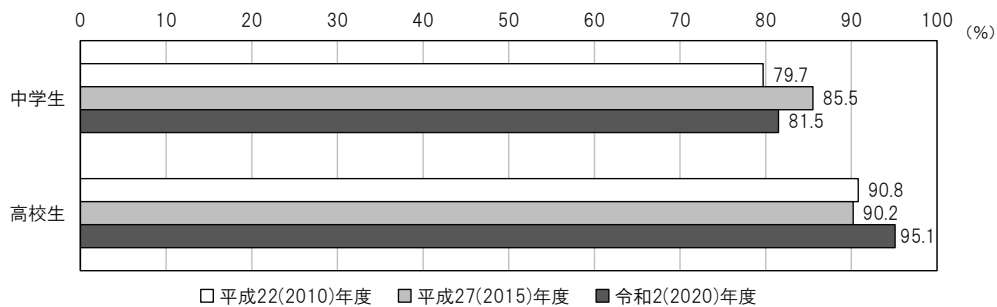
中学生、高校生には自分のことが好きかどうかを尋ねましたが、平成 27(2015)年度と比べて、中学生は 52.2%から 38.0%に 14.2 ポイント減少していますが、高校生では、58.5%から 68.9%に、10.4 ポイント増加しています。

■自分のことが好きな人の割合■



親から愛されていると感じている人の割合は、中学生では平成 27(2015)年度 85.5%に増加しましたが、今回は減少し、81.5%となっています。一方、高校生では 95.1%まで増加しています。

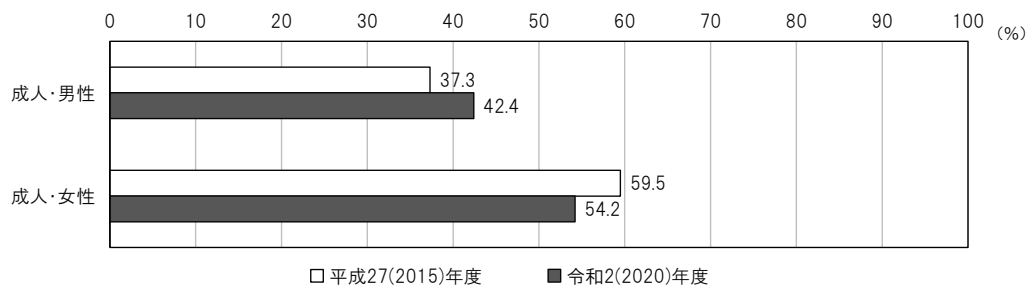
■親から愛されていると感じる人の割合■



④ 飲酒・喫煙について

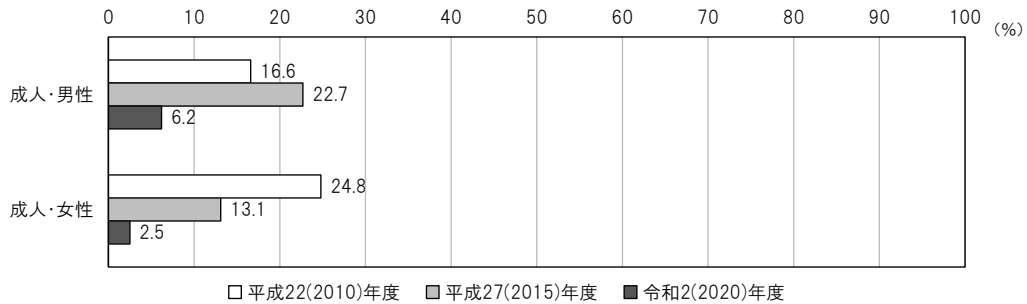
飲酒の適量が1合未満と知っている人の割合は、平成 27(2015)年度に比べて、男性は 37.3%から 42.4%に、5.1 ポイント増加していますが、女性は 59.5%から 54.2%に、5.3 ポイント減少しています。

■飲酒の適量が1合未満と知っている人の割合■



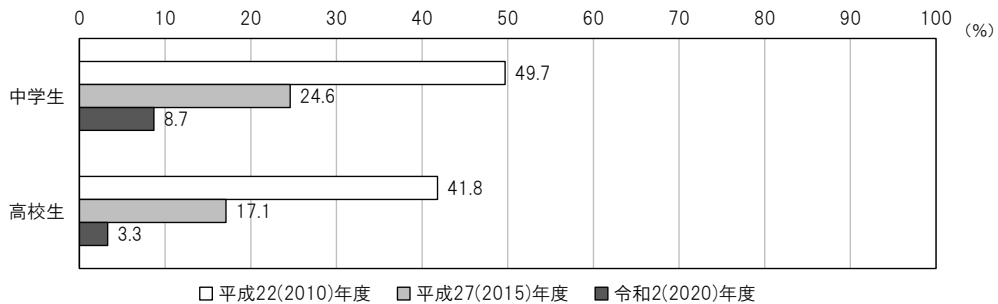
飲酒している人の中で3合以上大量に飲酒している人の割合は、今回、男性では6.2%、女性では2.5%と、平成22(2010)年度、平成27(2015)年度に比べて大幅に減少しています。

■飲酒している人の中で3合以上大量に飲酒している人の割合■



中学生、高校生の飲酒経験についてみると、平成22(2010)年度以降、減少傾向にあり、今回、中学生は8.7%、高校生は3.3%となっています。

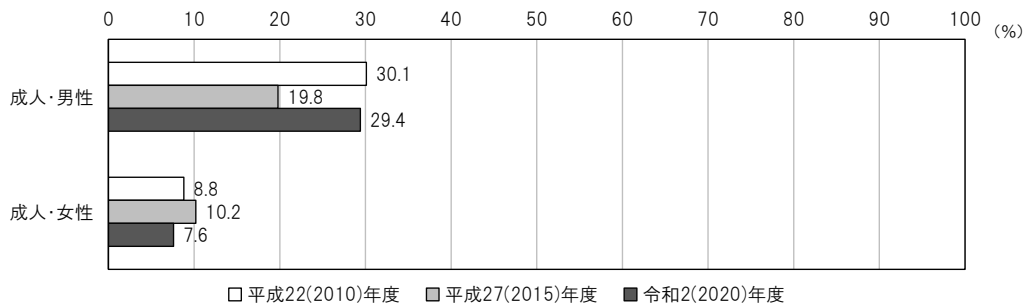
■中学生、高校生の飲酒経験のある人の割合■



喫煙状況にみると、成人・男性では平成27(2015)年度に19.8%になりましたが、今回は29.4%、平成22(2010)年度の水準に戻っています。

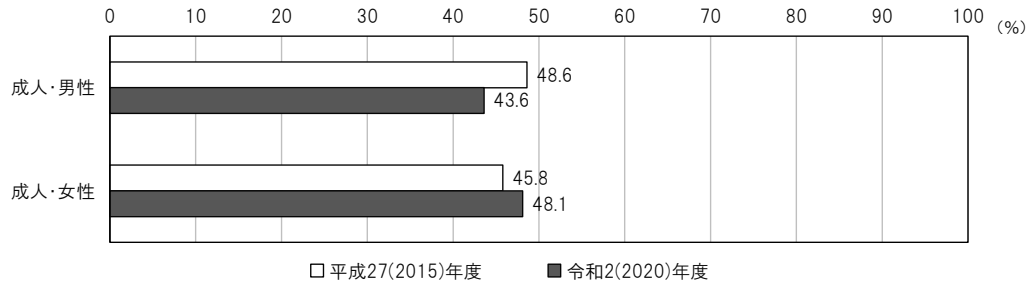
女性の喫煙率は、平成27(2015)年度の10.2%から2.6ポイント減少して、7.6%となっています。

■喫煙している人の割合■



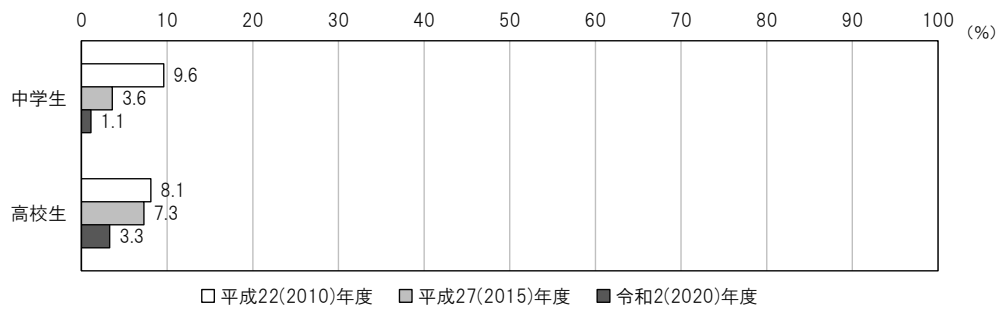
喫煙している人の中で禁煙を考えている人の割合は、平成27(2015)年度に比べて、女性は45.8%から2.3ポイント増加し48.1%となりましたが、男性では48.6%から43.6%となり、5.0ポイント減少しています。

■喫煙している人の中で禁煙を考えている人の割合■



中学生、高校生の喫煙経験をみると、平成22(2010)年度以降、減少傾向にあり、中学生が1.1%、高校生が3.3%となっています。

■中学生、高校生の喫煙したことのある人の割合■

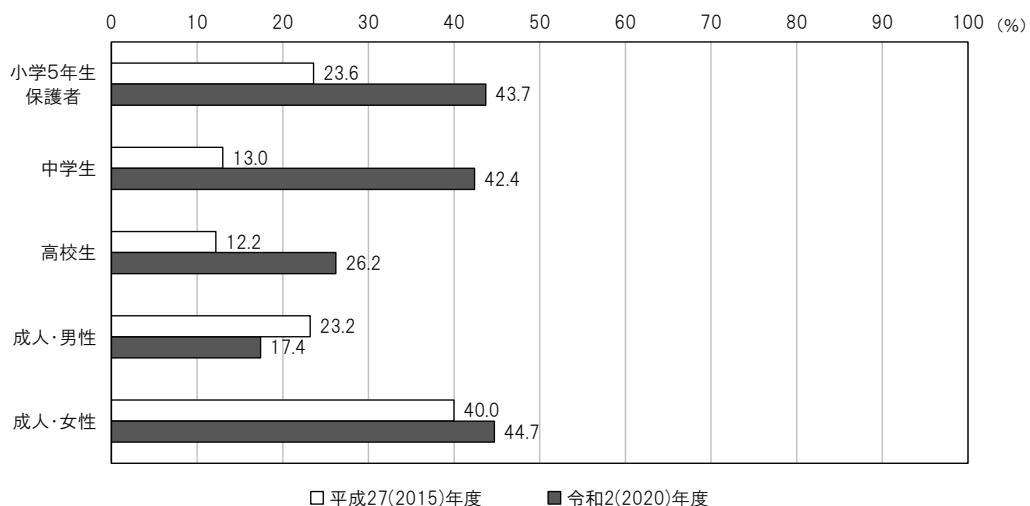


⑤ 歯の健康について

1日に3回以上歯磨きをする人の割合は、平成27(2015)年度に比べて、小学生、中学生、高校生では大幅に増加しています。

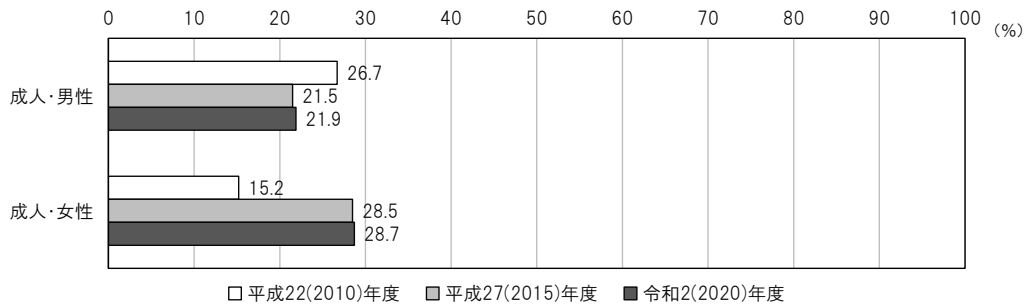
その中で、唯一、成人・男性だけは23.2%から17.4%と割合が減少しています。

■1日に3回以上歯磨きをする人の割合■



定期的に歯科健診を受けている人の割合は、平成27(2015)年度とほぼ同じ水準にあり、成人・男性で21.9%、成人・女性で28.7%となっています。

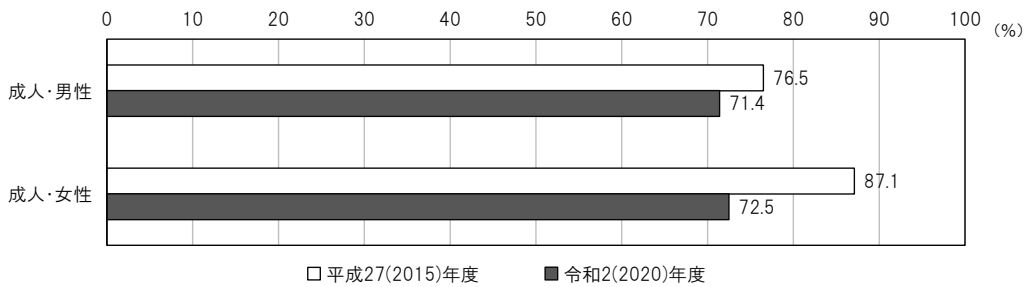
■定期的に歯科検診を受けている人の割合■



⑥ 保健・医療について

定期健康診査で精密検査が必要となった人で医療機関を受診した人の割合は、平成27(2015)年度に比べて、成人・男性では76.5%から71.4%に5.1ポイント減少、成人・女性も87.1%から72.5%に14.6ポイントの大幅な減少となっています。

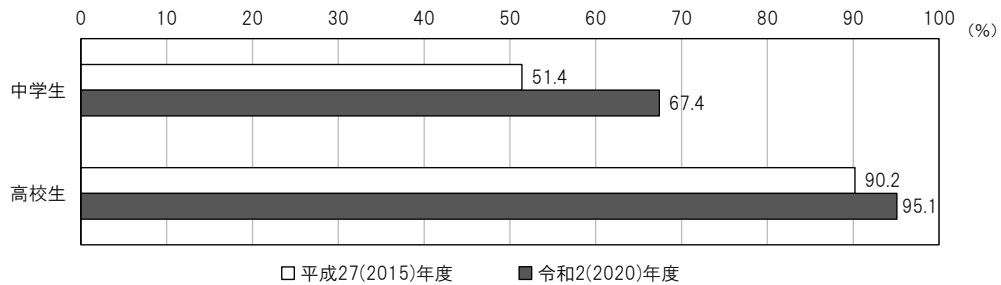
■定期健康診査で要精密となった人で医療機関を受診した人の割合■



⑦ 性と生殖に関する健康について

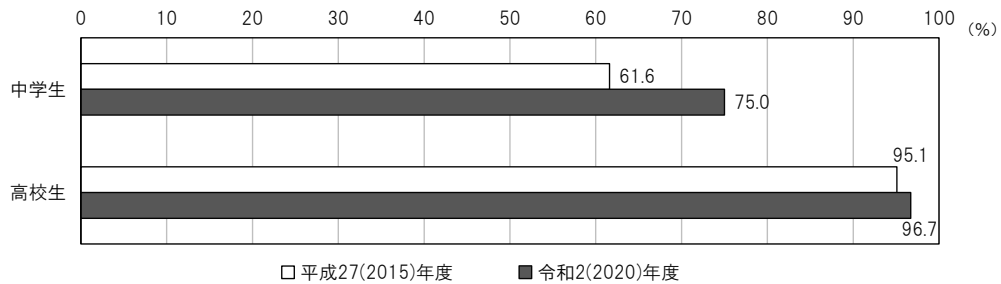
性交によって性感染症にかかることを知っている人の割合は、平成 27(2015)年度に比べて、中学生では 51.4%から 67.4%へ 16.0 ポイント増加、高校生も 90.2%から 95.1%へ 4.9 ポイントの増加となっています。

■性交によって性感染症にかかることを知っている中学生、高校生の割合■



性交によって妊娠することを知っている人の割合は、平成 27(2015)年度に比べて、中学生では 61.6%から 75.0%へ 13.4 ポイント増加、高校生は 95.1%から 96.7%へ 1.6 ポイントの増加となっています。

■性交によって妊娠することを知っている中学生、高校生の割合■



(2) 前計画の分野別達成度評価

平成 27 (2015) 年度に策定した『童話の里“くす”健康 2 1 計画 (Ⅱ)』に掲げている目標値について、計画策定時と今回の調査結果を比較することによって、達成状況を判定しました。

■ 指標の判定基準 ■

評価区分	判定
達成:令和2(2020)年度の目標値を達成している	◎
改善:令和2(2020)年度の目標値は達成していないが改善されている	○
非改善:平成 27(2015)年度の実績値から改善されていない	×
困難:把握方法が異なるため評価困難	—

指標の達成状況をみると、全 99 指標のうち、達成は 32 (32.3%)、改善は 31 (31.3%)、合計した達成または改善した指標は 63 (63.6%) となっています。また、非改善指標は 29 (29.3%) となっています。

分野別にみると、母子、成人・高齢者とも、運動、飲酒・喫煙、歯の健康では達成または改善した指標が多くなっていますが、栄養・食生活、保健・医療の分野では改善していない指標が多くなっています。

また、休養・心の健康分野では、母子では達成または改善した指標が多くなっていますが、成人・高齢者では改善していない指標が多くなっています。

母子における事故防止や性と生殖に関する分野については、達成または改善した指標が 14 指標中 13 指標となっています。

こうしたことから、改善していない指標の多い栄養・食生活、保健・医療、成人・高齢者では休養・心の健康づくりに対する働きかけを強化する必要があります。

■ 全分野合計達成状況内訳 ■

	達成 ◎	改善 ○	非改善 ×	困難 —	合計
母子	18	20	17	2	57
成人・高齢者	14	11	12	5	42
合計	32	31	29	7	99

① 栄養・食生活

【母子】

(%)

ライフ ステージ	指 標	平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
妊娠・ 出産期	バランスの良い食事が とれている	データなし	90.6	94.5	91.9	○
乳幼児期	薄味に気をつけている	データなし	95.8	97	82.8	×
	食事時間が決まっている	データなし	94.4	97	92.6	×
	低出生体重児の割合	8.6	7.9	7.7	8.2	×
学童期	朝食を毎日食べている	95.3	91.9	100	95.8	○
思春期	朝食を毎日食べている	中学生 85.5	中学生 89.1	中学生 100.0	88.0	×
		高校生 78.5	高校生 87.8	高校生 100.0	80.3	×
	BMIが「標準」である	中学生 46.9	中学生 50.0	中学生 53.0	39.1	×
		高校生 65.8	高校生 68.3	高校生 72.4	70.5	○

【成人・高齢者】

(%)

指 標		平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
①BMIが18.5~25.0の人を 増やす	男性	63.6	69.8	75	59.6	×
	女性	73	75.2	80.3	71.3	×
②緑黄色野菜を毎日食べる 人を増やす	男性	28.4	29.9	34.9	24.9	×
	女性	37.7	39.6	41.5	24.2	×
③朝食を毎日食べる人を増 やす	男性	81.3	82.5	100	81.1	×
	女性	85.8	84.7	100	86.8	○

■ 栄養・食生活指標の達成状況内訳 ■

	達 成 ◎	改 善 ○	非改善 ×	困難 —	合計
母 子	0	3	6	0	9
成人・高齢者	0	1	5	0	6
合 計	0	4	11	0	15

② 運動

【母子】

(%)

ライフ ステージ	指 標	平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
学童期	自分が運動不足だと感じている	データなし	37.9	32.9	38.7	×
思春期	自分が運動不足だと感じている	中学生 50.3	中学生 43.5	中学生 40.0	35.9	◎
		高校生 68.4	高校生 43.9	高校生 40.0	37.7	◎

【成人・高齢者】

(%)

指 標		平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
①週に1～2回以上運動習慣のある人を増やす	男性	48.9	48.5	53.8	50.6	○
	女性	36.8	35.3	40.5	51.6	◎
②一緒に運動する仲間がいる人を増やす	男性	53.4	84.9	90	86.8	○
	女性	53.9	79.3	85	90.7	◎

■ 運動指標の達成状況内訳 ■

	達 成 ◎	改 善 ○	非改善 ×	困難 —	合計
母 子	2	0	1	0	3
成人・高齢者	2	2	0	0	4
合 計	4	2	1	0	7

③ 休養・心の健康づくり

【母子】

(%)

ライフ ステージ	指 標	平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
妊娠・ 出産期	マタニティーブルーや産後うつについて知っている	データなし	94.9	97	98.6	◎
乳幼児期	乳児訪問実施率	83	76.6	100	79.0	○
	子育てに対する不安を相談できる場がある	データなし	91.6	95	94.5	○
	子育ての方法を教わる機会がある	データなし	85.9	90	81.6	×
学童期	十分な睡眠時間がとれている	88.3	88.6	92.7	95.0	◎
思春期	自分のことが好き	中学生 27.7	中学生 52.2	中学生 55.0	38.0	×
			高校生 58.5	高校生 60.0	68.9	◎
	自分は親に愛されていると思う	中学生 79.7	中学生 85.5	中学生 87.5	81.5	×
			高校生 90.8	高校生 90.2	高校生 95.0	95.1
	ストレスの解消方法がある	中学生 49.7	中学生 60.1	中学生 65.0	63.0	○
			高校生 60.2	高校生 56.1	高校生 64.0	72.1

【成人・高齢者】

(%)

指 標		平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
①睡眠による休養がとれている人が増える	男性	36	79.6	85	82.2	○
	女性	77.8	74.5	85	76.9	○
②ストレスが多いと感じている人を減らす	男性	12.5	9.6	7	10.6	×
	女性	18.6	20	17.7	14.6	◎
③ストレスや悩みを相談できる人を増やす	男性	71	62.7	74.6	74.7	◎
	女性	85.3	88.5	93.8	88.2	×
④趣味やボランティア等「心の張り」のある人が増える	男性	72.2	48	60	55.8	○
	女性	52.9	45.1	55.5	57.6	◎
⑤友達や近所の人と集まる機会のある人を増やす	男性	77.8	76.8	81.7	73.2	×
	女性	77.5	74.5	81.4	74.4	×

■ 休養・心の健康づくり指標の達成状況内訳 ■

	達成 ◎	改善 ○	非改善 ×	困難 —	合計
母 子	5	3	3	0	11
成人・高齢者	3	3	4	0	10
合 計	8	6	7	0	21

④ 飲酒・喫煙

【母子】

(%)

ライフ ステージ	指 標	平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
妊娠・ 出産期	お酒を飲んでいる	9.8	0.9	0	0.0	◎
	たばこを吸っている	4.3	2.6	0	2.7	×
学童期	飲酒経験がある	データなし		0	7.6	×
思春期	飲酒経験がある	中学生 49.7	中学生 24.6	中学生 0.0	8.7	○
		高校生 41.8	高校生 17.1	高校生 0.0	3.3	○
	喫煙経験がある	中学生 9.6	中学生 3.6	中学生 0.0	1.1	○
		高校生 8.1	高校生 7.3	高校生 0.0	3.3	○

【成人・高齢者】

(%)

指 標		平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
①多量飲酒する人を減らす (飲酒をする人のうち)	男性	16.6	22.7	15.8	6.2	◎
	女性	24.8	13.1	10	2.5	◎
②多量飲酒する人を減らす (全体のうち)	男性	データなし	14.1	10.0	4.2	◎
	女性	データなし	4.7	2.0	0.8	◎
③地域や職場で酒を断れない 雰囲気を感じている人を 減らす	男性	41.2	27.6	25	21.1	◎
	女性	0	16.7	10	5.3	◎
④喫煙する人を減らす	男性	30.1	19.8	15	29.4	×
	女性	8.8	10.2	7.9	7.6	◎
⑤家庭や職場で敷地内禁煙を 実施している人を増やす	男性	データなし	80	84	78.2	×
	女性	データなし	79.2	84	88.9	◎

■ 飲酒・喫煙指標の達成状況内訳 ■

	達 成 ◎	改 善 ○	非改善 ×	困難 —	合計
母 子	1	4	2	0	7
成人・高齢者	8	0	2	0	10
合 計	9	4	4	0	17

⑤ 歯の健康

【母子】

(%)

ライフ ステージ	指 標	平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
妊娠・ 出産期	むし歯や歯周病の治療をした	データなし	36.8		-	-
	妊娠中のむし歯が早産などを引き起こすことを知っている			80	問診項目なし	-
	妊娠中、歯科健診や治療を受けた			80	67.6	×
乳幼期	フッ化物歯面塗布を継続してしている	データなし	30.4	50	37.1	○
	むし歯のある3歳児の割合	32.9	21.6	20	19.4	◎
学童期	1日3回食後に歯磨きをしている	データなし	23.6	50	43.7	○
思春期	1日3回食後に歯磨きをしている	中学生なし	中学生 13.0	中学生 50.0	42.4	○
		高校生なし	高校生 12.2	高校生 50.0	26.2	○

【成人・高齢者】

(%)

指 標		平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
①定期的に歯科健診を受けている人が増える	男性	26.7	21.5	28	21.9	○
	女性	15.2	28.5	30	28.7	○
②歯間部清掃用具を使っている人が増える	男性	13.1	33.3	40	39.7	○
	女性	28.4	60.4	65	66.3	◎
③毎食後歯を磨く人が増える	男性	17	23.2	18.7	17.4	×
	女性	40.7	40	44.8	44.7	○

■ 歯の健康指標の達成状況内訳 ■

	達成 ◎	改善 ○	非改善 ×	困難 -	合計
母 子	1	4	1	2	8
成人・高齢者	1	4	1	0	6
合 計	2	8	2	2	14

⑥ 保健・医療

【母子】

(%)

ライフ ステージ	指 標	平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
妊娠・ 出産期	妊娠初期に妊娠届出を する	データなし	81.8	90	98.9	◎
乳幼児 期	かかりつけ医をもっている	データなし	93.5	94.5	89.5	×
学童期	かかりつけ医をもっている	86.7	85.4	90	89.1	○
思春期	かかりつけ医をもっている	中学生なし	中学生 53.6	中学生 90.0	47.8	×
		高校生なし	高校生 73.2	高校生 90.0	60.7	×

【成人・高齢者】

(%)

指 標	平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
	結果	結果	目標	結果	
特定健診受診率を上げる	36.6	41.1	60	44.1	○
胃がん検診受診率を上げる	26	28.1	50	—	—
肺がん検診受診率を上げる	33.4	37.1	50	—	—
大腸がん検診受診率を上げる	30.7	35.3	50	—	—
子宮がん検診受診率を上げる	53	35.2	50	—	—
乳がん検診受診率を上げる	15.1	2.2	50	—	—

※各種がん検診については、受診率の算出方法の変更により評価不可

■ 保健・医療指標の達成状況内訳 ■

	達成 ◎	改善 ○	非改善 ×	困難 —	合計
母 子	1	1	3	0	5
成人・高齢者	0	1	0	5	6
合 計	1	2	3	5	11

⑦ 事故予防

【母子】

(%)

ライフ ステージ	指 標	平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
乳幼児期	救急法を知っている	データなし	61.7	73.5	69.5	○
学童期	けがの防止の方法を知っている	データなし	91.4	94.5	95.0	◎
	けがの手当ての方法を知っている	データなし	66.4	80	68.9	○
思春期	傷害・事故予防の方法を知っている	中学生なし	中学生 80.4	中学生 90.0	92.4	◎
		高校生なし	高校生 87.8	高校生 70.0	95.1	◎
	応急手当の方法について知っている	中学生なし	中学生 53.6	中学生 70.0	47.8	×
		高校生なし	高校生 65.9	高校生 70.0	67.2	○

■ 事故予防指標の達成状況内訳 ■

	達 成 ◎	改 善 ○	非改善 ×	困難 -	合計
母 子	3	3	1	0	7

⑧ 性と生殖に関する健康

【母子】

(%)

ライフ ステージ	指 標	平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
		結果	結果	目標	結果	
妊娠・ 出産期	妊娠・出産の不安について相談できる場があった	データなし	96.6	98	98.6	◎
	職場の配慮があった	30.2	55.6	60	92.6	◎
	家族の配慮があった	87.6	85.5	90	93.2	◎
思春期	性交渉によって性感染症になることを知っている	中学生なし	中学生 51.4	中学生 70.0	67.4	○
		高校生 88.8	高校生 90.2	高校生 95.0	95.1	◎
	性交渉によって妊娠することを知っている	中学生なし	中学生 61.6	中学生 70.0	75.0	◎
		高校生 90.8	高校生 95.1	高校生 100.0	96.7	○

■ 性と生殖に関する健康指標の達成状況内訳 ■

	達 成 ◎	改 善 ○	非改善 ×	困難 -	合計
母 子	5	2	0	0	7

(3) 本町における健康増進に関する主要課題

① 栄養・食生活について

朝食をほとんど毎日食べている人の割合は、平成27(2015)年度調査（以下、「前回調査」という。）に比べて、小学生、成人・女性では若干増加しているものの、中学生、高校生、成人・男性では減少しており、朝食を必ずとるという意識の希薄化が進んでいるものと思われます。特に、高校生で減少幅が大きくなっています。

また、塩分の多い食品をほとんど毎日食べている人の割合は、成人・女性で減少しているものの、成人・男性では増加していること、緑黄色野菜をほとんど毎日食べている人の割合は、成人・男女とも減少していることから、適切な量と質の食事をとる意識を高める必要があります。

また、中学生ではBMIで「やせ」の割合が3割強あり、無理な食事制限は健康によくないことの周知徹底を図る必要があります。

こうしたことから、数値目標15項目に対して、達成できた指標はなく、改善された指標が4つにとどまっており、今後、栄養・食生活についての分野での指導、施策の充実・強化を図る必要があります。

② 運動について

1日に30分以上の運動を週1回以上している人の割合は、成人の中でも特に、青年期での増加が目立ち、中学生、高校生についても、運動不足と感じている人の割合は減少しています。

コロナ禍の影響もあると考えられるものの、小学生については、運動不足と感じている人の割合が、わずかですが増加しており、外で身体を使って十分に遊んでいる人の割合が減少している点は注意する必要があります。

数値目標7項目に対しては、達成が4、改善が2となっており、改善できなかったのは1つにとどまっています。

③ 休養・心の健康づくりについて

趣味やボランティア活動など、「心の張りや楽しみ、生きがい」となるものがある人の割合は、前回調査よりも成人・男性では7.8ポイント増加し55.8%。女性では12.5ポイント増加し57.6%となっており、いずれも半数を超えています。

その一方で、友人や近所の人と集まる機会がある人の割合は減少していることから、コミュニケーションの強化が課題となっています。

自分のことが好きな人の割合、自分は親に愛されていると感じている人の割合は、高校生では前回調査よりも増加しているものの、中学生では減少しています。中学生は、思春期の中でも不安定な時期であることから、一人ひとりにあった指導が求められます。

数値目標21項目に対しては、達成が8、改善が6、改善していない指標が7となっています。

④ 飲酒・喫煙について

飲酒の適量が1合未満ということを知っている人の割合は、成人・男性では前回調査よりも増加していますが、成人・女性では減少しています。

飲酒している人の中で3合以上の大量に飲酒している人の割合は、前回調査から大幅に減少しています。

喫煙については、喫煙率は成人・男子では前回調査の19.8%から29.4%に増加していますが、成人・女性は10.2%から7.6%へとわずかに減少しています。

喫煙者の中で、禁煙を考えている人は、成人・女性では若干増加しているものの、成人・男性では減少しています。

こうしたことから、飲酒については改善されつつありますが、禁煙については足踏み状態にあり、喫煙の害についての周知徹底が求められています。

また、中学生、高校生の飲酒経験率、喫煙経験率は、前回調査よりも大幅に減少しています。

数値目標17項目に対しては、達成が9、改善が4、改善していない指標が4となっています。

⑤ 歯の健康について

1日に3回以上歯磨きをする人の割合は、成人・男性で前回調査よりも減少しているものの、小学生、中学生、高校生、成人・女性では増加しています。特に、中学生では前回調査の13.0%から42.4%に大幅に増加しています。

ただ、定期的な歯科健診については、前回調査とほぼ同じ水準になっています。

数値目標14項目に対しては、達成が2、改善が8、改善していない指標が2、判断困難が2となっています。達成された指標は少ないものの、歯の健康について改善されつつあるといえます。

⑥ 保健・医療について

健（検）診の受診率は、アンケート結果からでなく、実際に受診した人の割合を用いています。特定健康診査の受診率は増加していますが、各種がん検診の受診率は、平成28(2016)年度に算出方法が変更になったため、評価はできませんが、受診率は伸び悩んでいるというのが実情です。

また、アンケート調査によると、定期健康診査で要精密となった人で医療機関を受診した人の割合も前回調査より減少しています。

こうしたことから、数値目標11項目に対して、達成は1、改善された指標が2つにとどまっており、今後、保健・医療分野での指導、施策の充実・強化を図る必要があります。

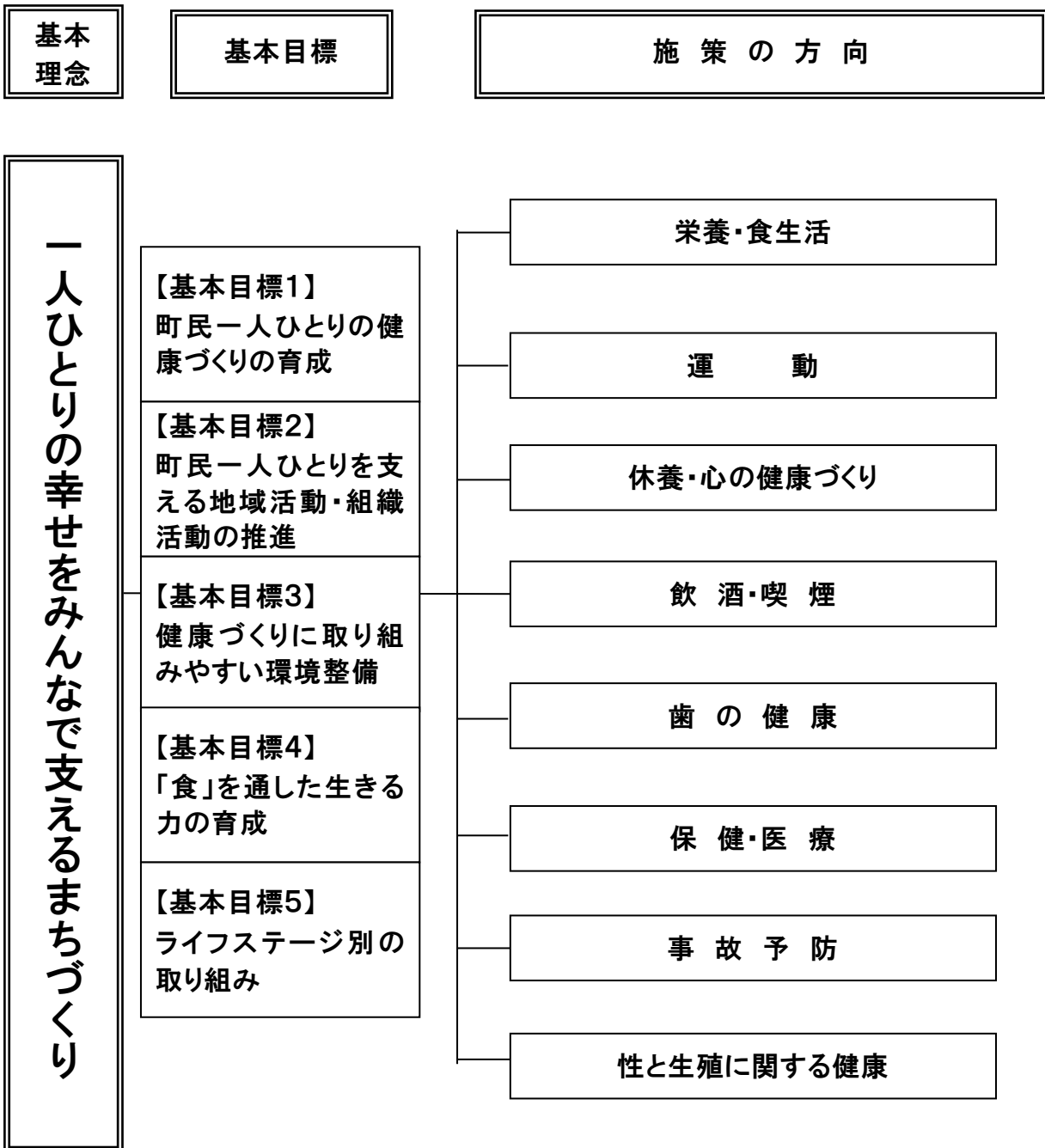
⑦ 事故予防について

中学生における応急手当の方法認知指標が悪化しているものの、その他の6指標については達成または改善していますが、今後も応急方法や事故防止に関する知識の啓発普及を図る必要があります。

⑧ 性と生殖に関する健康について

妊娠・出産期での母子に対する配慮、中学生、高校生における性と生殖に関する知識は確実に向上していますが、より健康な身体づくりに向けて周知徹底を図る必要があります。

3. 施策体系



4. 施策の展開

(1) 栄養・食生活

基本的な考え方

栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちが健やかに成長し、また人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病の予防のほか、生活の質の向上などの観点からも重要です。町民の生活習慣病の予防や、生活の質の向上を図るため、身体的・社会的・精神的に良好な食生活の実現に向けて取り組めます。

これまでの主な取り組み

- 母子手帳交付や乳幼児健診の際に食事・栄養バランスについてのパンフレット配布及び父親学級で栄養講話、妊娠期の栄養バランスを踏まえたメニューの試食を実施しています。
- 各小・中学校に「栄養教諭派遣要領」の周知を図り、計画的に栄養教諭の派遣（1校あたり年2～3回）し、食に関する指導に取り組んでいます。
- 小学校では栄養バランスのとれる献立、中学校では食生活の乱れが身体に及ぼす影響を考え、今後の食生活のどのようなにしたら良いかを考えています。
- 総合健診会場での減塩みそ汁試飲体験、健診結果説明会での集団栄養指導、保健師・栄養士による個別指導、ソルセイブ[※]体験、生活習慣病予防教室での栄養講話を実施しています。
- 高齢者に向けては、自治区健康教室での栄養講話と共食の場の提供、サロン活動で自慢の1品持ち寄りや栄養教室を開催し、食生活改善推進協議会の協力によるバランス食の試食等を実施しています。

※：ソルセイブとは

濃度の異なる塩味がついた6つのろ紙を順番に舌に置いていき、味の感じやすさを調べるもの。日頃の味付けの振り返りに使用する。

アンケート調査結果から

- 朝食をほとんど毎日食べている人の割合や緑黄色野菜をほとんど毎日食べている人の割合などは減少傾向にあることから、適切な量と質の食事をとる意識を高めていく必要があります。

今後の取り組み

個人・家庭で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から一日三食栄養のバランスを考えて食事をとるように心がけよう。 ● 離乳食は、旬の新鮮な食材を取り入れ薄味に慣れさせよう。 ● 朝食は毎日必ずとろう。 ● 野菜の先食べをしよう。 ● 家族みんなで薄味を心がけよう。 ● 「食」への感謝の気持ちをもとう。 ● 子どもにお手伝いの習慣をつけよう。 ● 家庭での食事を通じてコミュニケーションを大切にしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一日三食きちんと食べよう。 ● 栄養バランスを考え塩分などは摂取する量に注意し、健康的な食生活をおくろう。 ● 薄味を心がけよう。 ● 緑黄色野菜について関心をもち、毎日の食事に取り入れるように心がけよう。 ● 家族そろって食べるようにしよう。 ● 家族で食べすぎや偏食がないか声を掛け合って確認しよう。

地域・関係団体で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 食生活について学習する場づくりや参加の呼びかけをしよう。 ● 学校と協力し、食育の情報提供を行おう。 ● 健康づくり推進委員や食生活改善推進協議会等は、チラシ等の作成を行い、地域での情報提供を積極的に行おう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食生活について学習する場づくりへの参加を呼びかけよう。 ● 朝ごはんを食べる運動を子どもから大人までのあらゆる世代に対して展開していこう。 ● 食生活改善推進協議会を中心に、地域の課題に沿った活動を展開していこう。 ● 各団体が情報共有や意見交換を行い、連携してそれぞれの活動を展開しよう。 ● 高齢者が集い、会食できる機会を作ろう。(いきいきサロン等の活用)

学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと	
母子	
<ul style="list-style-type: none"> ● 給食には地場産品等、安全なものを活用しよう。 ● 「きゅうしょくだより」等を通じて保護者へ情報提供や啓発を行おう。 ● 保護者との連絡を密にとり、食生活に関する相談や指導をしよう。 ● 町の行事に親子の積極的な参加を促し、食育の情報提供や行事食の伝承等を行おう。 ● 正しい生活習慣の指導をしよう。 	

行政で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 食生活に対する相談や指導の強化を行う。 ● 学習の場や「食生活」に関する情報の提供を行う。 ● こども園等関係機関と連携し、実態把握を行う。 ● 食分野に関わる関係機関・組織とのネットワークづくりを行う。 ● 各団体の自主的で活発な活動への支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食分野に関わる関係機関・組織とのネットワークづくりを行う。 ● 各団体の自主的で活発な活動への支援をする。 ● 生活習慣病予防教室を拡充する。 ● 健診後の個別の栄養指導を徹底する。 ● 高齢者が集い、会食できるように支援をする。 ● 適塩を体験することにより、自宅での味付けを確認する場を設ける。

■ 数値目標 ■

(%)

	指 標	ライフステージ	令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度	
			現状	目標値	目標値	
母子	バランスの良い食事がとれている人を増やす	妊娠・出産期	91.9	93.2	94.5	
	薄味に気をつけている人を増やす	乳幼児期	82.8	88.7	94.5	
	食事時間が決まっている人を増やす		92.6	94.8	97.0	
	低出生体重児の割合を減らす		8.2	8.0	7.7	
	朝食を毎日食べている人を増やす	学童期	95.8	97.9	100.0	
	朝食を毎日食べている人を増やす	思春期	中学生	88.0	91.1	94.1
			高校生	80.3	84.2	88.0
	ローレル指数※が「標準(115~144)」である人を増やす	思春期・中学生	29.3	35.3	42.3	
BMIが「標準(18.5~24.9)」である人を増やす	思春期・高校生	70.5	71.5	72.4		
成人	BMIが「標準(18.5~24.9)」である人を増やす	成人	男性	59.6	64.8	70.0
			女性	71.3	75.8	80.3
	緑黄色野菜を毎日食べる人を増やす	成人	男性	24.9	28.1	31.2
			女性	24.2	32.9	41.5
	朝食を毎日食べる人を増やす	成人	男性	81.1	90.6	100.0
			女性	86.8	93.4	100.0

※：ローレル指数とは
児童・生徒の肥満の程度を表す指数のこと。

(2) 運動

基本的な考え方

「運動」は、身体活動のうち、スポーツやフィットネスなどの健康・体力の維持・増進を目的として計画的・意図的に行われるものを指すとされています。

運動の量が多い人は、少ない人と比較して循環器疾患やがんなどの発症リスクが低いことが実証されていることから、すべての町民が日常の生活の中で、いつでも、どこでも気軽に運動できる方法の提供や環境づくりに取り組みます。

これまでの主な取り組み

- スポーツ少年団をはじめ、社会教育団体（体育）の周知を行い、運動を奨励していますが、競技数が少ないこと、児童数の減少により団員数も微減傾向にあること、指導者の不足等などの課題があります。
- 健康ウォーク推進事業を通じ、活動量計を用いた歩数や消費エネルギー等のセルフモニタリングの習慣づけ、ウォーキングコースの紹介、体力測定等を実施してきました。
- 各地区コミュニティ運営協議会に委託する「ハツラツ健康教室」では、月1回程度の運動に関する教室を行い、定期的な運動の場を提供しています。
- 各地区愛育健康づくり推進協議会が主催するウォーキング大会やパークゴルフ大会などで、地域の方々と交流しながら運動する機会を提供しています。
- 総合運動公園内にトレーニングジムを設置し、体力づくりを支援しています。

アンケート調査結果から

- 運動については、前回調査よりも改善されつつありますが、小学生では運動不足と感じている人の割合、外で身体を使って遊べていない人の割合が増加しており、指導の強化が必要です。

今後の取り組み

個人・家庭で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 小さい頃から様々な遊びや運動にチャレンジさせ、運動の楽しさを体験させよう。 ● 身近な運動をつくりだそう。 ● 家族そろって運動に親しみ、楽しく運動をしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 通勤や買い物などにウォーキングを取り入れるなど生活の中に運動を取り入れよう。 ● 仕事と家庭のワークライフバランスをとり、運動する時間を作ろう。 ● 生活の中でこまめに身体を動かそう。 ● スポーツ教室やクラブ活動に参加しよう。 ● 運動する仲間を増やそう。

地域・関係団体で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● ウォーキング大会などスポーツイベントを開催しよう。(愛育健康づくり推進協議会・コミュニティ運営協議会等) ● 運動の機会が少ない子どもが参加できる取り組みをすすめよう。 ● 外で遊んでいる子どもの安全を見守ろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ウォーキング大会などスポーツイベントを開催しよう。(愛育健康づくり推進協議会・コミュニティ運営協議会等) ● 自治公民館等に近所の人と集まる機会をつくろう。 ● あらゆる年代の人が年間を通じて運動やレクリエーションが行える体制をつくろう。

学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと
母子
<ul style="list-style-type: none"> ● 運動好きな子どもを育成しよう。 ● 子どもに合った運動実施に取り組もう。 ● 運動と健康について、保健体育の授業等を通して学ばせよう。 ● 事故やけがを予防するための教育や指導を行おう。

商工会で取り組むこと
成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 町や関係団体と連携して、共同イベントを開催しよう。 ● モデル事業所における運動教室などを開催しよう。

行政で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 遊び場・運動の場のマップ作成を行う。 ● 家族で参加できる運動イベントを行う。 ● 外灯の設置や歩道・自転車道の整備を行う。 ● 運動の大切さの教育やPR活動を行う。 ● 学校と連携し、運動嫌いな子どもをなくす取り組みを行う。 ● 総合運動公園を中心に運動ができる環境づくりをする。 ● 三島公園や塚脇街区公園の適正な管理で、いつでも利用できる環境づくりを行う。 ● 周辺部の人々が運動しやすい環境づくりを行う。 ● 地域の指導者を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合型地域スポーツクラブを育成する。 ● 総合運動公園を活用し、積極的に運動できる環境づくりをする。 ● 競技スポーツの振興、軽スポーツ・レクリエーションの普及を行い、生涯スポーツの振興を図る。 ● 外灯の設置や歩道・自転車道の整備を行う。 ● 老人会やその他クラブ活動等の運営を支援する。 ● 町全体で取り組める町民体育大会等のスポーツイベントを開催する。 ● 運動に関する啓発・指導に取り組む。 ● 高齢者の運動機会を提供し、閉じこもりの予防等に努める。 ● 20代、30代の若い世代が運動にチャレンジするよう働きかけを行う。 ● 周辺部の人々が運動しやすい環境づくりを行う。 ● 地域の指導者を育成する。

■ 数値目標 ■

(%)

	指 標	ライフステージ		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
				現状	目標値	目標値
母子	自分が運動不足だと感じている人を減らす	学童期		38.7	35.8	32.9
		思春期	中学生	35.9	35.5	35.0
	高校生		37.7	36.4	35.0	
成人	週に1～2回以上の運動習慣がある人を増やす	成人	男性	50.6	53.1	55.6
			女性	51.6	54.1	56.6

(3) 休養・心の健康づくり

基本的な考え方

健康づくりのための休養には、「休む」と「養う」ことの2つの機能が含まれています。一人ひとりの健康や環境に応じて、これら両者を上手に組み合わせることが大切です。効率的な休養の取り方についての知識や方法などの普及に取り組みます。

心の健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件です。適度な運動や、バランスのとれた栄養・食生活、これに加えて、休養や十分な睡眠を取り、ストレスと上手に付き合うことは、こころの健康を保つために欠かせない要素となっています。こうしたこころの健康についての正しい知識、自分に合ったストレス対処法などの普及啓発に取り組みます。

これまでの主な取り組み

- 広報やホームページ等での相談窓口の周知を図っています。
- 周産期の入り口である母子手帳交付の時から、相談窓口や各種サービスについての説明やパンフレット配布を実施し、不安軽減に努めています。妊娠中、妊娠や出産に対する心配事や不安について相談できる場や、妊娠期の家庭や職場で配慮されることが多くなっています。
- 規則正しい生活を送ることを学校・家庭が連携して取り組むよう、小・中学校の児童生徒に「家庭学習のてびき」、その保護者に「家庭学習5箇条」を配布しています。
- 中学生全員を対象に、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)」を実施して、不登校になる可能性の高い生徒の早期発見、いじめの発生・深刻化の予防、いじめ被害にあっている生徒の早期発見に活用するとともに、よりよい学級集団づくりに活用しています。
- 思春期の揺れ動く時期、親と子が一緒に成長していけるように、日常的な関わりを通した子どもへの対応や家族・地域の役割について考えるための講演会を年1回開催しています。
- 窓口相談や電話相談などで、相談内容に応じた傾聴や、指導、情報提供を行い、心と体の健康管理につながる支援を行っています。
- 地区健康教室やサロン等健康教室において、休養や心の健康についての教育を行い、地域住民同士の交流の場ともなっています。

アンケート調査結果から

- 心の張りや楽しみ、生きがいを持っている人の割合は、前回調査よりも増加していますが、友人や近所の人と集まる機会は少なくなっており、コミュニケーションの強化が求められています。
- 中学生では、自分が好きな人の割合、自分が親から愛されていると感じている人の割合が減少しており、自己肯定感を高める関わり強化が必要です。

今後の取り組み

個人・家庭で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 心の健康について学習しよう。 ● 何かあった時は、親や友人、関係者に早期に相談しよう。 ● 友達との交流、部活動など様々な経験をし、自分らしさを見つけよう。 ● 自分の気持ちを上手に相手に伝える方法を身につけよう。 ● 自分なりのストレスの解消方法を身につけよう。 ● 妊娠期から夫婦で協力する環境づくりをしよう。 ● 家族で団らんする時間や言葉を交わす時間をたくさん持とう。 ● 何かあったとき相談する機関や相談相手を知り、関係者に早期に相談しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の趣味を見つけよう。 ● 自分なりのストレス解消法を持とう。 ● 人とのコミュニケーションを楽しもう。 ● ストレス解消にアルコールに頼りすぎないようにしよう。 ● 生活リズムを整えよう。 ● 家族で団らんする時間をつくり、家族で言葉を交わす時間をたくさん持とう。 ● 家族は、高齢者を趣味やサークル活動へ積極的に送り出そう。

地域・関係団体で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもがいる家庭への声かけを行い、温かく見守ろう。 ● 地域の子育て情報の提供を行おう。 ● 両親や親子で参加しやすいイベントなど開催しよう。 ● 地域の世代交流の行事などで、相互の意見を知って、お互いの存在を認め合うことができるようにしよう。 ● 心の健康に関する講演会を開催しよう。(PTA連合会) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で参加しやすい環境や体制をつくらう。 ● 一人暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者への声かけ運動を実施しよう。 ● 関係団体が実施しているボランティア活動を広く住民に知らせよう。(社会福祉協議会) ● 個人ボランティアの支援を行おう。 ● 自治区の公民館を活用し、生涯学習を行おう。

学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと	
母子	
<ul style="list-style-type: none"> ● 園・学校では、保護者と密に連絡をとり育児への支援を行おう。 ● 関係機関が連携し、問題を共有し、情報交換を行おう。 ● 園・学校では、早期に子どもの変化をキャッチしよう。 ● 様々な問題に対応できるよう、教職員は研修に参加しよう。 	

企業で取り組むこと	
成人	
<ul style="list-style-type: none"> ● 勤務時間を短縮し、ストレスを軽減しよう。 ● ストレスについての正しい知識の普及活動を行おう。 ● 職場内の親睦会や慰安旅行等を実施して、良い人間関係を構築しよう。 ● 有休や時間休を取りやすい環境づくりをしよう。 ● 産業医を配置し、従業員の心の健康に配慮しよう。 	

行政で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳児訪問、乳幼児健診・相談の場で、育児不安や虐待を発見できる体制づくりを行う。 ● 関係機関・地域社会全体での虐待防止ネットワークの整備・充実を行う。 ● 生徒指導と連携した情報交換を行い、いじめ、不登校、児童虐待の早期発見・早期対策に努め、相談員による相談業務や学校への復帰支援を図る。 ● P T A連合会、学校と連携し、研修会や講演会を開催する。 ● 学校と行政の定期的な連絡会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 青壮期の働き盛りの自殺を防止するために自殺予防対策事業を強化する。 ● 地域・学校・職場におけるメンタルヘルス研修を行い、自殺を容認させない地域づくりを展開する。 ● 地域において自殺予防のための地域ネットワークの構築、連携を図る。 ● 自殺予防についての広報活動を行い、自殺予防についての方法の発信と積極的な心の健康づくり運動を展開する。 ● 趣味や教養などの講座を開催する。 ● 活発に生涯学習に取り組めるよう、指導者・支援者の育成を行う。

■ 数値目標 ■

(%)

	指 標	ライフステージ	令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度	
			現状	目標値	目標値	
母子	マタニティーブルーや産後うつについて知っている人を増やす	妊娠・出産期	98.6	99.3	100.0	
	乳児訪問実施率を増やす	乳幼児期	79.0	89.5	100.0	
	子育てに対する不安を相談できる場がある人を増やす		94.5	94.8	95.0	
	子育ての方法を教わる機会がある人を増やす		81.6	85.8	90.0	
	十分な睡眠時間がとれている人を増やす	学童期	95.0	96.1	97.1	
	自分のことが好きと思う人を増やす	思春期	中学生	38.0	46.5	55.0
			高校生	68.9	69.5	70.0
	自分は親に愛されていると思う人を増やす	思春期	中学生	81.5	83.1	84.6
			高校生	95.1	97.0	98.9
	ストレスの解消方法がある人を増やす	思春期	中学生	63.0	64.0	65.0
高校生			72.1	73.6	75.0	
成人	睡眠による休養がとれている人が増える	成人	男性	82.2	83.6	85.0
			女性	76.9	81.0	85.0
	ストレスが多いと感じている人を減らす	成人	男性	10.6	8.8	7.0
			女性	14.6	13.3	12.0
	ストレスや悩みを相談できる人を増やす	成人	男性	74.7	77.5	80.3
			女性	88.2	91.0	93.8
	趣味やボランティア等「心の張り」のある人が増える	成人	男性	55.8	57.9	60.0
			女性	57.6	59.7	61.8
	友達や近所の人と集まる機会のある人を増やす	成人	男性	73.2	77.5	81.7
			女性	74.4	77.9	81.4

(4) 飲酒・喫煙

基本的な考え方

【飲酒対策】

多量飲酒は、生活習慣病をはじめとする様々な身体疾患やうつ病などの健康障害のリスク要因となるだけでなく、未成年者の飲酒や飲酒運転事故などの社会的な問題の要因となり得ます。

そのため、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止に取り組みます。

これまでの主な取り組み

- 母子手帳交付の際に、妊娠中の喫煙・飲酒が及ぼす影響について説明及びパンフレット配布しています。
- 「未成年者飲酒防止啓発ポスター」（文部科学省作成）の配布と掲示による啓発を行っています。
- 健診結果に応じた飲酒及び喫煙に関する指導を行っています。

アンケート調査結果から

- 飲酒については3合以上の大量飲酒が減少するなど、改善が進んでいます。

【喫煙対策】

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）といったNCD（非感染性疾患）の予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を回避することが重要となっています。

受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発などに取り組みます。

これまでの主な取り組み

- 母子手帳交付の際に、妊娠中の喫煙・飲酒が及ぼす影響について説明及びパンフレットを配布しています。
- 小学校高学年から保健体育の学習指導要領で、薬物乱用防止の分野の授業等において、喫煙が身体に及ぼす影響について学んでいます。
- 健診結果に応じた飲酒及び喫煙に関する指導を行っています。

アンケート調査結果から

- 喫煙についても、改善が進んでいますが、禁煙については足踏み状態にあり、喫煙の害についての周知徹底が求められています。

今後の取り組み

個人・家庭で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒・喫煙による健康への影響を正しく知ろう。 ● 保護者が未成年の飲酒・喫煙の害についての正しい知識を持ち、子どもに絶対勧めないようにしよう。 ● 飲酒・喫煙の害について教えよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙が健康に及ぼす影響について正しい知識を持とう。 ● 子どもの前ではたばこは吸わないようにしよう。 ● 受動喫煙対策に取り組もう。 ● 禁煙に取り組む人の家族はそれを支援しよう。 ● 飲酒について正しい知識を知ろう。 ● 自分のアルコールに対する体質や適量を知ろう。 ● 飲酒を断る強い意志を持とう。 ● 飲酒を減らしたいと思っている人の家族はそれを支援しよう。 ● 他者に無理強いしない等、飲酒のマナーを守ろう。 ● アルコール以外のストレス解消法をもとう。 ● 休肝日をつくろう。 ● 未成年者への飲酒の勧めは絶対に行わないようにしよう。 ● 本人・家庭・地域等と一緒に飲酒や喫煙について話し合う場をもとう。

地域・関係団体で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 酒・たばこの販売は年齢を確認した上で行おう。 ● 職場における禁煙・分煙対策に取り組もう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ポスターを作成し、呼びかけを行おう。 ● 安全衛生委員会等を設置し、喫煙対策への体制を整備しよう。 ● 健診後の保健指導等で適正飲酒・喫煙の害についての結果説明を行おう。 ● 飲酒を断れる雰囲気をつくるよう心がけ、職場の飲み会では飲酒を強要しないようにしよう。 ● 返盃の習慣を見直そう。 ● 事業所内での禁煙・分煙を推進しよう。 ● 行政と連携し、飲酒・喫煙が及ぼす健康被害についての教育の普及・啓発を行おう。

学校で取り組むこと
母子
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校現場における禁煙を徹底しよう。 ● たばこの健康被害・周囲への悪影響について教育していこう。 ● P T A ・ 行政などと連携し健康教育を実施し、飲酒・喫煙のあり方教育を実施していこう。

行政で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒や喫煙についての健康に及ぼす影響について情報提供を行う。 ● 公共施設における禁煙・分煙を行う。 ● 民間団体・企業との連携により、禁煙対策及び教育の普及・啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒や喫煙についての健康に及ぼす影響について情報提供を行う。 ● 飲酒・喫煙対策が行えるようネットワークづくりに努める。 ● 民間企業の事業主等へ職場における禁煙対策の推進の普及啓発を図る。 ● 公共施設における禁煙・分煙を行う。 ● 成人式において、飲酒・喫煙の害について、啓発活動を行う。 ● 町報等で、飲酒・喫煙に関する健康情報を提供する。 ● 人が多く集まる場所に、禁煙・分煙をすすめるポスター等を掲示する。 ● 薬害についても啓発していく。

■ 数値目標 ■

		(%)				
指 標	ライフステージ	令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度		
		現状	目標値	目標値		
母子	妊娠・出産期	妊娠中お酒を飲んでいる人を減らす	0.0	0.0	0.0	
		妊娠中たばこを吸っている人を減らす	2.7	1.4	0.0	
	学童期	飲酒経験がある人を減らす	7.6	3.8	0.0	
	思春期	飲酒経験がある人を減らす	中学生	8.7	4.4	0.0
		高校生	3.3	1.7	0.0	
	思春期	喫煙経験がある人を減らす	中学生	1.1	0.6	0.0
高校生		3.3	1.7	0.0		
成人	成人	多量飲酒する人を減らす (飲酒をする人のうち)	男性	6.2	5.9	5.6
		女性	2.5	2.3	2.0	
	成人	多量飲酒する人を減らす (全体のうち)	男性	4.2	4.0	3.8
		女性	0.8	0.7	0.6	
	成人	地域や職場で酒を断れない 雰囲気を感じている人を減らす	男性	21.1	20.1	19.1
			女性	5.3	4.3	3.3
	成人	喫煙する人を減らす	男性	29.4	24.7	20.0
			女性	7.6	6.8	6.0
成人	家庭や職場で敷地内禁煙を 実施している人を増やす	男性	78.2	81.1	84.0	
		女性	88.9	89.5	90.0	

(5) 歯の健康

基本的な考え方

歯と口の健康は、口から食べる喜び、話す楽しみを保つ上で大切であり、身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも大きく関係しており、町民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしています。

このため、8020運動をさらに推進し、個人の歯と口の健康づくりへの取組や、地域、学校、医療機関などを含めた社会全体としての取組を支援していきます。

これまでの主な取り組み

- 1歳半健診、3歳児健診では歯科診察及び希望者に対するフッ素塗布、健康相談ではブラッシング指導等を実施し、歯の健康管理に対する意識づけを促しています。また、父親学級にて、歯科医師による口腔ケアの講話、ブラッシング指導により歯の健康管理について教育を実施しています。
- 町内小学校で集団（希望者）でのフッ化物洗口を実施しています。
- 玖珠郡歯科医師会と連携し、6月4日から10日までの歯と口の健康週間にあわせて、歯と口の健康まつりを開催しています。
- 親と子のよい歯のコンクールや歯科衛生士による歯磨き指導、フッ素塗布、歯科医による歯科健康相談、口腔がん検診を実施しています。
- 保健所主催の歯科保健検討会で、玖珠郡内の歯科保健の現状や課題を分析、共有し、歯科保健の向上に向け、年1回協議・検討を行っています。
- 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020運動を推進しています。表彰対象者は、①前年度3歳児歯科健康診査を受診した幼児のうち、口腔状態が良好であった人、②満80歳以上で自分の歯を20本以上保持している人となっています。

アンケート調査結果から

- 1日3回以上歯磨きをする人の割合は前回調査よりも増加しており、改善が進んでいます。今後は定期的に歯科健診をする人の割合を増加していく必要があります。

今後の取り組み

個人・家庭で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中にバランスのとれた食事し、十分なカルシウムの摂取をしよう。 ● やわらかいものばかり食べないようにしよう。 ● ダラダラ食べをしないようにしよう。 ● 子どもはよく噛んで食べよう。 ● 歯磨きの習慣をつけよう。また、子どもの仕上げ歯磨きを行おう。 ● 歯の定期健診に行こう。 ● 規則正しい食生活とバランスのとれた食生活を心がけよう。 ● ジュースを飲む習慣をつけないようにしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歯の健康づくりについて正しい知識を習得しよう。 ● バランスのとれた食生活を心がけよう。 ● 自分の歯は自分で管理しよう。 ● よく噛んで食べよう。 ● 歯磨きの習慣化と歯の定期健診、そして、かかりつけの歯科医をもとう。 ● 歯間部清掃用器具（糸ようじ等）を使って口腔のケアを行おう。 ● 8020を目指そう。 ● 入れ歯の定期的なケアや点検を行い、しっかり噛めるように努めよう。 ● 寝たきりの方等ハンディを持つ人の歯の健康づくりを支えよう。

地域・団体で取り組むこと
成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で歯科健診の呼びかけをしよう。 ● 寝たきりの方等ハンディを持つ人の歯の健康をみんなで支えよう。 ● 「歯科健診を受けよう」ポスターを作成し、呼びかけをしよう。 ● 職場での定期的な歯科健診の受診勧奨をしよう。

学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと
母子
<ul style="list-style-type: none"> ● 歯科健診後、保護者へ結果を返しなが、今後の取り組みについて話し合おう。 ● 園や学校で食後の歯みがき・うがいを慣行しよう。 ● 噛むことの大切さを給食指導を通じて教えよう。 ● こども園・幼稚園での取り組みを保護者に伝え、家庭と連携して取り組もう。

歯科医で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● こども園・幼稚園・学校における歯科健診と、保護者、子どもに対する歯の健康づくりの指導を行おう。 ● 定期健診の必要性について普及啓発をしよう。 ● フッ素塗布の効果について継続して呼びかけよう。 ● 「良い歯のコンクール」を開催し、歯の健康づくりの普及啓発をしよう。 ● 歯科医院では、子どもが受診しやすい環境を整えよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期健診の必要性について普及啓発をしよう。 ● 「良い歯のコンクール」を開催し、歯の健康づくりの普及啓発をしよう。 ● 歯の健康づくりの普及啓発をしよう。 ● 地域の健康教室の要望に協力しよう。

行政で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 健診や相談の場でむし歯予防について指導する。 ● 関係機関が連携し、情報交換を行う。 ● フッ素塗布の普及を図りながら予防について保護者に啓発する。 ● 歯科保健検討会を定期的に開催し、関係機関との連携・強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歯科保健に関する健康情報を企業や地域等で提供する。 ● 民間団体・企業での歯科保健対策の推進の普及・啓発を行う。 ● 訪問歯科保健事業に取り組む。 ● 関係機関等と連携し、8020運動を推進する。

■ 数値目標 ■

(%)

	指 標	ライフステージ	令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度	
			現状	目標値	目標値	
母子	妊娠中、むし歯や歯周病がある人で治療をした人を増やす	妊娠・出産期	-	65.0	80.0	
	妊娠中のむし歯が早産などを引き起こすことを知っている人を増やす		問診項目なし	95.0	100.0	
	妊娠中、歯科健診を受けた人を増やす		67.6	48.8	80.0	
	フッ化物歯面塗布を継続している人を増やす	乳幼期	37.1	43.6	50.0	
	むし歯のある3歳児の割合を減らす		19.4	17.2	15.0	
	1日3回食後に歯磨きをしている人を増やす	学童期	43.7	46.9	50.0	
	1日3回食後に歯磨きをしている人を増やす		思春期	中学生	42.4	46.2
成人	定期的に歯科健診を受けている人が増える	成人	男性	21.9	25.0	28.0
			女性	28.7	29.4	30.0
	歯間部清掃用具を使っている人が増える	成人	男性	39.7	42.4	45.0
			女性	66.3	68.2	70.0
	毎食後歯を磨く人が増える	成人	男性	17.4	18.1	18.7
女性			44.7	45.4	46.0	

(6) 保健・医療

基本的な考え方

安全・安心な妊娠出産のために、妊娠初期での届出を確実に行うようにするとともに、乳幼児健診の受診率の向上、健康相談の実施体制の充実・強化を図り、疾患や発達障がい等の早期発見や必要な医療、療育につなげていきます。

個人の健康管理、QOLの向上、医療費削減のため、各健（検）診とも受診率の向上を図り、健康に無関心の者へのアプローチと、受診しやすい環境づくりに取り組み、健（検）診結果を自身の健康管理に役立てるため、生活習慣の見直しや、必要な医療機関の受診を促します。

これまでの主な取り組み

- 産婦人科に妊娠届出書を配布し、妊娠初期での届出の意義を周知するとともに、母子手帳交付の際に、定期受診の重要性について説明しています。
- 乳幼児健診・相談、また保護者からの相談等に対応して、発達相談会を定期的に開催しています。
- 就学時健診により就学前に子の発達等の状況について検査するとともに、学童検診により疾病や障がいの早期発見、早期治療に努めています。
- 健（検）診の受診率の向上のために、広報誌や自治委員文書による健診日の周知、受診を勧奨するとともに、健康づくり推進委員による健診日の周知、受診勧奨、街頭キャンペーンも行っています。
- 国保加入者に対して過去の受診歴や生活習慣病治療状況など、対象者の特性に応じた方法で特定健診の未受診者対策事業を実施しています。
- 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の早期発見と予防を目的とした健診、がんの早期発見・早期治療を目的に、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいた胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん、前立腺がんについて、巡回健診や施設健診における受診費用の補助を行っています。70歳以上のがん検診費用は無料（前立腺がんのみ一部助成）となっており、平成30(2018)年度よりピロリ菌の補助も開始されています。
- 巡回健診受診の結果（特定健診・がん検診等）で、医療機関への受診が必要な者に対して行う受診勧奨事業により、受診状況を定期的に把握し、未受診の者に対して受診勧奨の通知や電話を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげています。

アンケート調査結果から

- がん検診の受診率の伸び悩みや、定期健康診査で要精密となった人で医療機関を受診した人の割合が前回調査より減少していることなど、厳しい状況にあり、指導、施策の充実・強化が求められています。

今後の取り組み

個人・家庭で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 温かく子どもの成長を見守ろう。 ● 子育て中に分からないことがあれば周りにいろいろ相談しよう。 ● かかりつけ医に相談し、子どもの病気に対して予防や治療方法等を知り、家庭でできることは実行しよう。 ● 夜間診療とならないよう症状が軽いうちに受診しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の健康に関心をもち、自己管理をしよう。 ● セルフチェックを行いかかりつけ医に相談し、早期受診・早期治療をしよう。 ● 年に1度必ず健診を受け生活習慣の改善に取り組もう。 ● インフルエンザなどの感染症にかからないように手洗い・うがいを習慣化しよう。 ● 健診後、必要な人は必ず医療機関を受診しよう。 ● 高齢者が病気とうまく付き合いながら、自立した生活を送れるよう家族が支援しよう。

地域・関係団体で取り組むこと
成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくり推進委員会を中心に、地域で健診の受診の呼びかけを行おう。 ● 病気などの知識や情報が得られるよう、地域で学習会を開催しよう。

企業で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員やその家族の急な病気等に対して、休みやすい環境に配慮しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場内で健康面での管理者を設置しよう。 ● 職場内で健診後の健康指導を行おう。

医療機関で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 町の実施する乳幼児健診や予防接種に協力しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療中の者が中断しないようにしよう。 ● 予防接種の必要性を説明し接種を勧めよう。

学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと
母子
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症等の病気の予防を徹底しよう。 ● こども園では、乳幼児健診の受診状況を把握し、未受診者への声かけをしよう。

行政で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医をもつことの啓発をする。 ● 乳幼児健診・健康相談で、発達・発育についての適切なアドバイスを行う。 ● 乳幼児健診時等、気軽に相談できる体制を整える。 ● 健診に来ない保護者等の状況を関係機関と連携しながら把握する。 ● 予防接種を受けやすい体制づくりと、接種勧奨をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診受診率向上のため、健診を受けやすい環境を整備する。 ● 健診未受診者対策を強化する。 ● 地域の会合などを利用して、健康教室を開催する。 ● 職場と連携し、研修会等を開催し情報交換を行う。 ● 健診後の健康教室などフォロー体制を充実する。

■ 数値目標 ■

(%)

	指 標	ライフステージ	令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
			現状	目標値	目標値
母子	妊娠初期に妊娠届出をする人を増やす	妊娠・出産期	98.9	99.5	100.0
	かかりつけ医をもっている人を増やす	乳幼児期	89.5	89.8	90.0
	かかりつけ医をもっている人を増やす	学童期	89.1	89.6	90.0
	かかりつけ医をもっている人を増やす	思春期	中学生	47.8	50.7
高校生			60.7	67.0	73.2
成人	特定健診受診率を上げる	成人	44.1	52.1	60.0
	胃がん検診受診率を上げる		13.0	31.5	50.0
	肺がん検診受診率を上げる		18.5	34.3	50.0
	大腸がん検診受診率を上げる		17.5	33.8	50.0
	子宮がん検診受診率を上げる		13.7	31.9	50.0
	乳がん検診受診率を上げる		12.9	31.5	50.0

(7) 事故予防

基本的な考え方

妊娠期から思春期まで、一貫して応急方法や事故予防に関する知識について、あらゆる機会を通じて子ども自身の身を守ることを保護者、子どもに伝えていくとともに、地域全体で子どもの安全を見守る体制の充実・強化に努めます。

高齢者の転倒予防対策として、転倒する原因について周知させ、再発防止の意識啓発を図ります。

これまでの主な取り組み

- 乳幼児健診・相談時に、パンフレット等を用いて事故防止について指導しています。
- 学校ごとに「危機管理マニュアル」を作成し、適切な対応ができるよう、学校職員内で共有し、事故防止及び事故発生時の対応について、職員研修を行っています。
- 夏季には熱中症対策として町内3か所に休憩所を設け、ポスターとのぼり旗を掲示しています。
- 転倒予防や熱中症対策等の健康教育を行うとともに、体組成計を用い脚部の筋肉量を把握することで、筋力低下による転倒を防止する活動を行っています。
- 自治区の公民館等で開催する週1元気アップ体操教室の開催と、筋力低下者を早期に短期集中C通所サービス*利用につなぎ転倒予防に取り組んでいます。

※：短期集中C通所サービスとは

お風呂に入ることが難しくなった等の日常生活動作を改善・維持することをめざすりハビリ教室。短期間（3ヶ月～6ヶ月間）集中して、専門職（理学療法士）による生活機能向上トレーニングが受けられる。要支援1・2、事業対象者（玖珠町地域包括支援センターによるチェックリスト該当者）の方が対象となる。

今後の取り組み

個人・家庭で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者は家庭の危険箇所を把握しよう。 ● 保護者は通学路の危険な場所を子どもに教育していこう。 ● 保護者は応急手当の方法を学習しよう。 ● 保護者はチャイルドシートを自家用車に設置しよう 	<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒防止・熱中症予防について、正しい知識を習得しよう。 ● 筋力維持・増進のための運動をしよう。 ● 安全な履物を選び十分な配慮をしよう。 ● 手すりやスロープ等をつけ、住宅環境を整えよう。 ● 農作業等で転倒しないように家族が気をつけよう。

地域・関係団体で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 通学路の安全点検を、家庭・地域とで一緒に行おう。 ● 登下校する児童生徒の見守りを行おう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で高齢者の見守りを行おう。 ● 危険な場所をハザードマップ等で確認し、地域で呼びかけなどの対策を行っていきこう。 ● 週1元気アップ体操教室を自治区で開催しよう。 ● 体力測定を実施しよう。

学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと
母子
<ul style="list-style-type: none"> ● 園や学校において、施設や通学路等の安全点検を行おう。 ● 園や学校において、子どもたちに交通安全についての教育を行おう。

警察・消防で取り組むこと
母子
<ul style="list-style-type: none"> ● 警察や消防、病院等は積極的に学校や地域で事故防止や救急指導をしよう。 ● 警察や消防、病院等は子どもたちへ交通安全等の指導を行おう。

行政で取り組むこと	
母子	成人
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児期に起こりやすい事故について、普及啓発を強化する。 ● 町営の公園にある遊具の安全性を定期的に点検する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 寝たきり予防に関する健康情報を提供する。 ● 安全な靴の選び方について情報提供を行う。 ● 住居環境に関する情報提供を行う。 ● 高齢者・障がい者に配慮した「住みやすい住宅」の整備を促進する。 ● 道路・歩道の整備を行う。 ● 交通安全施設の整備を行う。 ● 警察や消防による交通安全教室や救急救命指導を行う。 ● 転倒予防に関する情報提供を行う。 ● あらゆる機会を通じて、高齢者の事故防止や熱中症に関する啓発に努める。 ● 交通事故防止を呼びかける防災行政無線での放送を行う。 ● 高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを行う。

■ 数値目標 ■

(%)

	指 標	ライフステージ		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
				現状	目標値	目標値
母子	救急法を知っている人を増やす	乳幼児期		69.5	71.5	73.5
	けがの防止方法を知っている人を増やす	学童期		95.0	96.0	97.0
	けがの手当て方法を知っている人を増やす			68.9	74.5	80.0
	傷害・事故予防の方法を知っている人を増やす	思春期	中学生	92.4	93.7	95.0
			高校生	95.1	96.1	97.0
	応急手当の方法について知っている人を増やす	思春期	中学生	47.8	50.7	53.6
高校生			67.2	68.6	70.0	

(8) 性と生殖に関する健康

基本的な考え方

妊娠期から出産期まで期間、相談する場や家庭・職場での配慮の必要性について、周知徹底を図ります。

中学生、高校生に、性感染症や妊娠に関する知識の普及を図り、将来の人生設計も視野に入れた健康な身体づくりについて、それぞれの理解に応じて学んだり考えたりする機会を提供します。

これまでの主な取り組み

- 母子手帳交付の際に、妊娠・出産に関する各種パンフレットを配布しています。
- 妊娠・出産に関する父親学級を実施するとともに、同様の内容をホームページに掲載し、広く周知を図っています。
- 要望のあった学校に対し、授業に使用するための赤ちゃん人形、妊婦体験スーツ等を随時貸し出し、保健師等が授業をしています。
- 保健所主催の「生命と看護の授業」の中で「大切な命をつないで」と題し、管内の小・中学生を対象に地域の看護職（助産師）が講師となり、生命と看護の大切さについて要望のあった学校で授業をしています。

今後の取り組み

個人・家庭で取り組むこと
母子
<ul style="list-style-type: none">● 各種学習会や教室に参加し、安心して過ごせるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を得よう。● 相談相手や悩みを打ち明けられる友達や専門機関をもとう。● 働いている女性は積極的に育児休業制度等を利用しよう。● 子どもの成長と理解力に応じて「生」と「性」について話し合おう。● 子どもの成長に応じて身体を清潔にすることの大切さを教えよう。● 子どもが「自分は愛されている」と実感をもつことができ、人に対する思いやりや優しさを学べるように配慮しよう。● 自分の心と体を大切にしよう。● 父親学級・母親学級等に積極的に参加しよう。● 子どもの誕生について親の立場で話していこう。

企業で取り組むこと
母子
<ul style="list-style-type: none">● 育児休業制度や産休等の普及啓発を充実しよう。● 企業での母性保護や育児休暇制度の普及促進を図ろう。● 子育て後の再就職に関して、研修制度等の情報提供や職場復帰の際の適応訓練等の配慮に努めよう。

学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと	
母子	
●	成長に応じて、身体の成長と変化について教えていこう。
●	命の大切さについて教えていこう。
●	男女の違いを理解し、お互いに助け合うことの大切さを教えていこう。
●	保健の授業を活用し、「心」と「からだ」について学ばせよう。
●	将来の健康な母体づくりと家庭づくりのための食生活の指導をしよう。

行政で取り組むこと	
母子	
●	関係機関との連携を行う。
●	要望に応じて、PTA等に情報提供を行う。
●	思春期の「心」と「からだ」に関する相談窓口のPRを行う。
●	父親が積極的に育児に参加できるよう啓発活動を行う。
●	母子保健事業を充実する。
●	働く女性に対する支援を充実する。
●	企業に対して働く女性への職場環境づくりなどの配慮を促す。
●	学校と連携して性教育を実施する。

■ 数値目標 ■

(%)

	指標	ライフステージ		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度	
				現状	目標値	目標値	
母子	妊娠・出産の不安について 相談できる場があった人 を増やす	妊娠・出産期		98.6	99.3	100	
				職場の配慮があった人 を増やす	92.6	93.8	95
					家族の配慮があった人 を増やす	93.2	94.1
	性交渉によって性感染症 になることを知っている人 を増やす	思春期	中学生	67.4	68.7	70	
			高校生	95.1	96.1	97	
	性交渉によって妊娠する ことを知っている人 を増やす	思春期	中学生	75.0	77.5	80	
高校生			96.7	98.4	100		

5. 数値目標一覧

(1) 母子目標一覧

(%)

分野	指 標	ライフステージ		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
				現状	目標値	目標値
栄養・ 食生活	バランスの良い食事がとれている人を増やす	妊娠・出産期		91.9	93.2	94.5
	薄味に気をつけている人を増やす	乳幼児期		82.8	88.7	94.5
	食事時間が決まっている人を増やす			92.6	94.8	97.0
	低出生体重児の割合を減らす			8.2	8.0	7.7
	朝食を毎日食べている人を増やす			学童期		95.8
	朝食を毎日食べている人を増やす	思春期	中学生	88.0	91.1	94.1
			高校生	80.3	84.2	88.0
		思春期	中学生	29.3	35.3	42.3
	思春期	高校生	70.5	71.5	72.4	
運動	自分が運動不足だと感じている人を減らす	学童期		38.7	35.8	32.9
	自分が運動不足だと感じている人を減らす	思春期	中学生	35.9	35.5	35.0
			高校生	37.7	36.4	35.0
休養・ 心の健康	マタニティーブルーや産後うつについて知っている人を増やす	妊娠・出産期		98.6	99.3	100.0
	乳児訪問実施率を増やす	乳幼児期		79.0	89.5	100.0
	子育てに対する不安を相談できる場がある人を増やす			94.5	94.8	95.0
	子育ての方法を教わる機会がある人を増やす			81.6	85.8	90.0
	十分な睡眠時間がとれている人を増やす	学童期		95.0	96.1	97.1
	自分のことが好きと思う人を増やす	思春期	中学生	38.0	46.5	55.0
			高校生	68.9	69.5	70.0
	自分は親に愛されていると思う人を増やす	思春期	中学生	81.5	83.1	84.6
			高校生	95.1	97.0	98.9
ストレスの解消方法がある人を増やす	思春期	中学生	63.0	64.0	65.0	
		高校生	72.1	73.6	75.0	
飲酒・ 喫煙	妊娠中、お酒を飲んでいる人を減らす	妊娠・出産期		0.0	0.0	0.0
	妊娠中、たばこを吸っている人を減らす			2.7	1.4	0.0
	飲酒経験がある人を減らす	学童期		7.6	3.8	0.0
	飲酒経験がある人を減らす	思春期	中学生	8.7	4.4	0.0
			高校生	3.3	1.7	0.0
	喫煙経験がある人を減らす	思春期	中学生	1.1	0.6	0.0
高校生			3.3	1.7	0.0	

(%)

分野	指 標	ライフステージ	令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度	
			現状	目標値	目標値	
歯の健康	妊娠中、むし歯や歯周病がある人で治療をした人を増やす	妊娠・出産期	-	65.0	80.0	
	妊娠中のむし歯が早産などを引き起こすことを知っている人を増やす		問診項目なし	95.0	100.0	
	妊娠中、歯科健診を受けた人を増やす		67.6	48.8	80.0	
	フッ化物歯面塗布を継続している人を増やす	乳幼期		37.1	43.6	50.0
	むし歯のある3歳児の割合を減らす			19.4	17.2	15.0
	1日3回食後に歯磨きをしている人を増やす	学童期		43.7	46.9	50.0
	1日3回食後に歯磨きをしている人を増やす	思春期	中学生	42.4	46.2	50.0
	高校生		26.2	28.1	30.0	
保健・医療	妊娠初期に妊娠届出をする人を増やす	妊娠・出産期		98.9	99.5	100.0
	かかりつけ医をもっている人を増やす	乳幼児期		89.5	89.8	90.0
	かかりつけ医をもっている人を増やす	学童期		89.1	89.6	90.0
	かかりつけ医をもっている人を増やす	思春期	中学生	47.8	50.7	53.6
	高校生		60.7	67.0	73.2	
事故	救急法を知っている人を増やす	乳幼児期		69.5	71.5	73.5
	けがの防止の方法を知っている人を増やす	学童期		95.0	96.0	97.0
	けがの手当ての方法を知っている人を増やす			68.9	74.5	80.0
	傷害・事故予防の方法を知っている人を増やす	思春期	中学生	92.4	93.7	95.0
			高校生	95.1	96.1	97.0
	応急手当の方法について知っている人を増やす	思春期	中学生	47.8	50.7	53.6
高校生			67.2	68.6	70.0	
性と生殖に関する健康	妊娠・出産の不安について相談できる場があった人を増やす	妊娠・出産期		98.6	99.3	100
	職場の配慮があった人を増やす			92.6	93.8	95
	家族の配慮があった人を増やす			93.2	94.1	95
	性交渉による性感染症になることを知っている人を増やす	思春期	中学生	67.4	68.7	70
			高校生	95.1	96.1	97
	性交渉によって妊娠することを知っている人を増やす	思春期	中学生	75.0	77.5	80
高校生			96.7	98.4	100	

(2) 成人目標一覧

(%)

分野	指 標	ライフステージ	令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度	
			現状	目標値	目標値	
栄養・食生活	BMIが「標準(18.5~24.9)」である人を増やす	成人	男性	59.6	64.8	70.0
			女性	71.3	75.8	80.3
	緑黄色野菜を毎日食べる人を増やす	成人	男性	24.9	28.1	31.2
			女性	24.2	32.9	41.5
	朝食を毎日食べる人を増やす	成人	男性	81.1	90.6	100.0
			女性	86.8	93.4	100.0
運動	週に1~2回以上の運動習慣がある人を増やす	成人	男性	50.6	53.1	55.6
			女性	51.6	54.1	56.6
休養・心の健康	睡眠による休養がとれている人が増える	成人	男性	82.2	83.6	85.0
			女性	76.9	81.0	85.0
	ストレスが多いと感じている人を減らす	成人	男性	10.6	8.8	7.0
			女性	14.6	13.3	12.0
	ストレスや悩みを相談できる人を増やす	成人	男性	74.7	77.5	80.3
			女性	88.2	91.0	93.8
	趣味やボランティア等「心の張り」のある人が増える	成人	男性	55.8	57.9	60.0
			女性	57.6	59.7	61.8
	友達や近所の人と集まる機会のある人を増やす	成人	男性	73.2	77.5	81.7
			女性	74.4	77.9	81.4
飲酒・喫煙	多量飲酒する人を減らす(飲酒をする人のうち)	成人	男性	6.2	5.9	5.6
			女性	2.5	2.3	2.0
	多量飲酒する人を減らす(全体のうち)	成人	男性	4.2	4.0	3.8
			女性	0.8	0.7	0.6
	地域や職場で酒を断れない雰囲気を感じている人を減らす	成人	男性	21.1	20.1	19.1
			女性	5.3	4.3	3.3
	喫煙する人を減らす	成人	男性	29.4	24.7	20.0
			女性	7.6	6.8	6.0
	家庭や職場で敷地内禁煙を実施している人を増やす	成人	男性	78.2	81.1	84.0
			女性	88.9	89.5	90.0

(%)

分野	指 標	ライフステージ		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
				現状	目標値	目標値
歯の 健康	定期的に歯科健診を受けている 人が増える	成人	男性	21.9	25.0	28.0
			女性	28.7	29.4	30.0
	歯間部清掃用具を使っている 人が増える	成人	男性	39.7	42.4	45.0
			女性	66.3	68.2	70.0
	毎食後歯を磨く人が増える	成人	男性	17.4	18.1	18.7
			女性	44.7	45.4	46.0
保健 ・ 医療	特定健診受診率を上げる	成人		44.1	52.1	60.0
	胃がん検診受診率を上げる			13.0	31.5	50.0
	肺がん検診受診率を上げる			18.5	34.3	50.0
	大腸がん検診受診率を上げる			17.5	33.8	50.0
	子宮がん検診受診率を上げる			13.7	31.9	50.0
	乳がん検診受診率を上げる			12.9	31.5	50.0

第2章 玖珠町食育推進計画

1. 計画の概要

(1) 計画の目的

「食」は生きる上での基本であり、町民が心身の健康を保持し、生涯にわたっていきいきと暮らすためには、「食」の充実が大変重要です。

近年、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中、ライフスタイルや価値観が多様化し、私たちの食生活も大きく変化しています。日々の生活を送る中で、町民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、輸入食品の衛生問題などの新たな「食」の安全上の問題が生じており、「食」の重要性や好ましい「食」のあり方を学ぶことが求められています。

また、健康寿命の延伸や食品ロスの削減などに対する関心も深まっています。

本町では、食育の課題の取り組みとして「童話の里“くす”健康21計画」を策定し、食育の推進を図ってきました。

これらの計画期間が終了することから、これまでの取組を継承しつつ、食育について、めざす姿を明らかにしてその方向性を示し、町民や地域・関係団体、行政の食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定しました。

2. 玖珠町の食をめぐる現状と課題

(1) 食をとりまく現状

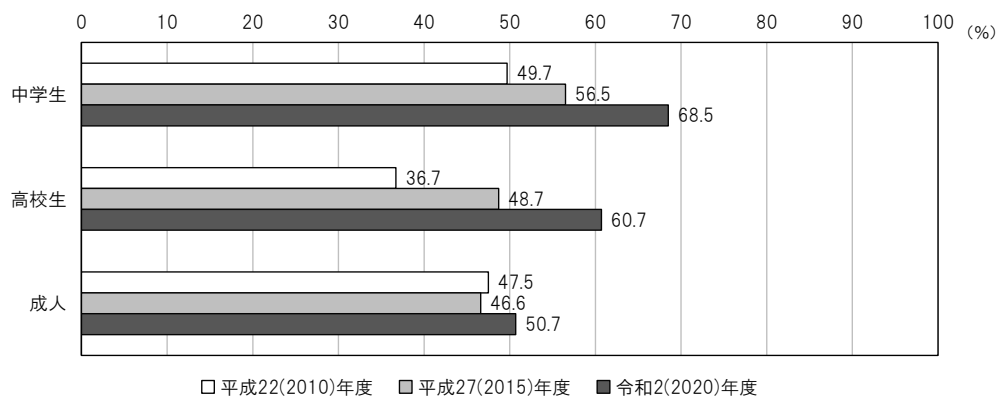
アンケート調査結果から、健康をとりまく現状について、みていくことにします。

① 栄養・食生活について

何をどれだけ食べたらよいかを知っている人の割合は、中学生、高校生については、平成 22(2010)年度以降増加傾向にあり、今回調査では、中学生が 68.5%、高校生が 60.7%にまで増加しています。

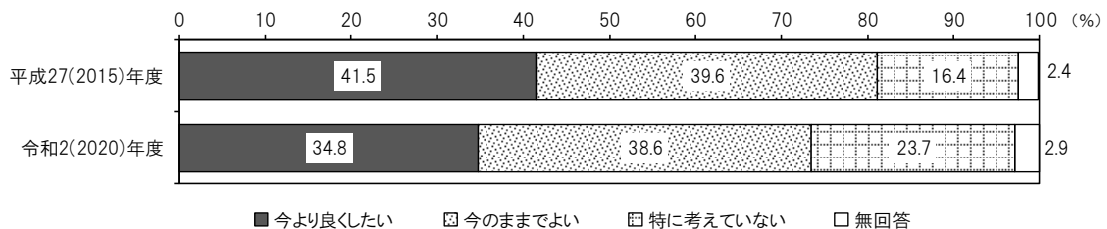
これに対して、成人では、平成 22(2010)年度以降大きな変化はありませんが、今回の調査では 50.7%と半数を超えています。

■何をどれくらい食べたらよいか知っている人の割合■



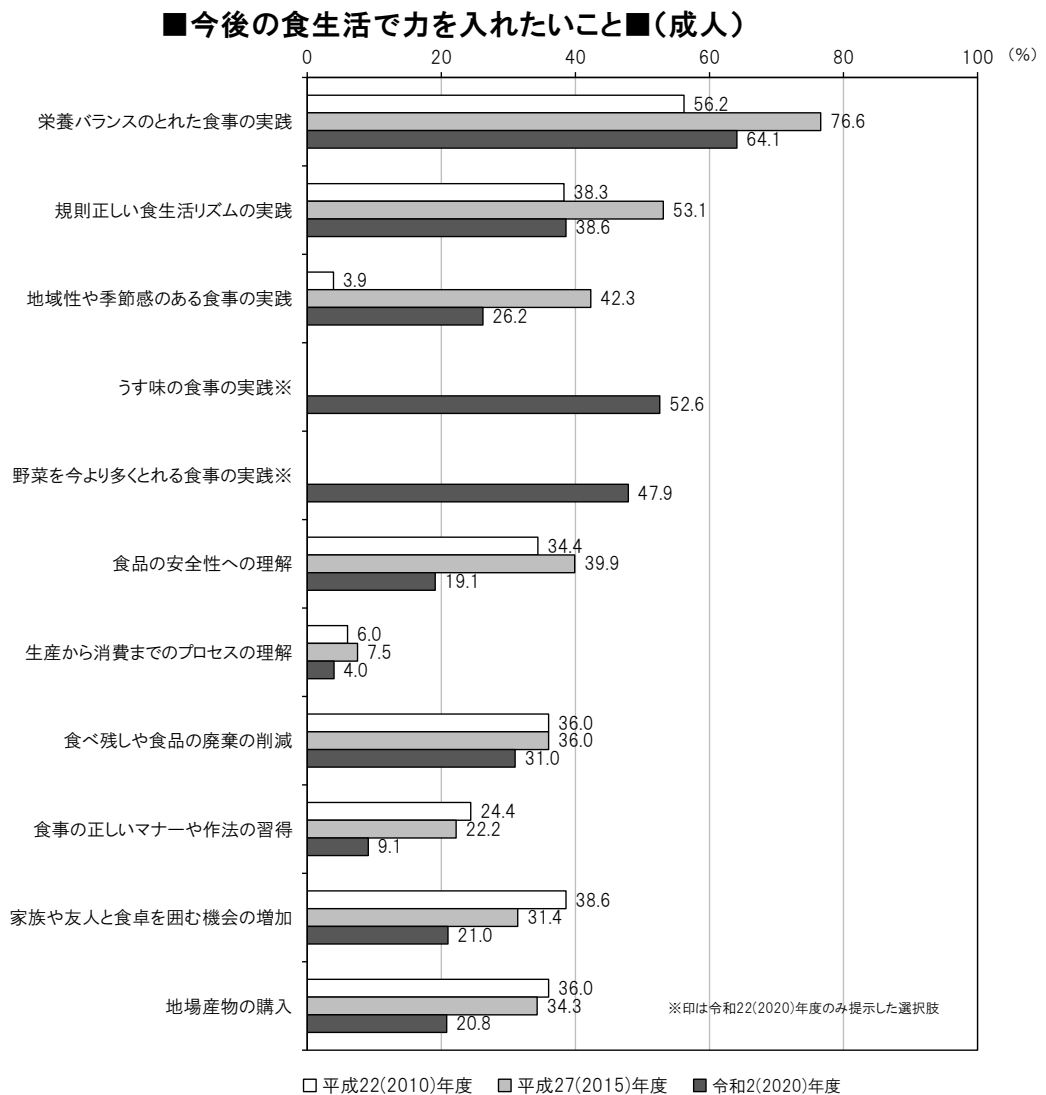
成人において、現在の食事（栄養のバランスや量など）を、今後どのように変えていきたいかをみると、今回の調査では「今よりも良くしたい」が 34.8%と、平成 27(2015)年度の 41.5%よりも 6.7 ポイント減少しています。また、「特に考えていない」が 23.7%と、平成 27 (2015) 年度の 16.4%よりも 7.3 ポイント増加しています。

■現在の食事(栄養のバランスや量など)の改善意向■(成人)



こうした中で、今後の食生活で力を入れたいことをみると、今回は選択肢を追加したため、正確な比較はできないものの、平成 22(2010)年度以降、「栄養バランスのとれた食事の実践」が最も多い点は共通していますが、平成 27(2015)年度の76.6%に比べると、今回は64.1%と、12.5ポイント減少しています。

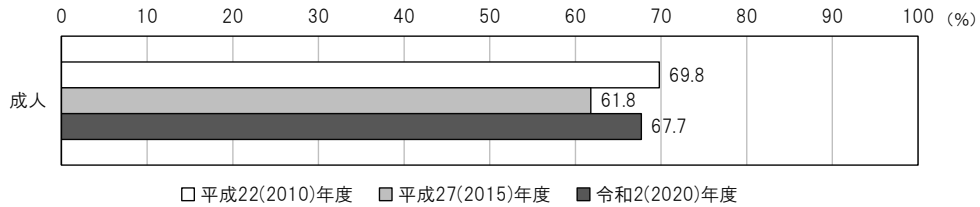
また、今回追加した「うす味の食事の実践」、「野菜を今より多くとれる食事の実践」が2位、3位を占めていることから、こうした面での指導が今後重要になるものと思われます。



② 食の安心安全・命の循環・環境への配慮について

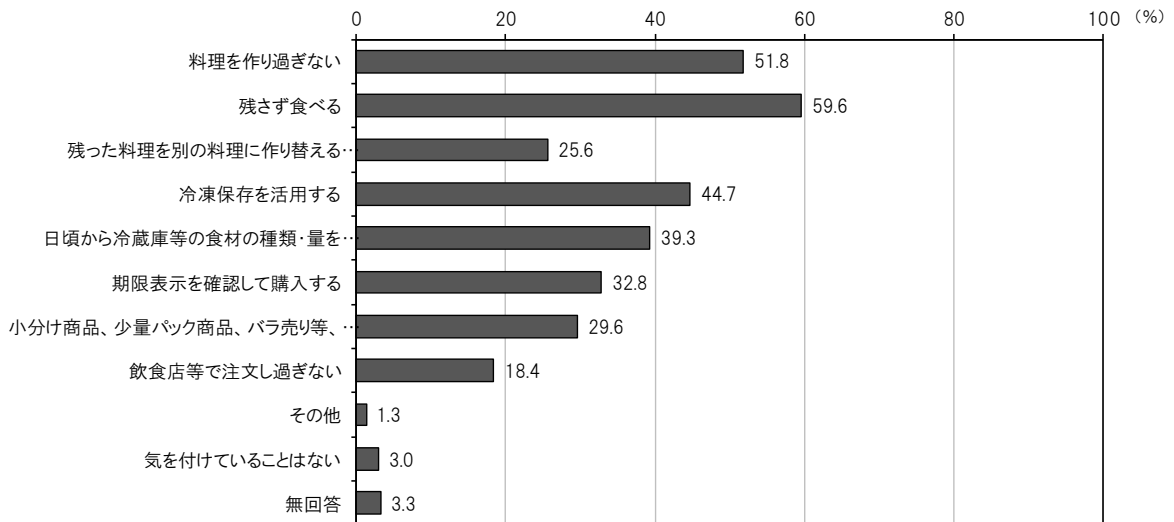
食べ残しや食品の廃棄を減らすようにほとんど毎日努力している人の割合は、平成27(2015)年度に減少したものの、今回は67.7%に増加しています。

■食べ残しや食品の廃棄を減らすようほとんど毎日努力している人の割合■



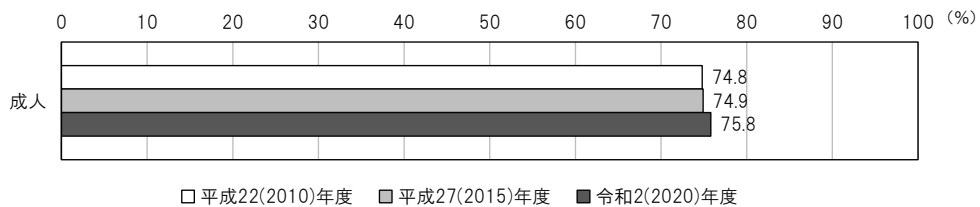
食べ残しや食品の廃棄を減らし、食品を無駄にしないために気をつけていることとしては、「残さず食べる」(59.6%)や「料理を作りすぎない」(51.8%)が半数を超えています。

■食品を無駄にしないために気をつけていること■(成人)



食品表示の見方を知っている人の割合は、今回の調査では75.8%となっており、平成22(2010)年度から少しずつですが増加しています。

■食品表示の見方を知っている人の割合■



③ 食文化の継承・食を大切に作る心について

知っている郷土料理のトップ5は、以下のようになっています。

注目される点としては、「子育てだんご汁」は、中学生、高校生に上位になっていますが、成人、小学生保護者にはトップ5にランクされていません。

逆に、「盆だら」は成人、小学生保護者にはトップ5にランクされていますが、中学生、高校生ではランクインしていません。

■知っている郷土料理 トップ5■

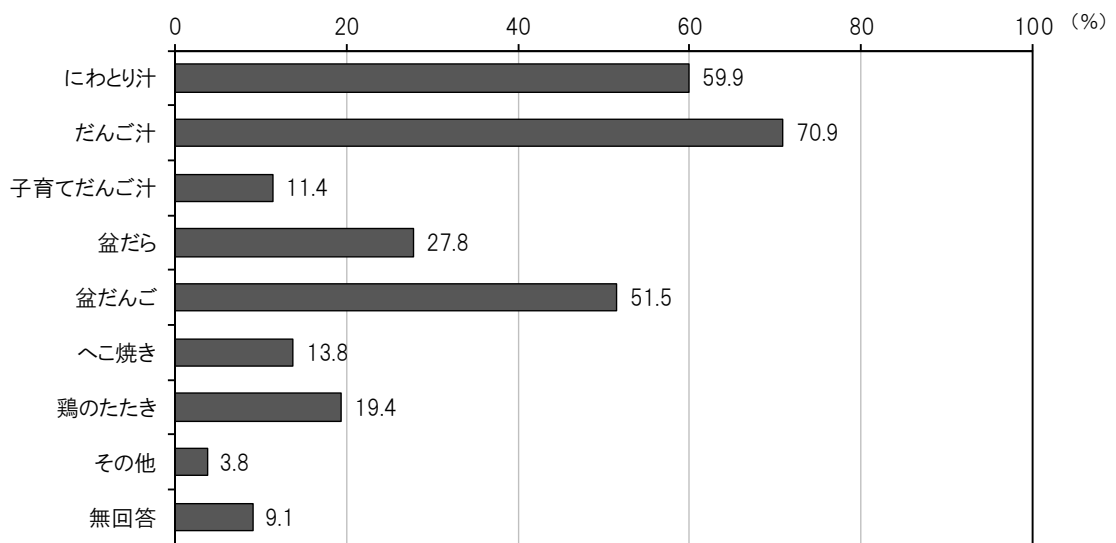
複数回答

		(%)			
	小学生保護者	中学生	高校生	成人	
1位	だんご汁 91.6	子育てだんご汁 89.1	だんご汁 85.2	だんご汁 86.8	
2位	盆だんご 78.2	だんご汁 77.2	子育てだんご汁 59.0	にわとり汁 70.7	
3位	にわとり汁 68.1	盆だんご 42.4	にわとり汁 49.2	盆だんご 69.6	
4位	鶏のたたき 67.2	にわとり汁 30.4	盆だんご 49.2	盆だら 59.8	
5位	盆だら 63.0	鶏のたたき 18.5	鶏のたたき 37.7	鶏のたたき 47.5	

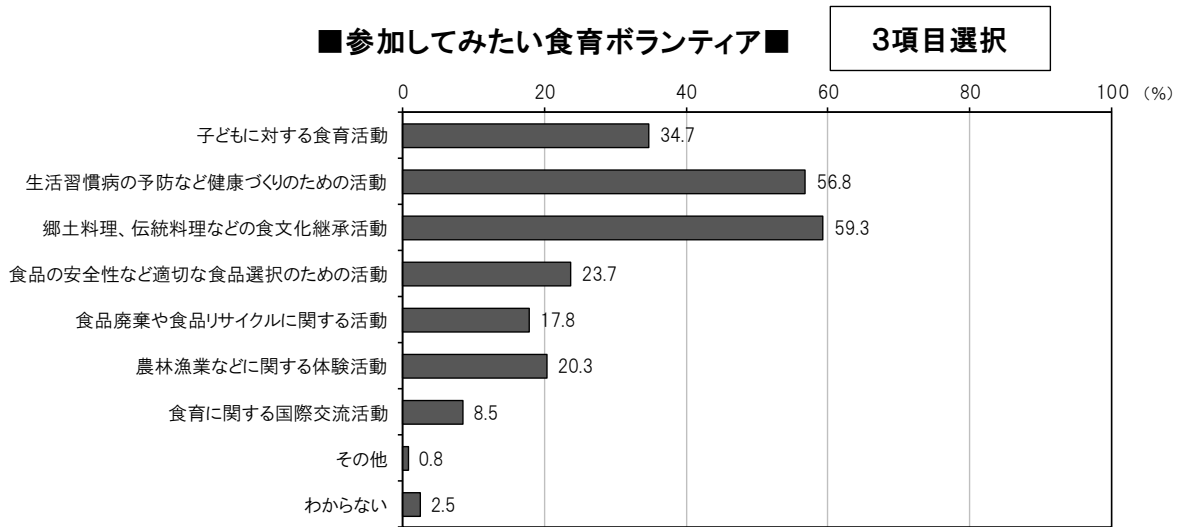
次の世代に引き継ぎたい郷土料理としては、「だんご汁」と「にわとり汁」、「盆だんご」を半数以上の方が上げています。

■次の世代に引き継ぎたい郷土料理■(成人)

複数回答

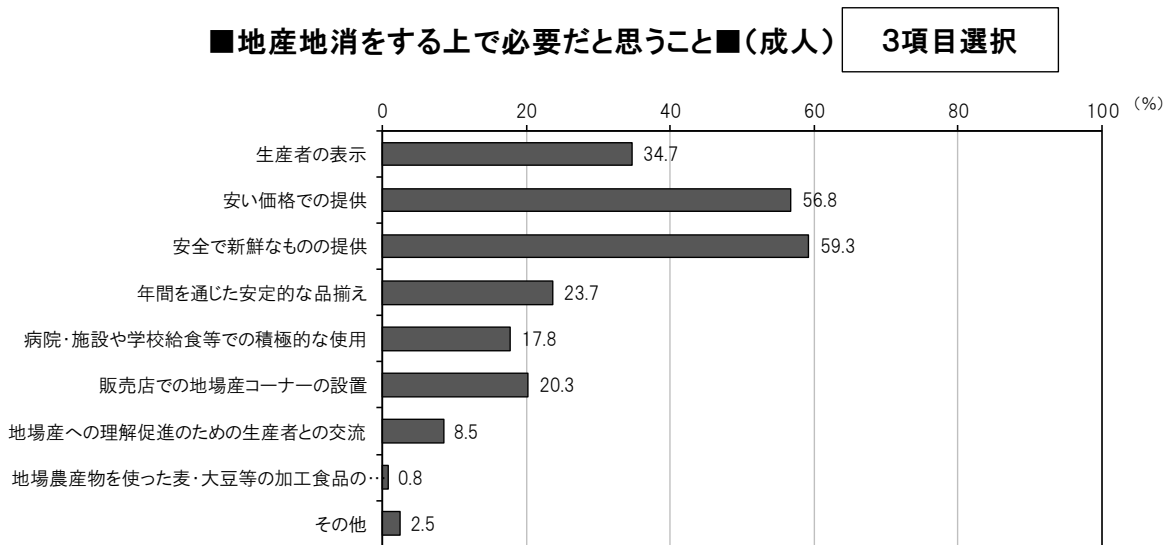


参加してみたい食育に関するボランティア活動としては、「郷土料理、伝統料理などの食文化継承活動」（59.3%）と「生活習慣病の予防など健康づくりのための活動」（56.8%）の2つが多くなっています。



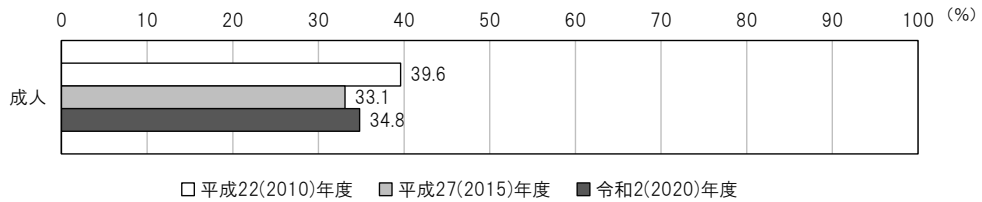
④ 地産地消・地域振興について

「地産地消」を推進する上で必要だと思うこととしては、「安全で新鮮なものの提供」（59.3%）と「安い価格での提供」（56.8%）の2つを半数以上が上げています。



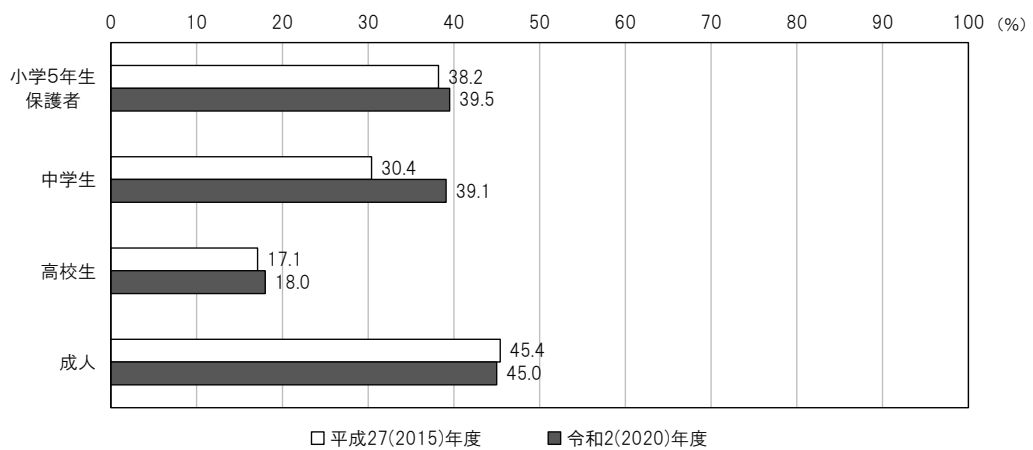
積極的に町内産や県内産のものを購入している人の割合は、平成 22(2010)年度には 39.6%ありましたが、平成 27(2015)年度は 33.1%、今回は 34.8%となっており、伸び悩んでいます。

■積極的に町内産や県内産のものを購入している人の割合■



畑やプランター菜園等で野菜を作っている人（手伝いを含む）の割合は、中学生では 39.1%と平成 27(2015)年度の 30.4%から 8.7 ポイント増加していますが、それ以外では大きな変化はみられません。

■畑やプランター菜園等で野菜を作っている人(手伝いを含む)の割合■



(2) 前計画の分野別達成度評価

平成 27 (2015) 年度に策定した『童話の里“くす”健康 2 1 計画 (Ⅱ)』に掲げている目標値について、計画策定時と直近値を比較することによって、達成状況を判定しました。

■ 指標の判定基準 ■

評価区分	判定
達成：令和 2 (2020) 年度の目標値を達成している	◎
改善：令和 2 (2020) 年度の目標値は達成していないが改善されている	○
非改善：平成 27 (2015) 年度の実績値から改善されていない	×
困難：把握方法が異なるため評価困難	—

指標の達成状況をみると、全 38 指標のうち、達成は 6 (15.8%)、改善は 12 (31.6%)、合計した達成または改善した指標は 18 (47.4%) となっています。また、非改善指標は 18 (47.4%) となっています。

分野別にみると、栄養・食生活、地産地消・地域振興分野では達成または改善した指標が多くなっていますが、食育や食文化の継承・食を大切にする心の分野では改善されていない指標が多くなっています。

こうしたことから、改善していない指標の多い食育や食文化の継承・食を大切にする心の分野に対する働きかけを強化する必要があります。

■ 分野別達成状況内訳 ■

	達成 ◎	改善 ○	非改善 ×	困難 —	合計
食育	1	0	3	0	4
栄養・食生活	4	6	8	2	20
食文化の継承・食を大切にする心	0	3	6	0	9
地産地消・地域振興	1	3	1	0	5
合 計	6	12	18	2	38

■ 達成状況内訳 ■

(%)

分野	指 標		平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価	
			結果	結果	目標	結果		
食育	食育推進ボランティアの数が 増える		263 人	226 人	250 人	193 人	×	
	食育に関心をも っている人が増 える	中学生	32.7	36.9	40	33.6	×	
		高校生	36.8	39	45	47.5	◎	
		成人	72.2	70.3	75.8	59.1	×	
栄養・ 食生活	「食事バランスガイ ド」等を参考に 食生活を送って いる人が増える		成人	71.5	45.6	50	34.1	×
	毎日朝食をとる 人が増える	小学生	95.3	91.9	95	95.8	◎	
		中学生	84.2	89.1	94.1	88.0	×	
		高校生	79.6	87.8	90	80.3	×	
		成人	83.5	83.8	91.9	84.1	○	
	内臓脂肪症候群 (メタボリックシン ドローーム)を知っ ている人が増える		成人	68.5	79	85	69.3	×
	何をどれだけ食 べたらよいか知 っている人が増 える	中学生	49.7	56.5	60	68.5	◎	
		高校生	36.7	48.7	55	60.7	◎	
		成人	47.5	46.6	52.3	50.7	○	
	食事の代わりに 嗜好品で済ます ことがない人が 増える	中学生	76.3	79	83.9	80.4	○	
		高校生	87.8	75.6	87.8	78.7	○	
		成人	88.7	87.9	93.1	85.7	×	
	主食・主菜・副 菜・汁物がそろ う食事の作り方 を知っている人 が増える	中学生	55.3	68.1	75	71.8	○	
		高校生	55.3	75.6	80	54.1	×	
		成人	71.7	67.1	75.3	68.7	○	
自分で料理・手 伝いをする人が 増える	中学生	データなし	87.4	90	81.5	×		
	高校生	データなし	75.6	80	62.4	×		
自分で料理をす る人が増える	中学生	28.6	データなし	-	-	-		
	高校生	40.6	データなし	-	-	-		
	成人	63	65.2	69.3	72.4	◎		

(%)

分野	指 標		平成 22 (2010)年度	平成 27 (2015)年度	令和2 (2020)年度	令和2 (2020)年度	評価
			結果	結果	目標	結果	
食文化 の継承	家庭で伝統的な 行事食を作っ ている人が増える	成人	59.9	59.7	62.9	51.2	×
食を 大切に する心	毎日の食事の際 にあいさつをする 人が増える	中学生	61	74.6	100	85.9	○
		高校生	56.1	82.9	100	70.5	×
		成人	64.8	67.4	71.3	63.1	×
	毎日少なくとも 1 食以上を、自分 以外の人と一緒 に食べる人が増 える	中学生	87.6	87.7	100	89.1	○
		高校生	93.9	87.8	100	85.2	×
		成人	83.7	81.6	87.9	68.5	×
	毎日ご飯を作っ てくれる家族をす ごいと思う子ども が増える	中学生	88.8	93.5	97.7	90.2	×
		高校生	71.2	92.7	97.7	96.7	○
地産 地消	地域の産物・旬 の食材を知っ ている人が増える	中学生	53.1	60.8	65	69.6	◎
		高校生	53.1	68.3	73	67.2	×
		成人	76.9	73.9	80.7	75.4	○
	学校給食におけ る地場産品を使 用する割合が増 える※	県内産品	52.7	41.7	55.3	46.5	○
		町内産品	24	7.6	25.2	22.7	○

※副食材料（牛乳を除く）に占める地場産品の使用割合(重量ベース)

「学校給食用食材の生産地調査」より 6 月と 11 月の平均値

(3) 本町における食に関する主要課題

① 栄養・食生活について

栄養・食生活において大切な「何をどれだけ食べたら良いか」を知っている人の割合は、中学生、高校生では前回調査から大幅に増加していますが、成人の増加はわずかとなっています。その一方で、現在の食事（栄養のバランスや量など）を、よりよく変えていこうという意識は、前回調査に比べて弱くなっています。

また、今後の食生活で力を入れたいこととしては、前回同様、「栄養バランスのとれた食事の実践」が最も多くなっていますが、今回調査では「うす味の食事の実践」や「野菜を今より多くとれる食事の実践」も2位、3位を占めていることから、塩分を控えたバランスの良い食事をするという意識が徐々に浸透している様子が見えます。

数値目標 21 項目に対しては、達成が 4、改善が 6、改善していない指標が 8 となっています。改善していない指標は、中学生、高校生での毎日朝食をとる人の割合、料理を手伝いする人の割合、成人では食事バランス等を参考にしている人の割合、食事の代わりに嗜好品で済ませることのない人の割合、メタボリックシンドロームを知っている人の割合などです。

② 食の安心安全・命の循環・環境への配慮について

食べ残しや食品の廃棄を減らすようにほとんど毎日努力している人の割合は、前回（61.8%）よりは増加していますが、前々回（平成 22(2010)年度）調査（69.8%）に比べると若干低い水準となっています。

食べ残しや食品の廃棄を減らし、食品を無駄にしないために気を付けていることとしては、「残さず食べる」や「料理を作りすぎない」を半数強があげています

また、食品表示の見方を知っている人の割合は、少しずつですが増加しています。

③ 食文化の継承・食を大切に作る心について

子どもから大人までどのような郷土料理があるかを知っている人がほとんどですが、「子育てだんご汁」は、中学生、高校生に上位にあります。成人、小学生保護者ではトップ 5 になく、「盆だら」は成人、小学生保護者にはトップ 5 にランクされていますが、中学生、高校生ではランクインしていないなど、意識の差もみられます。

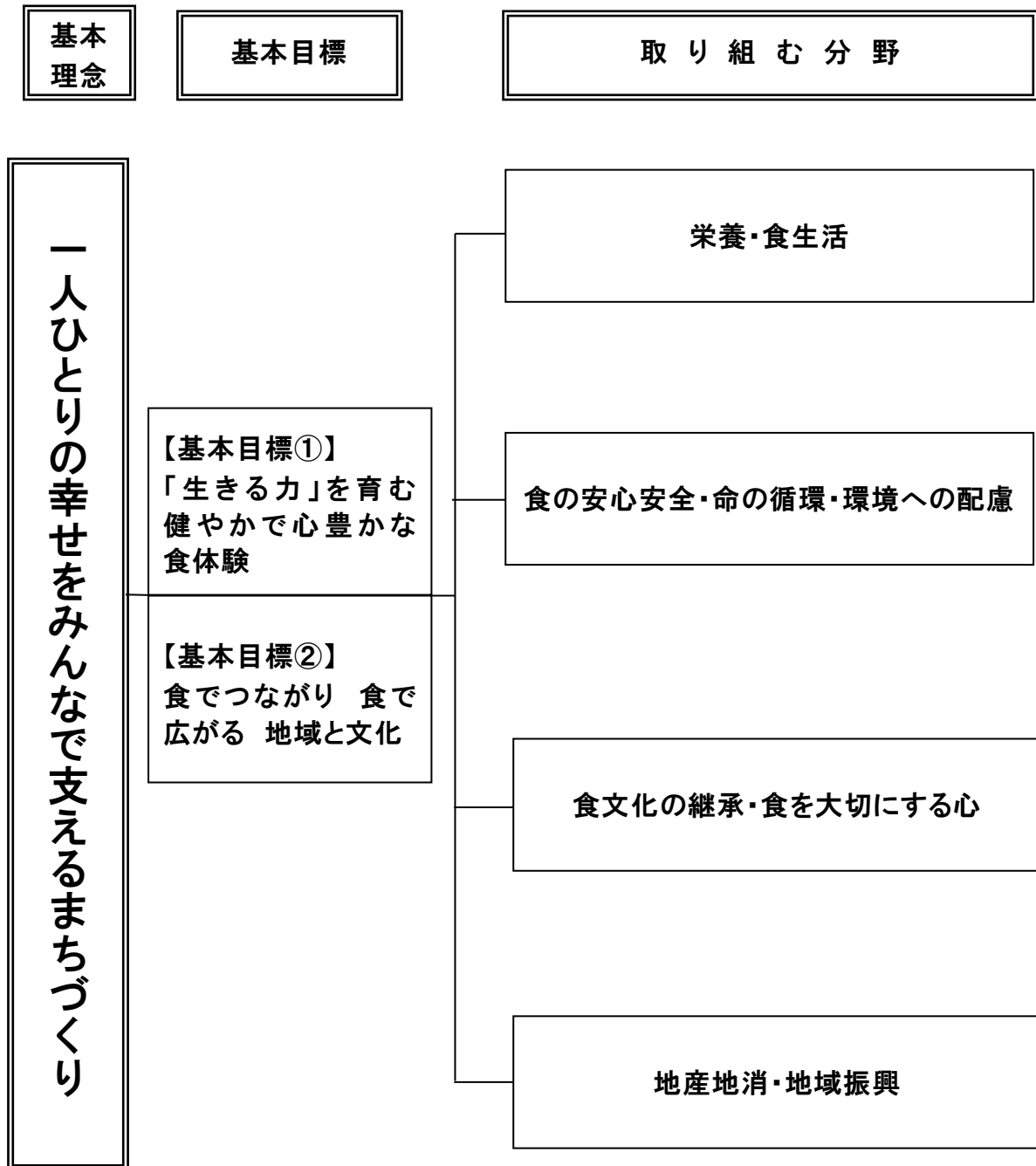
数値目標 9 項目に対しては、達成している指標はなく、改善が 3、改善していない指標が 6 となっています。伝統的な行事食を作る人、食事の際のあいさつをする人、自分以外の人と食事をする人の割合などが減少しています。

④ 地産地消・地域振興について

積極的に町内産や県内産のものを購入している人の割合は 34.8%で、前回（33.1%）より増加していますが、前々回（39.6%）の水準には達していません。

しかし、数値目標 5 項目に対しては、達成が 1、改善が 3、改善していない指標が 1 となっており、地産地消への取り組み意識は高まっている様子が見えます。

3. 施策体系



4. 施策の展開

(1) 栄養・食生活

基本的な考え方

各種健診や健康教室を活用して、食生活を改善するための知識を習得する機会を拡充し、正しい食習慣についての普及・啓発を展開します。

これまでの主な取り組み

- 母子手帳交付時、乳幼児健診時に、栄養バランスについての講話や栄養・保健指導、パンフレットを配布しています。また、父親学級で栄養講話、妊娠期の栄養バランスを踏まえたメニューの試食を行っています。
- 各小・中学校に「栄養教諭派遣要領」の周知を図り、計画的に栄養教諭を派遣し（1校あたり年2～3回）、食に関する指導に取り組んでいます。
- 小学校では栄養バランスの取れる献立、中学校では食生活の乱れが身体に及ぼす影響を考え、今後の食生活をどのようにしたら良いかを考えています。
- 総合健診会場での減塩みそ汁試飲体験、健診結果説明会での集団栄養指導、保健師・栄養士による個別指導、ソルセイブ体験、生活習慣病予防教室での栄養講話を実施しています。
- 高齢者に向けては、自治区健康教室での栄養講話と共食の場の提供、サロン活動で自慢の1品持ち寄りや栄養教室を開催し、食生活改善推進協議会の協力によるバランス食の試食等を実施しています。

アンケート調査結果から

- 今後の食生活では、「栄養バランスのとれた食事の実践」や「うす味の食事の実践」、「野菜を今より多くとれる食事の実践」に力を入れたいという人が多くなっており、塩分を控えたバランスの良い食事をするという意識が徐々に浸透している様子がうかがえます。その一方で、中学生、高校生での毎日朝食をとる人の割合、料理を手伝いする人の割合、成人では食事バランス等を参考にしている人の割合などは減少しています。

今後の取り組み**《個人・家庭が取り組むこと》**

- 一日三食規則正しく食べよう。
- 朝食は毎日必ずとろう。
- 栄養のバランスを考えて食事をとるよう心がけよう。
- 暴飲暴食、無理なダイエットは控えよう。
- 食べ物をよく噛んで食べよう。
- 調理の仕方を工夫し、子どもの好き嫌いをなくそう。
- 加工食品・インスタント等に頼りすぎないように気をつけよう。
- こども園や幼稚園での食事に関心をもち連絡を密にしよう。
- 家族や友人と楽しく食事をしよう。
- 親子で買い物や食事づくりをしよう。

《地域・関係団体で取り組むこと》

- 食生活について学習する場づくりに参加を呼びかけよう。
- 朝ごはんを食べる運動を子どもから大人までのあらゆる世代に対して展開していこう。
- 学校と連携し、食育の情報提供をしよう。
- 各団体が情報共有や意見交換を行い、連携してそれぞれの活動を展開しよう。
- 食生活改善推進協議会を中心に、地域の課題に沿った活動を展開していこう。
- 高齢者が集い、会食できる機会をつくろう。(いきいきサロン等の活用)

《学校・幼稚園・こども園等で取り組むこと》

- 給食には地場産のもの、安全なものを活用しよう。
- 「きゅうしょくだより」等を通じて保護者に情報提供・啓発をしよう。
- 保護者との連絡を密にとり、食生活に関する相談や指導をしよう。
- 正しい生活習慣の指導に取り組もう。(中高生の減塩、健康な排便、朝食の重要性)

《販売店・飲食店で取り組むこと》

- 食に関する情報提供を充実しよう。
- (食品衛生事業者は) 栄養成分表示を適正に行おう。
- 減塩メニューや野菜が十分にとれるメニューを提供しよう。

《行政の取り組むこと》

- 食生活に対する相談や指導の強化を行う。
- 学習の場や「食生活」に関する情報を提供する。
- 実態を調査・分析しその対策を行う。
- 生活習慣病予防教室を拡充する。
- 健診後の個別の栄養指導を徹底する。
- 高齢者が集い、会食できるよう支援する。
- 適塩を体験することにより、自宅での味つけを確認する場を設ける。

■ 数値目標 ■

(%)

指 標		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
		現状	目標値	目標値
食育推進ボランティアの数が増える		193 人	196 人	198 人
食育に関心をもっている人が増える	中学生	33.6	35.3	36.9
	高校生	47.5	48.8	50.0
	成人	59.1	64.7	70.3
栄養バランスに配慮した食生活を実践している人が増える	成人	34.1	39.9	45.6
毎日朝食をとる人が増える	小学生	95.8	97.9	100.0
	中学生	88.0	90.3	92.6
	高校生	80.3	84.0	87.6
	成人	84.1	88.0	91.9
何をどれだけ食べたらよいか知っている人が増える	中学生	68.5	69.3	70.0
	高校生	60.7	62.9	65.0
	成人	50.7	51.5	52.3
食事の代わりに嗜好品で済ますことがない人が増える	中学生	80.4	82.2	83.9
	高校生	78.7	83.3	87.8
	成人	85.7	86.8	87.9
主食・主菜・副菜・汁物がそろった食事の作り方を知っている人が増える	中学生	71.8	73.4	75.0
	高校生	54.1	57.5	60.8
	成人	68.7	72.0	75.3
自分で料理・手伝いをする人が増える	中学生	81.5	84.5	87.4
	高校生	62.4	69.0	75.6
	成人	72.4	73.7	75.0

(2) 食の安心安全・命の循環・環境への配慮

基本的な考え方

日本のカロリーベース^{*}の総合食料自給率は、令和元(2019)年度で 38%であり、先進国の中でも最低レベルとなっています。一方、食品由来の事業系廃棄物は、年間食品産業から年間約 752 万トン、一般家庭から年間約 783 万トンと推計されています(環境省、平成 29(2017)年度推計)。食べ物を輸入しては破棄している現状があります。こうしたことから、環境に配慮した食生活が求められています。

食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っており、環境への負荷の低減や持続可能な農林業への配慮が必要であることについて普及・啓発します。

農地など、農産物の生産環境は、地域環境の保全や食の安心安全の確保の観点から良好な環境を維持するために、食の安心安全や環境に負荷を与えない生産方式を支援します。

※：カロリーベースとは

カロリーベース総合食料自給率は、基礎的な栄養価であるエネルギー(カロリー)に着目して、国民に供給される熱量(総供給熱量)に対する国内生産の割合を示す指標。

資料：我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの発生量の推計値(平成 29 年度)の公表について(環境省)
令和元年度食料自給率について(農林水産省)

これまでの主な取り組み

- 町内の各家庭が生ごみ処理容器を購入する経費に対し、補助金を交付し、一般家庭から排出される「生ごみ」の減量とリサイクルの推進を図っています。

アンケート調査結果から

- 半数以上の人「残さず食べる」や「料理を作りすぎない」などで食べ残しや食品の廃棄の減少に取り組んでおり、7割弱の人が食べ残しや食品の廃棄を減らすようにほとんど毎日努力しています。

今後の取り組み

《個人・家庭が取り組むこと》

- 食品表示を確認しよう。
- 添加物に気をつけよう。
- 地場産品を積極的に料理に活用しよう。
- 食の安全性について、家庭でも話し合おう。
- 食べ物の旬を知り、生産時にCO₂排出の少ない季節の食材を食べよう。
- 「もったいない」の心を忘れず、廃棄食材を減らそう。
- 生ごみは水気を絞ってごみに出そう。
- 人や環境にやさしい食器洗い洗剤や石けんを使おう。

《地域・関係団体で取り組むこと》

- 「食」の安全について地域・学校・各種団体が集まって話し合う機会をもとう。
- 生ごみを減らすよう啓発し、生ごみによるたい肥作りを広めよう。(コミュニティ運営協議会)
- 玖珠町産の農産物の安全性をPRしよう。(玖珠町グリーンツーリズム研究会)
- 3010運動※に取り組む。

※：3010運動とは

宴会等から出る食べ残しを削減するため、乾杯(開始後)30分と終了前10分は、席を離れず食事を楽しみ、食べ残しをなくそうという運動。

《学校・幼稚園・こども園等で取り組むこと》

- 給食での地場産品使用の取り組みを継続しよう。
- 給食での食べ残しを減らすため取り組もう。
- 生ごみでたい肥を作り、菜園に使うなど、食べ物の循環性を学ぶ機会を持とう。

《生産者(農家等)が取り組むこと》

- 「GAP」※¹や「エコファーマー」※²の認証制度へ取り組もう。
 - ①消費者に安心・安全な農作物の提供に努めよう。
 - ②人や自然環境に負荷を与えない生産体制を目指そう。
- 「トレーサビリティ制度」※³へ積極的に取り組もう。
- 食品の安全性に関する生産者と消費者の意見交換会(食品に関するリスクコミュニケーション)等へ参加し、積極的に情報提供をしよう。
- 土壌診断を定期的実施しよう。
- 「持続性の高い農業生産方法」を積極的に導入しよう。
 - ①土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)
 - ②化学肥料の使用低減技術(局所施肥・有機質肥料の施用等)
 - ③化学合成農薬の使用低減技術(機械除草・生物農薬の利用・マルチ栽培等)
- 家畜排泄物を適切に処理しよう。耕畜連携を推進し、環境保全型農業を目指そう。
- 耕作放棄地の解消、農林業と農山村の振興に取り組もう。

※1：GAP(Good Agricultural Practice：農業生産工程管理)とは

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

※2：エコファーマーとは

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

※3：トレーサビリティ制度とは

生産、加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、飼料または食品の移動を把握できること(ISO22005における定義)。

《行政で取り組むこと》

- 「GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）」や「エコファーマー」の認証制度を推進・周知し、安心・安全な農畜作物の提供を支援する。
- 「トレーサビリティ制度」の構築を図り、情報提供に努める。
- 食品の安全性に関する生産者と消費者の意見交換会（食品に関するリスクコミュニケーション）等の場の提供を推進する。
- 水環境の整備及び管理を行う。（生活廃水や工業廃水等の管理徹底）
- 環境と調和のとれた「持続性の高い農業生産方法」の導入を促進する。
 - ①たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に推進し、人（生産者・消費者）や自然環境に負荷を与えない生産体制の構築を図る。
 - ②家畜排泄物の適切な処理の指導・推進を図る。また、たい肥の品質を高め、耕畜連携が図られた、環境保全型農業の構築を目指す。
- 農地や山林が持つ、洪水や土砂災害を防ぐ等の多くの機能を維持・拡大するため、耕作放棄地の解消等に取り組む。
- 後継者や担い手の育成、集落営農・新規就農・新規参入・定住促進事業の推進を図る。
- 環境に関する学習機会を設ける。

■ 数値目標 ■

(%)

指 標		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
		現状	目標値	目標値
食べ残しや食品の廃棄を減らすよう努力している人を増やす	成人	67.7	68.7	69.7
食品の表示の見方を知っている人を増やす	成人	75.8	76.8	77.8

(3) 食文化の継承・食を大切にすること

基本的な考え方

核家族化により、家庭において伝統的な食文化を継承する機会が失われつつある現代において、家庭・学校・地域等が連携して伝統的な食文化を継承し、次世代に残していくことが重要です。

また、食卓でのコミュニケーションを大切にし、食を楽しむ心を育てます。

これまでの主な取り組み

- 高校生を対象に、食に関する知識、技術、健康的な食生活を営むライフスキルを育み、将来に向けて生活的な自立をサポートすることを目的とする食育セミナーを行っています。

アンケート調査結果から

- 子どもから大人まで郷土料理を知っている人がほとんどですが、料理品目に対する認知状況には世代間で差がみられます。また、伝統的な行事食を作る人、食事の際のあいさつをする人、自分以外の人と食事をする人の割合などが減少しています。

今後の取り組み

《個人・家庭で取り組むこと》

- 昔ながらの食材・調味料や料理を見直そう。
- 家庭で郷土料理を作ろう。
- 子どもに郷土料理を伝承しよう。
- 食事中はテレビを消そう。
- 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしよう。
- 子どもに食事のマナーを教えよう。
- 子どもに食事の準備や片付けの習慣をつけよう。
- 食卓でのコミュニケーションを大切にし、食事を楽しもう。
- 食事はできるだけ手作りしよう。
- 自然の恵みや生産者、食事を作ってくれた人に感謝をしよう。

《地域・関係団体で取り組むこと》

- 男性・女性・子どもなどの対象者に対する料理教室を開催しよう。(コミュニティ運営協議会・食生活改善推進協議会)
- イベントの開催やレシピ集の発刊を通して、伝統料理や家庭料理の大切さを伝えよう。(コミュニティ運営協議会)
- 地域行事での伝統的な行事食を受け継ごう。
- 学校などと連携して子どもたちや保護者に伝統食を伝えよう。(食生活改善推進協議会)

- 食育の講演会や親子でお弁当を作る「お弁当の日」の取り組みを継続しよう。(PTA)
- 町での行事に親子の積極的な参加を促し、食育の情報提供や行事食の伝承等を行おう。

《学校・幼稚園・こども園等で取り組むこと》

- 給食で昔ながらの郷土料理や行事食を提供し、子どもたちに伝えよう。
- 高齢者や地域の人との交流を通して、伝統的な食文化を学ぶ機会をもとう。
- 菜園活動や調理体験を通して「育てる、収穫する、食べる喜び」を経験し、子どもたちに「いのちのつながり」「多くの人のおかげで食べることができること」を知らせよう。
- お弁当の時間に、作ってくれた保護者に感謝しながら食べるよう、園児に伝えよう。(こども園)
- 「きゅうしょくだより」等、保護者への情報提供・啓発をしよう。

《行政で取り組むこと》

- 食育の普及や実践に取り組む団体やボランティアの育成に努める。
- 郷土料理の情報提供を行い、普及・啓発に努める。

■ 数値目標 ■

(%)

指 標		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
		現状	目標値	目標値
家庭で伝統的な行事食を作っている人が増える	成人	51.2	55.5	59.7
毎日の食事の際にあいさつをする人が増える	中学生	85.9	93.0	100.0
	高校生	70.5	76.7	82.9
	成人	63.1	67.2	71.3
毎日少なくとも1食以上を、自分以外の人と一緒に食べる人が増える	中学生	89.1	92.8	96.4
	高校生	85.2	86.5	87.8
	成人	68.5	75.1	81.6
毎日ご飯を作ってくれる家族をすごいと思う子どもが増える	中学生	90.2	91.9	93.5
	高校生	96.7	97.2	97.7

(4) 地産地消・地域振興

基本的な考え方

地域の産物を積極的に消費することは、より安全な農産物の生産・供給の原動力となり、安心できる食生活の継続につながります。地産地消を通じて、人と人をつなぎ、生産者の生きがいや消費者の安心安全に対する信頼を構築し、食でつながる地域づくりへ広げていきます。

また、食育を推進するうえで、様々な体験活動等を通じて、食べ物を大切にする気持ちや理解を深めるように配慮した取り組みが重要になります。

玖珠町は、豊かな自然、おいしい水と食べ物に恵まれるとともに、伝統的な食文化が多く存在します。このような自然や文化に触れる機会の創出のため、食べ物を大切にする気持ちをもつため、農業体験等の体験活動を推進します。

これまでの主な取り組み

- 職業体験講座として、その職業体験や職業についての質問を交えながら実施しており、多くの方が受講を希望しています。
- 自治区栄養教室や食生活改善推進協議会の食育活動、高齢者サロン等の調理では、地区の住民が作った野菜を持ち寄っています。

アンケート調査結果から

- 積極的に町内産や県内産のものを購入している人の割合は伸び悩んでいますが、地産地消への取り組み意識は高まっている様子が見えます。

今後の取り組み

《個人・家庭で取り組むこと》

- 地場産の農作物に関心をもち、積極的に購入しよう。
- 町外の人に玖珠町産の農作物の良さをPRしよう。
- 地産地消を意識して、食材を選ぼう。
- 家庭菜園等、食や農林業に関わる体験を通して、食べ物を大切にすし、生産や加工に携わる人や食べ物に感謝する豊かな心を育てよう。
- 子どもを中心に、農産物の生産や流通、加工の過程を理解するために、体験・見学活動に積極的に参加しよう。

《地域・関係団体で取り組むこと》

- 農作業体験の機会を提供しよう。(玖珠町グリーンツーリズム研究会等)
- 地産地消イベントなどを通して、地場産物を町内外にPRしよう。
- 農産物の生産・加工現場等を見学する機会を提供しよう。
- 農林業体験や料理教室等、食と農に関する体験活動ができる機会を提供しよう。
- 自然環境の保全、安心安全な食材の提供に取り組もう。

《学校・幼稚園・こども園等で取り組むこと》

- 学校で「地産地消」教育をしよう。
- 学校給食等での地場産品活用の取り組みを継続しよう。
- 給食に旬の地場農産物を積極的に取り入れよう。
- 地域と連携した食に関する体験活動や生産者等との交流に取り組もう。

《生産者（農家等）が取り組むこと》

- 直販所や学校給食、外食産業へ供給可能な量・品目の確保に努めよう。
- 生産者と消費者の情報交換を行い、消費者のニーズに合った品目の生産に努めよう。
- 商工・観光等との連携により地域農業の6次産業化[※]を推進しよう。
①付加価値商品の生産 ②雇用の確保等
- 直売所等の品揃えを充実し、販売力を強化しよう。（多品目及び周年化、季節感（旬）のある生産体制）
- 化学肥料・化学農薬の使用を低減した作物や希少作物等、付加価値の高い農産物の生産を図ろう。
- 農産物に付加価値をつける農産加工品の製造販売やグリーンツーリズム団体やJ Aと連携した農作業体験の実施、都市への直販（インショップ等を活用）や通信販売等を活用した販路の拡大に努めよう。
- 宿泊施設や外食・中食業者等多様な実需者からのニーズを把握し、地場農産物の露出機会を増やすなど、選ばれる産地を目指そう。
- 農業祭や道の駅で行うイベント等に積極的に参加しよう。

※：農業の6次産業化とは

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

《行政で取り組むこと》

- 関係者と協力しながらグリーンツーリズムの推進を図る。
- 道の駅をはじめとする直売所やインショップ等の整備や改善を推進し、売り場環境の向上に努める。
- 地場農産物の情報提供や広報活動を行い、地場農産物の普及促進に努める。
- J Aや商工観光団体等と連携して、米・おおいた豊後牛やおおいた和牛・椎茸等の品目を中心とした「ブランド化」の推進を図る。
- 町内の農産物生産者やJ A、食品加工業、飲食業、観光施設等との横の連携を形成し、農商工連携を通じた地域活性の実現のため事業構築を図る。
①連携基盤の強化 ②商品開発 ③販路開拓 ④広報（情報発信）
- 農商工連携を推進するリーダー及び団体を確保・育成する。
- 地産地消に関するシンポジウムや消費者団体等との意見交換会、試食会や伝統的な食材加工や調理講習会等を開催する。
- 多品目及び周年化、季節感（旬）のある生産体制を構築する。
①営農指導者を育成・確保し、作付品目と面積の拡大を図る。
②加工施設、集出荷施設等一体的な生産・加工・流通体制の構築を図る。
- 生産者や関係機関と連携して学校給食等での地場産品活用割合が増えるよう環境を整える。

- 食育の普及や農業体験に取り組む団体や指導者の確保・育成を図る。
- 食や農業に関する理解と関心を高めるため、農林業体験学習（グリーンツーリズムや教育ファーム等の活動）の推進を図る。
- 農林業体験学習には、町外だけではなく、町内小・中学生の受け入れを推進する。
- 生産・加工・流通等に関わる個人・団体・機関と連携し、食育各分野の指導者を学校・地域に紹介する体制をつくる。
- 食分野に関わる関係機関・組織とのネットワークづくりを行う。（食育推進会議の開催）

■ 数値目標 ■

(%)

指 標		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
		現状	目標値	目標値
地域の産物・旬の食材を知っている人が 増える	中学生	69.6	69.8	70.0
	高校生	67.2	67.8	68.3
	成人	75.4	78.1	80.7
学校給食における地場産品を使用する 割合が増える*	県内産品	46.5	50.9	55.3
	町内産品	22.7	24.0	25.2

※副食材料（牛乳を除く）に占める地場産品の使用割合(重量ベース)

5. 数値目標一覧

目標一覧

(%)

分野	指 標		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度	
			現状	目標値	目標値	
食育	食育推進ボランティアの数が増える		193人	196人	198人	
	食育に関心を持っている人が増える	中学生	33.6	35.3	36.9	
		高校生	47.5	48.8	50.0	
成人		59.1	64.7	70.3		
栄養 ・ 食生活	栄養バランスに配慮した食生活を実践している人が増える		成人	34.1	39.9	45.6
	毎日朝食をとる人が増える	小学生	95.8	97.9	100.0	
		中学生	88.0	91.2	92.6	
		高校生	80.3	84.0	87.6	
		成人	84.1	88.0	91.9	
	何をどれだけ食べたらよいか知っている人が増える	中学生	68.5	69.3	70.0	
		高校生	60.7	62.9	65.0	
		成人	50.7	51.5	52.3	
	食事の代わりに嗜好品で済ますことがない人が増える	中学生	80.4	82.2	83.9	
		高校生	78.7	83.3	87.8	
		成人	85.7	86.8	87.9	
	主食・主菜・副菜・汁物がそろって食事の作り方を知っている人が増える	中学生	71.8	73.4	75.0	
		高校生	54.1	57.5	60.8	
		成人	68.7	72.0	75.3	
	自分で料理・手伝いをする人が増える	中学生	81.5	84.5	87.4	
高校生		62.4	69.0	75.6		
成人		72.4	73.7	75.0		

(%)

分野	指 標		令和2 (2020) 年度	令和7 (2025) 年度	令和12 (2030) 年度
			現状	目標値	目標値
食の安全・ 命の循環 環境への 配慮	食べ残しや食品の廃棄を減らすよう 努力している人が増える	成人	67.7	68.7	69.7
	食品の表示の見方を知っている人が 増える	成人	75.8	76.8	77.8
食文化 の継承	家庭で伝統的な行事食を作っている 人が増える	成人	51.2	55.5	59.7
食を 大切に する心	毎日の食事の際にあいさつをする人 が増える	中学生	85.9	93.0	100.0
		高校生	70.5	76.7	82.9
		成人	63.1	67.2	71.3
	毎日少なくとも1食以上を、自分以外 の人と一緒に食べる人が増える	中学生	89.1	92.8	96.4
		高校生	85.2	86.5	87.8
		成人	68.5	75.1	81.6
毎日ご飯を作ってくれる家族をすごい と思う子どもが増える	中学生	90.2	91.9	93.5	
	高校生	96.7	97.2	97.7	
地産 地消 ・ 地域 振興	地域の産物・旬の食材を知っている 人が増える	中学生	69.6	69.8	70.0
		高校生	67.2	67.8	68.3
		成人	75.4	78.1	80.7
	学校給食における地場産品を使用 する割合が増える※	県内産品	46.5	50.9	55.3
		町内産品	22.7	24.0	25.2

※副食材料（牛乳を除く）に占める地場産品の使用割合(重量ベース)

第3章 玖珠町自殺対策計画

1. 計画の概要

(1) 計画の目的

国の自殺対策は、すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

国の推進する自殺対策では、自殺者数をさらに減らすため、自殺対策を総合的かつ効果的に推進、さらに、対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させ、自殺は「誰でも起こりうる危機」という認識の醸成を図ることを目的としています。

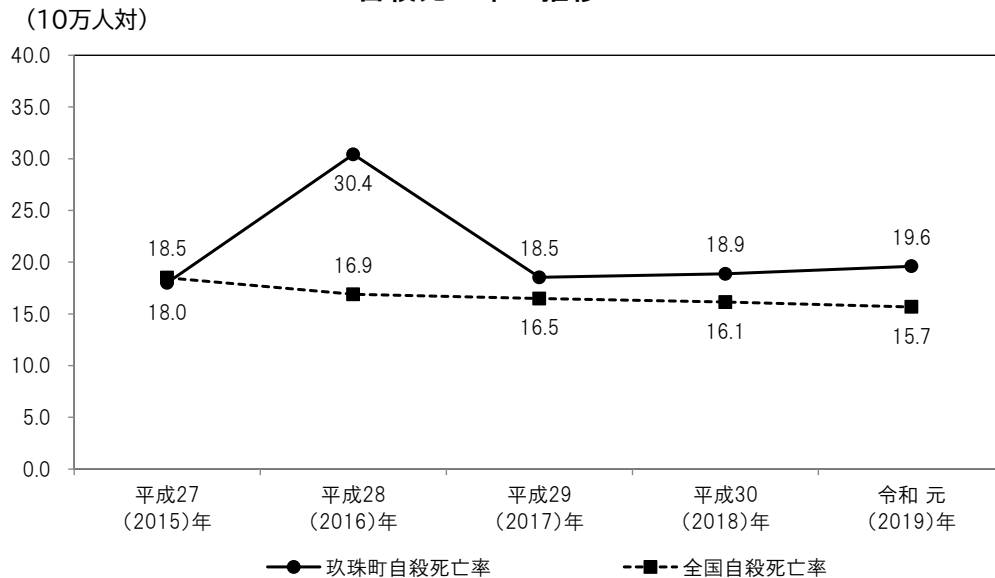
本町においても、すべての町民が「自分らしく生きられる」地域づくりを目指し、自殺に対する基本認識について、国や県と同じくするとともに、その動向を踏まえた自殺対策計画を策定することにより、本町における自殺を減らすための取り組みを推進していきます。

2. 玖珠町における自殺の現状

(1) 玖珠町における自殺者数・自殺死亡率の推移

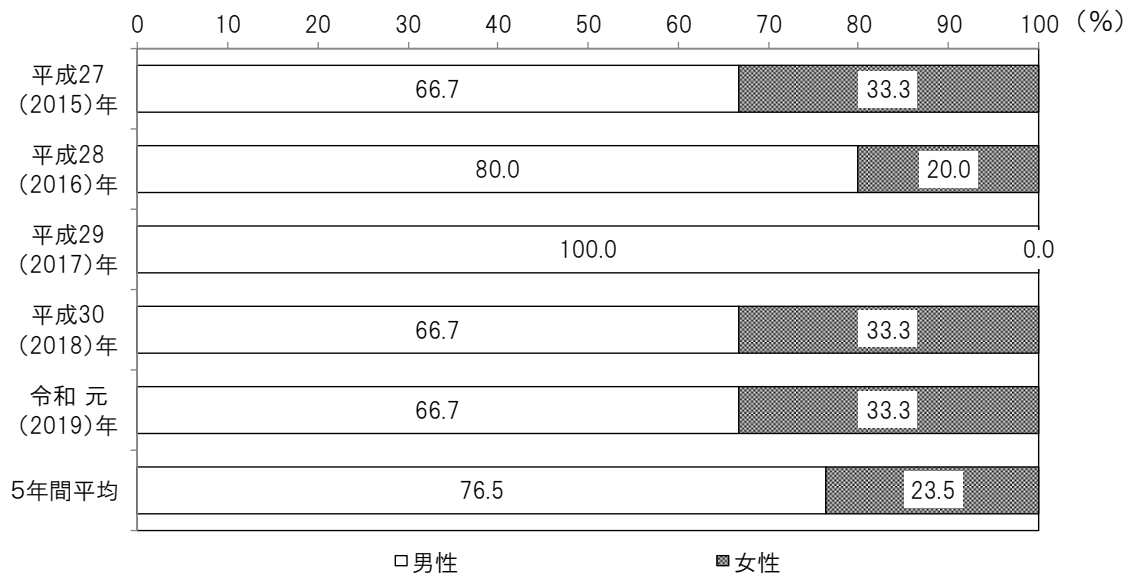
玖珠町の自殺死亡率は、令和元（2019）年には 19.6 と全国平均を上回っています。自殺者に占める男女別の割合の推移をみると、この5年間の平均では男性の割合が76.5%と多くなっています。

■ 自殺死亡率の推移 ■



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

■ 自殺者に占める男女比の割合の推移(玖珠町) ■



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 年代別の状況

① 自殺者の年代構成

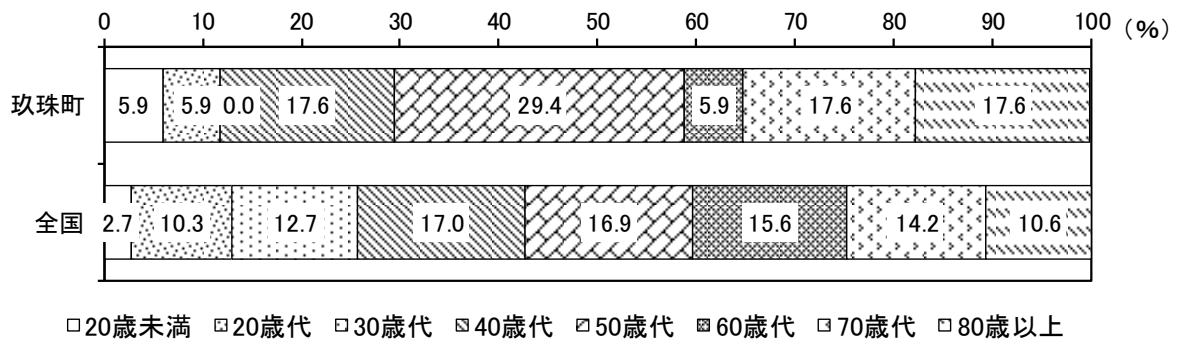
自殺者の年代構成をみると、全体では20歳未満、40歳代、50歳代、70歳代、80歳以上において、全国平均を上回っています。

性別では、男性は全体の傾向とほぼ同様に、20歳未満、40歳代、50歳代、70歳代、80歳以上の各年代が目立っています。

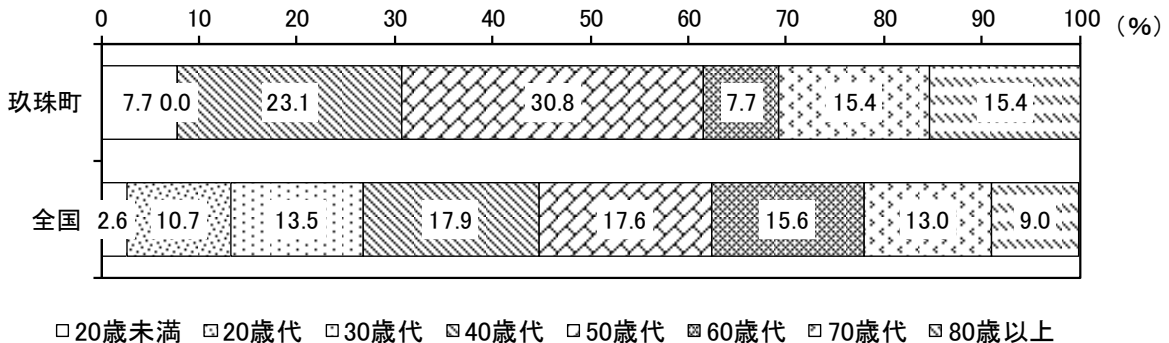
女性は、20歳代、50歳代、70歳代、80歳以上が、全国平均を上回っています。

■自殺者の性別・年代構成(平成27(2015)年～令和元(2019)年合計)■

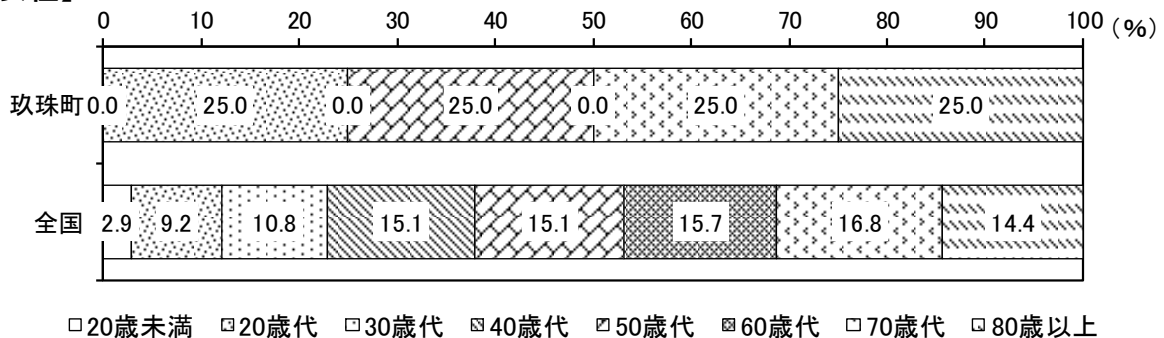
【全体】



【男性】



【女性】



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

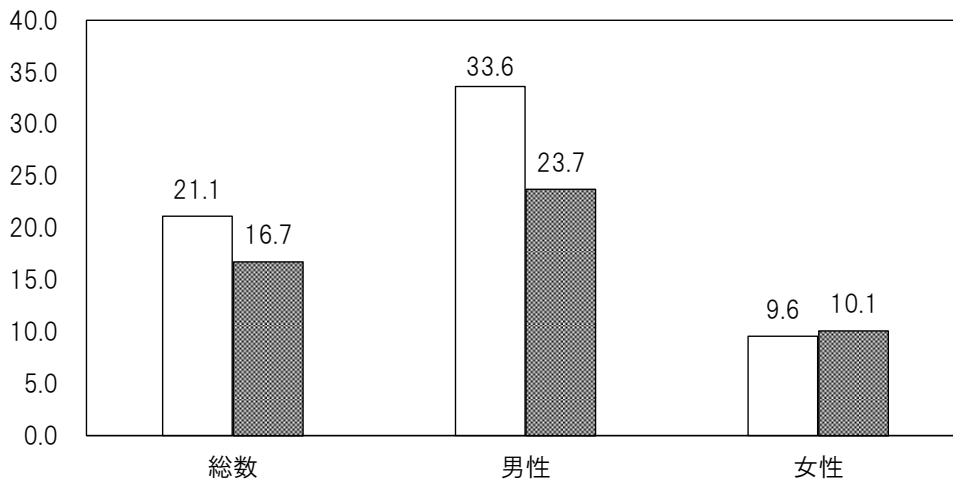
※端数処理の関係上合計値は100にならない可能性がある

②性別・年代別の自殺死亡率

自殺死亡率を性別で見ると、総数では21.1と全国の値を上回っています。男性は33.6、女性は9.6となっており、男性の自殺死亡率が高くなっています。

■性別自殺死亡率(平成27(2015)年～令和元(2019)年合計)■

(10万人対)



□玖珠町自殺死亡率 ■全国自殺死亡率

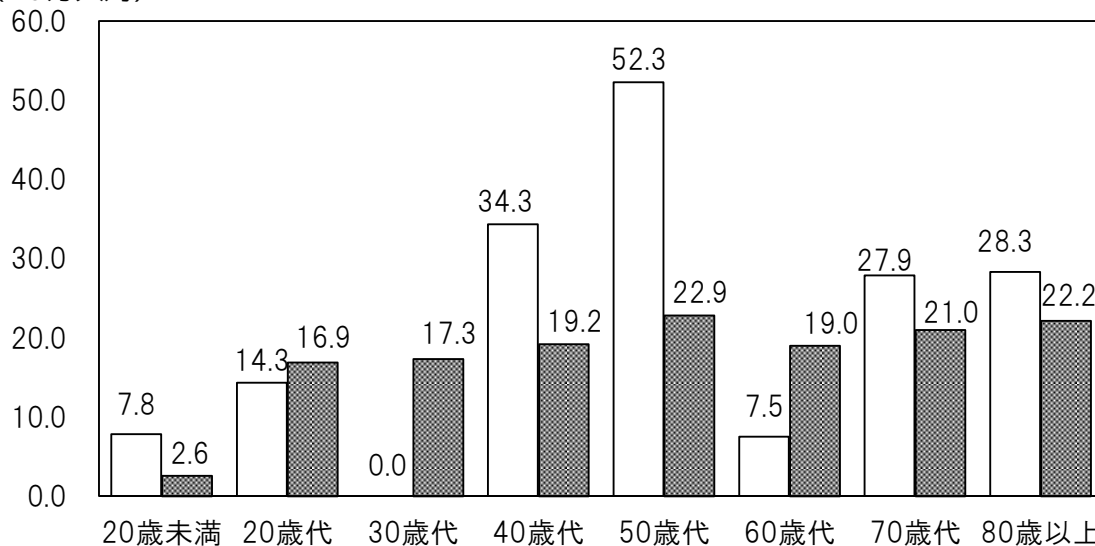
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

年代別で見ると、全体では、最も自殺死亡率が高いのは50歳代の52.3、次いで40歳代の34.3となっています。全国と比べると、20歳未満、40歳代、50歳代、70歳代、80歳代の5つの年代層で相対的に多くなっています。

■年代別自殺死亡率(平成27(2015)年～令和元(2019)年合計)■

【全体】

(10万人対)



□玖珠町自殺死亡率 ■全国自殺死亡率

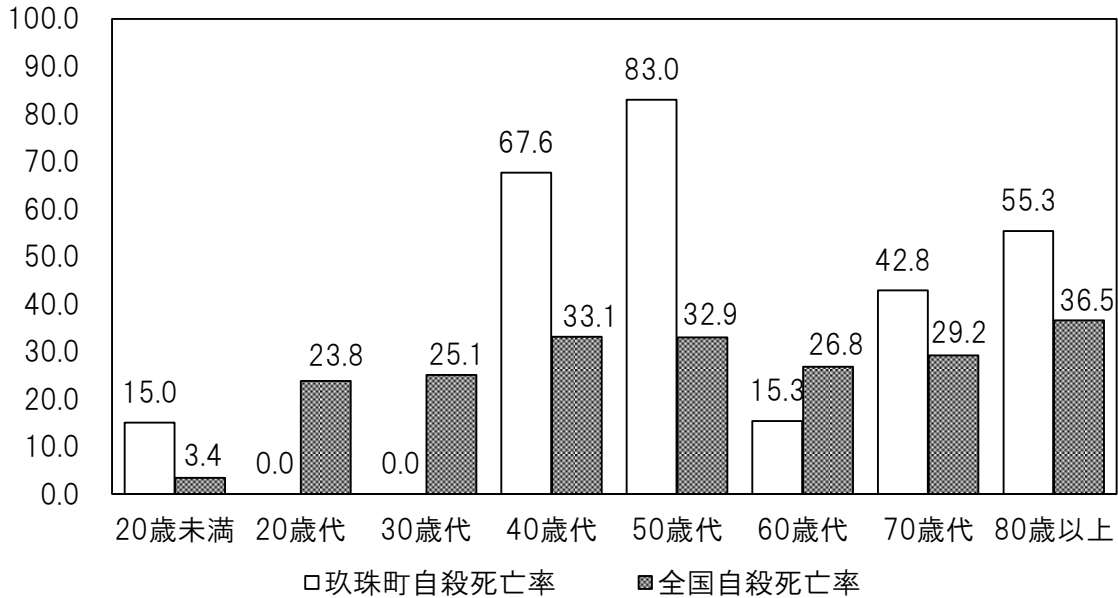
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

性別でみると、男性の場合は、40歳代、50歳代、70歳代、80歳代が高く、女性の場合は、20歳代、50歳代、70歳代が全国平均と比べ、特に高くなっています。

■性別・年代別自殺死亡率(平成27(2015)年～令和元(2019)年合計)■

【男性】

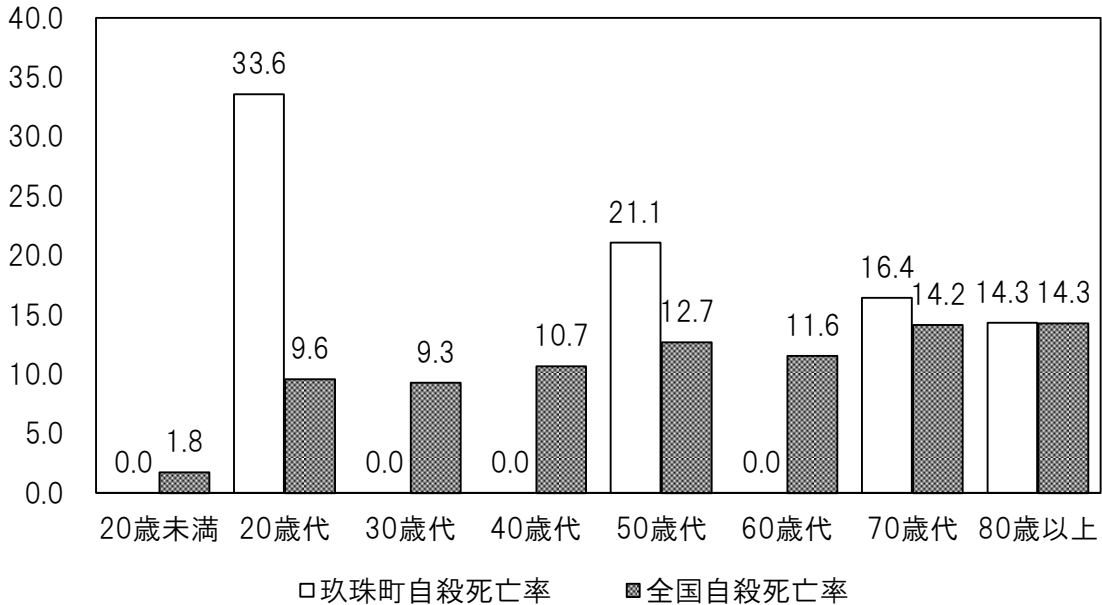
(10万人対)



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

【女性】

(10万人対)

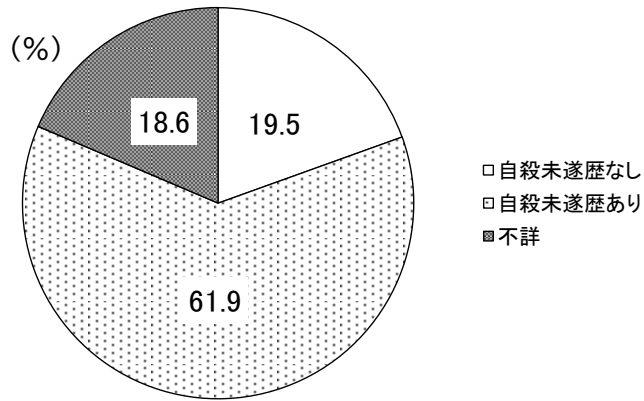


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 自殺未遂歴の有無

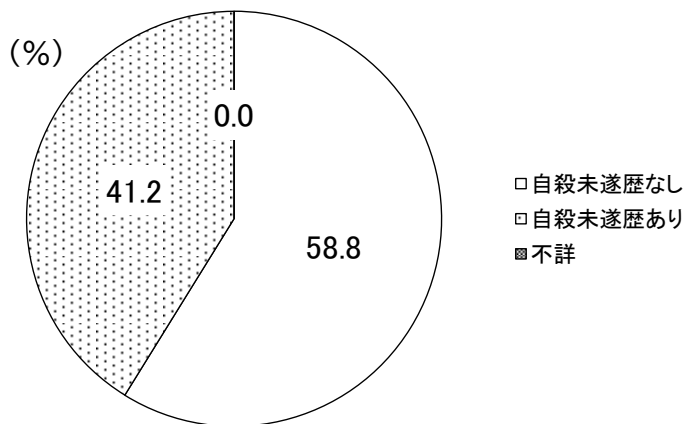
本町における自殺者の自殺未遂歴の有無をみると、全体では、自殺未遂歴「あり」は41.2%、「なし」は58.8%となっています。全国と比べ、本町の自殺未遂歴「なし」の方の自殺が多くを占めています。

■全国における自殺未遂歴の有無(平成26(2014)年～平成30(2018)年合計)■



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

■玖珠町における自殺未遂歴の有無(平成26(2014)年～平成30(2018)年合計)■

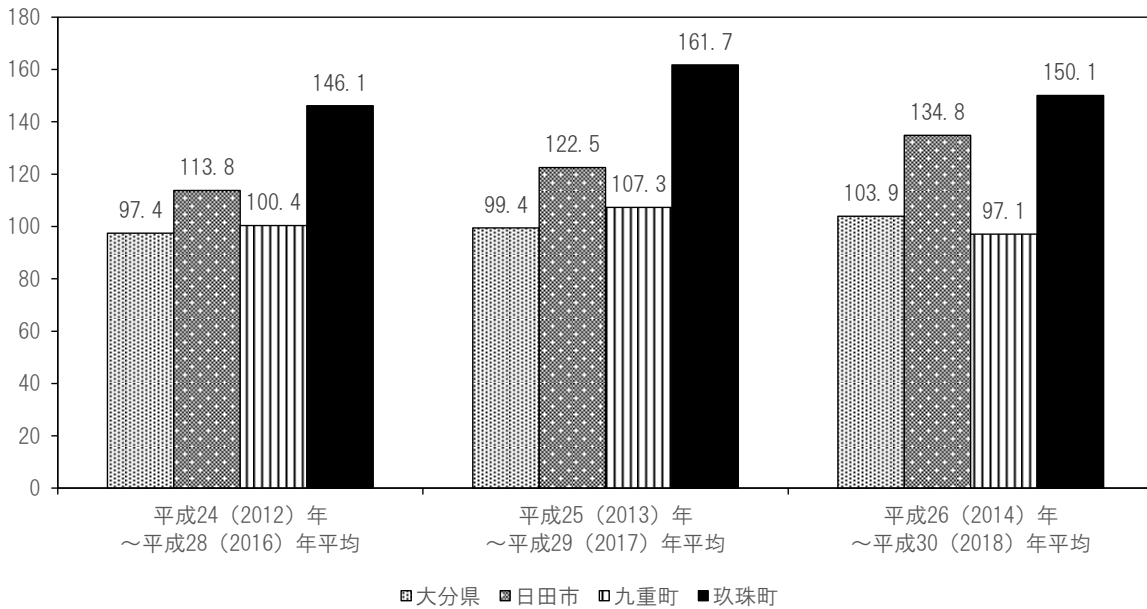


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 自殺の標準化死亡比

標準化死亡比でみると本町では、県内の他市町村と比べ自殺による値が高くなっています。

■自殺の標準化死亡比■



資料：市町村別標準化死亡比・保健所別標準化死亡比（大分県福祉保健企画課調）

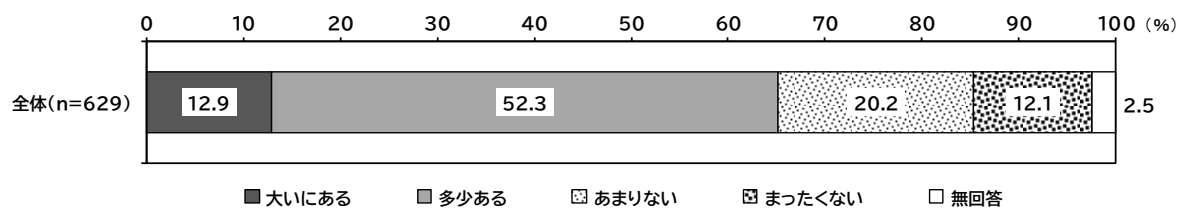
(5) アンケート調査の結果

アンケート調査結果から、心の健康をとりまく現状について、みていくことにします。

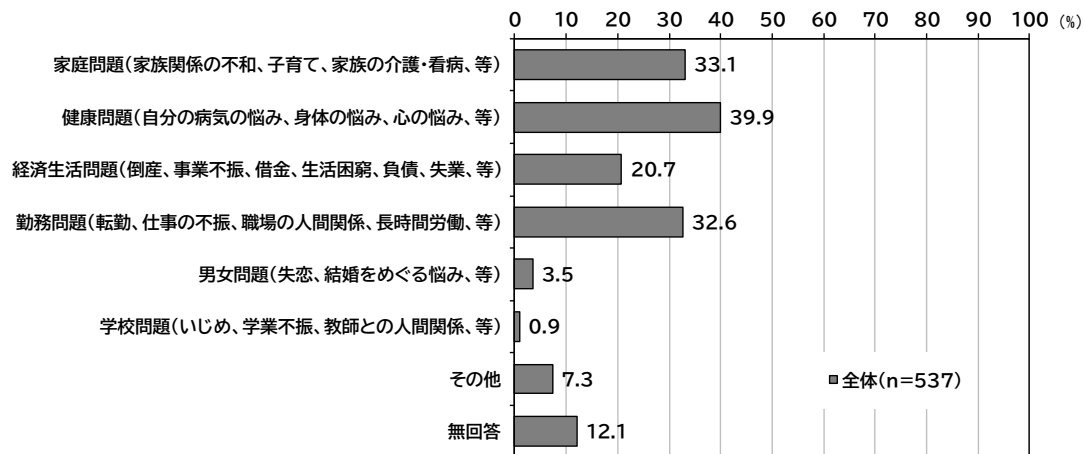
①悩みやストレスの状況

ここ1か月間で、不満、悩み、苦労、ストレスがあったかどうかについては、「大いにある」は12.9%、「多少ある」は52.3%となっており、回答者のうち、半数以上が何らかのストレスや悩みなどを抱えていることがうかがえます。また、「大いにある」、「多少ある」と回答した人の、ストレスの内容については、「健康問題」が39.9%と最も多く、次いで「家庭問題」が33.1%、「勤務問題」が32.6%となっています。

■1か月の不満、悩み、苦労、ストレスの有無■



■ 感じているストレス(不安、悩み、苦労等)の内容 (複数回答可) ■

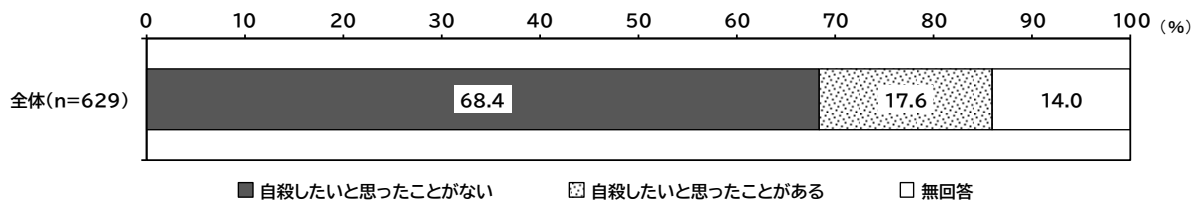


②自殺について

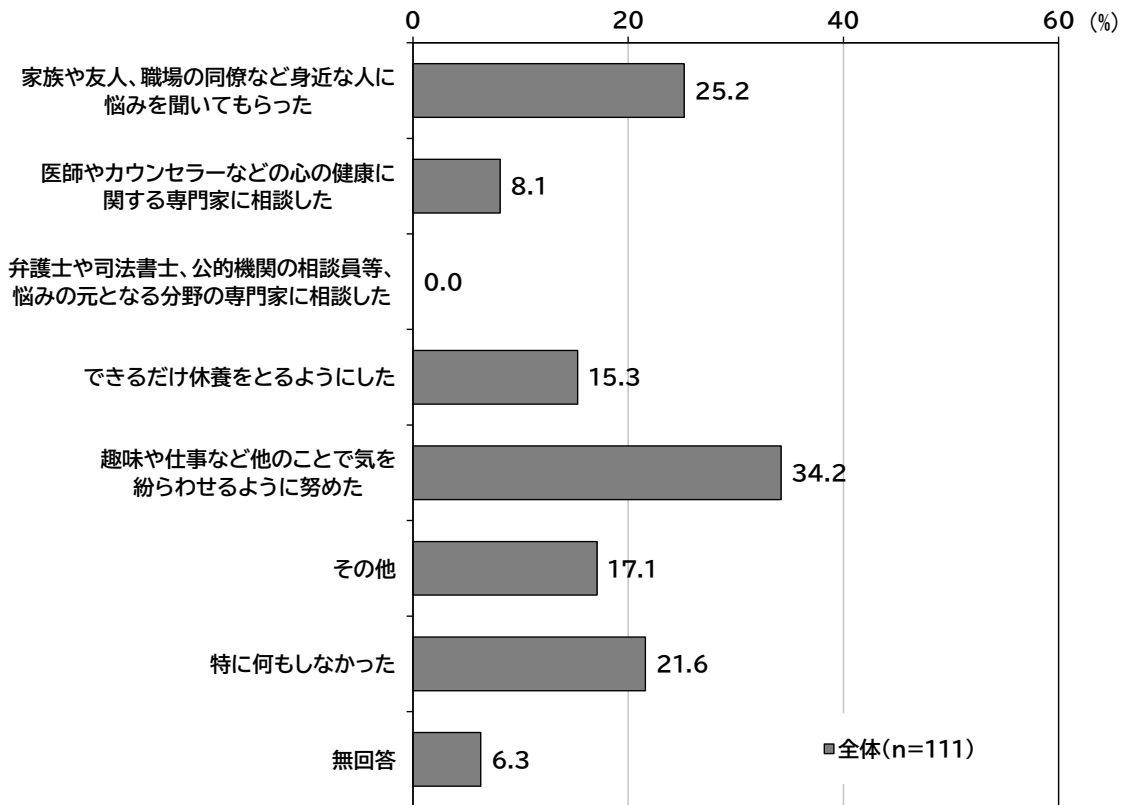
今までに自殺を考えたことがあるかについて、「自殺したいと思ったことがある」と回答した人の割合は 17.6%となっています。自殺を考えた時の乗り越え方については、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるよう努めた」が 34.2%、「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」が 25.2%など、何らかの対処を取った人がいる一方で、「特に何もしなかった」が 21.6%を占めています。

また、身近な人から自殺願望を相談された時の対応としては、「ひたすら耳を傾けて聞く」が 37.2%、「死んではいけない」と説得する」が 18.4%と高くなっています。

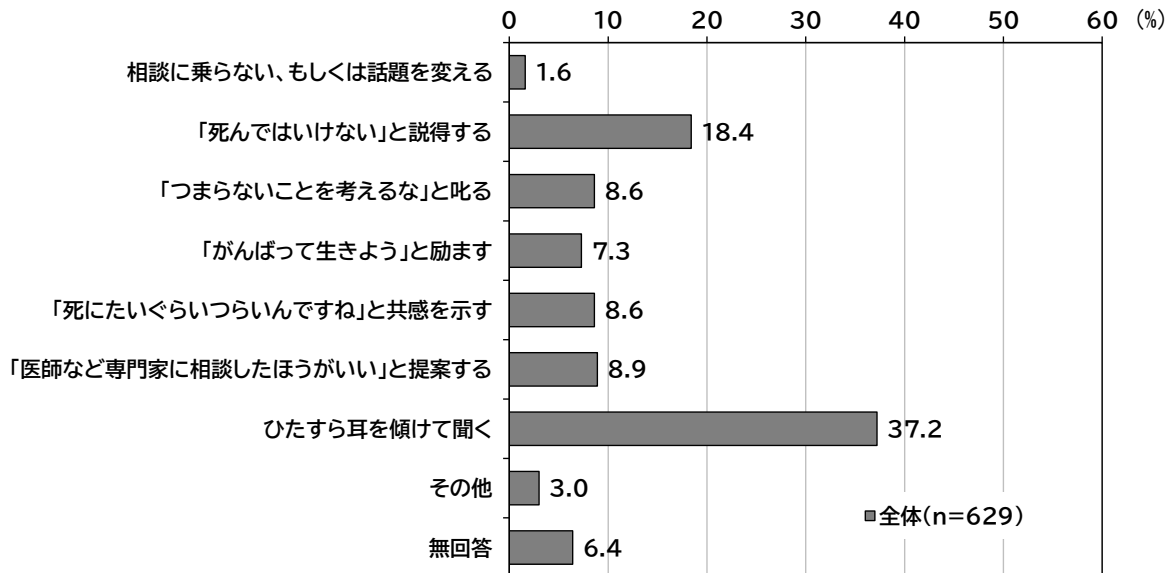
■ 過去に本気で自殺したいと考えたことのある人の割合 ■



■ 自殺を考えた時の乗り越え方 ■

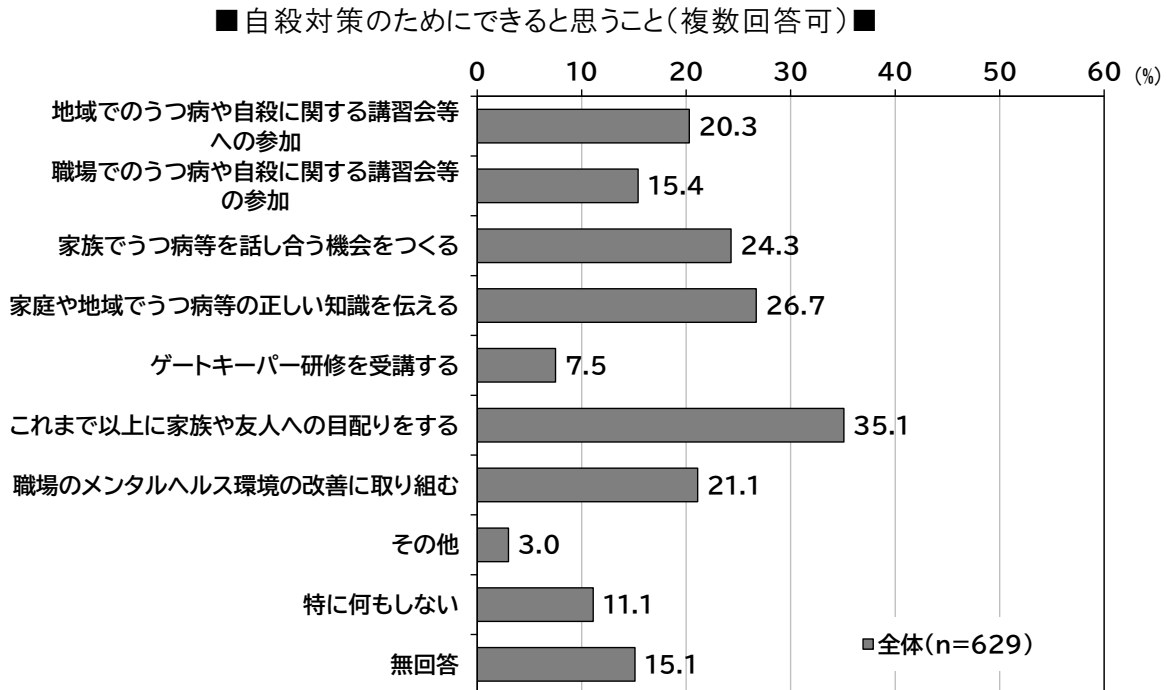


■ 身近な人から自殺願望を相談された時の対応 ■



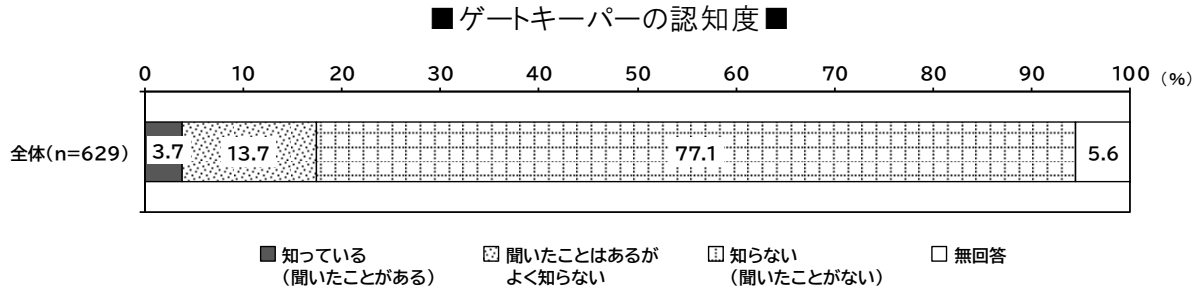
③自殺対策について

自殺対策のために各自ができると思うことで最も多かったのは、「これまで以上に家族や友人へ目配りをする」で 35.1%でした。その一方、「特に何もしない」と答えた人が 11.1%となっています。



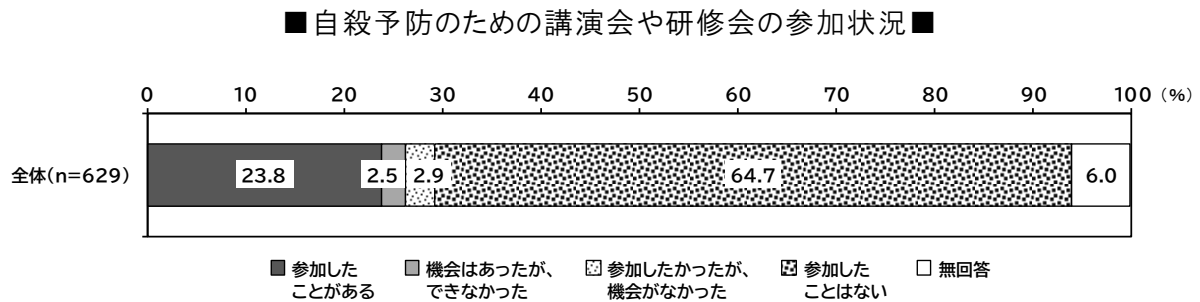
④ゲートキーパーの認知度

ゲートキーパーについて、「知っている（聞いたことがある）」は 3.7%、「聞いたことはあるがよく知らない」は 13.7%の一方、「知らない（聞いたことがない）」が 77.1%を占めており、認知度が低いことがわかります。



⑤自殺予防の講演会や研修会への参加について

自殺予防のための「メンタルヘルス」「こころの健康づくり」に関する講演会や研修会等への参加は、23.8%にとどまっています。



3. 計画の主要課題

(1) 課題の抽出

①事前予防と自殺発生の危機対応の理解促進

厚生労働省では、月別自殺者数の多い3月を自殺対策強化月間と定めるとともに、9月10日から9月16日までを自殺予防週間と定め、自殺対策を集中的に展開しています。

アンケート調査では、過去の「メンタルヘルス」「こころの健康づくり」に関する講演会や研修会等への参加は低く、相談を受けたときの対応について、「ひたすら耳を傾けて聞く」以外も多く選択されていました。

本町でも広報媒体を活用した啓発活動を通じて、自殺対策強化月間や女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンの周知を進めるなど自殺予防に向けた取組を行っていますが、地域への理解や自殺対策への関心を高めてもらうためにも、原因を精査したうえで自殺対策に関する情報の周知を今後も広く図っていく必要があります。

特に自殺は誰もが直面しうる危機であり、その場合には誰かに相談や援助を求めるといった意識が浸透している必要があります。

「一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくり」を実現するためにも、町民一人ひとりへの情報の周知徹底が重要です。

さらに、ゲートキーパーが町民に浸透していないことに加え、人材不足が懸念されることとあり、ゲートキーパーの養成は重要課題のひとつです。

②町民が相談しやすい環境づくり

必要な支援を受けるためには、何よりも相談することが大切です。本町でも広報等を通じ、悩みごとを抱えた人への相談窓口の周知を図っていますが、アンケート調査では、死にたいと思いつつながら特に何の対処もしていなかった人が多くいました。相談する人がいない、相談先を知らないという状況もあるために、適切な支援を受けることができないことがあると考えられます。

「一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくり」の実現のため、相談しやすい体制づくりや各種相談機関のネットワークの強化に努め、相談窓口についての情報を周知していく必要があります。

③関係機関との連携の強化

アンケート調査では、ストレス（不安、悩み、苦労等）を感じている問題として「健康問題」、「家庭問題」、「勤務問題」が多いという結果になっています。

自殺は複合的な課題を抱えた人が多いことから、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要、ということをもとに町全体で認識するとともに、支援を必要とする人が抱える様々な問題に対して、適切な窓口や相談機関等へつながることができるよう、関係機関の横の連携を図るための会議や、支援者のスキルを向上させるための研修の実施が必要です。

4. 計画の基本的な方針

(1) 計画の指標

本計画では、令和12(2030)年度末までに、令和元(2019)年の本町の自殺死亡率19.6を、先進諸国水準の自殺死亡率13.0まで減少させることを目指します。

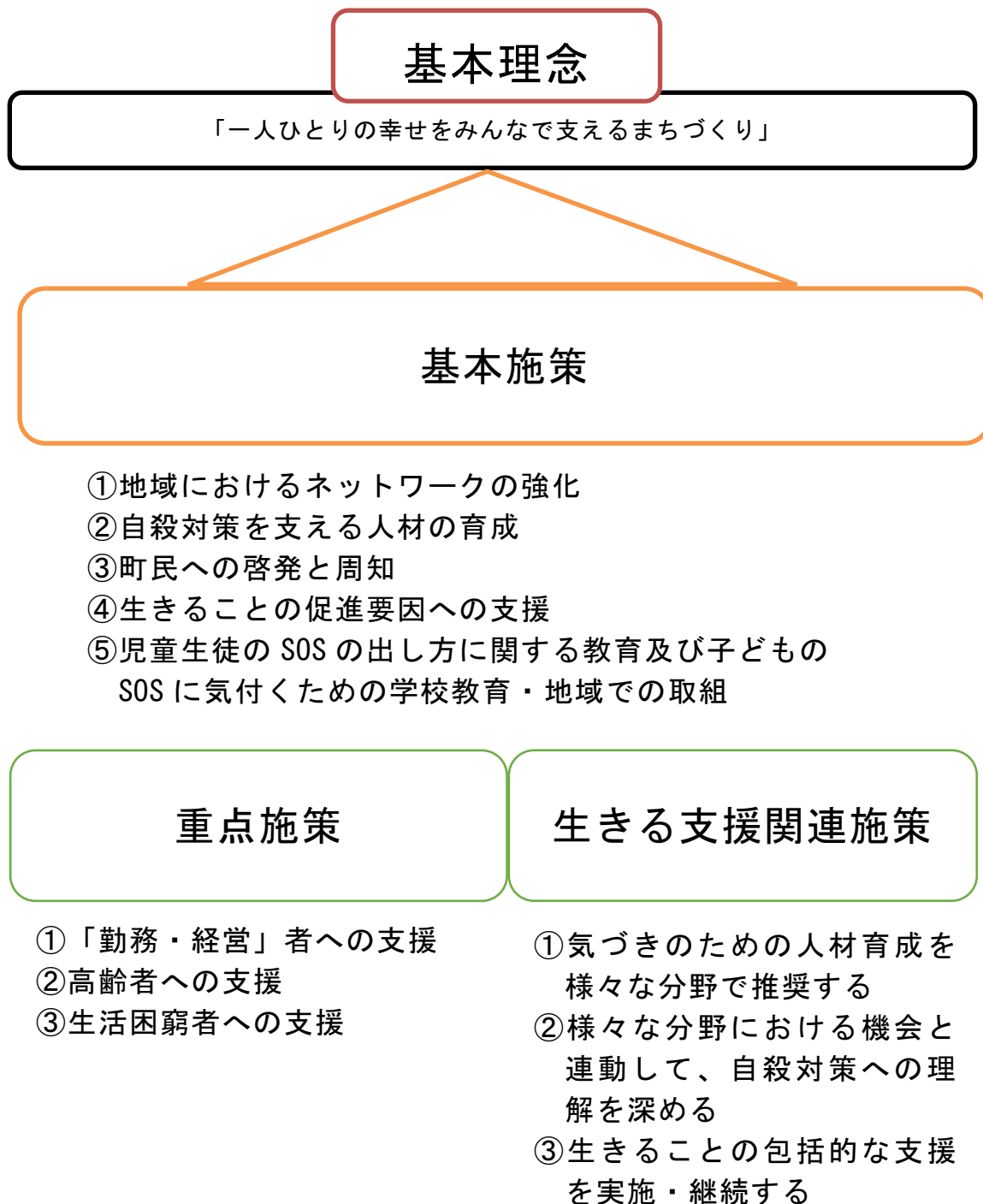
<現在の数値目標>

指標名	現状		目標値
	基準となる期間	平成28 (2016)年	令和元 (2019)年
自殺死亡率	30.4	19.6	13.0

<新たな数値目標>

指標名	現状	目標値	
	基準となる期間	令和元 (2019)年	令和7 (2025)年
自殺死亡率	19.6	16.3	13.0

(2) 施策体系



5. 施策の展開

(1) 基本施策

基本施策とは国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があります。地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことができない基盤的な事項です。また近年のウイルス感染症や自然災害などの社会的危機において、情勢に応じた支援体制の構築ができるよう関係機関との連携体制を密にし、必要な施策を実施します。

これらの各施策を強力に、かつ連動させて総合的に推進することで、町における自殺対策の基盤を強化します。

①地域におけるネットワークの強化

基本的方向

自殺は、うつ病等の精神疾患だけに限らず、その背景に家庭の問題や子育て、いじめ、虐待、失業、多重債務等、様々な社会的要因が複合的に絡みます。

自殺対策では、何らかの複合的な課題を抱え、支援を必要とする町民を、地域町民や福祉関係者が早期に把握し、様々な関係機関とのネットワークづくりが重要です。

本町では、町民、行政、関係機関が声を掛け合う関係を築きながら、地域を活性化するまちづくりを推進します。

主な取組・担当部署

【事業名】/事業概要/(担当課等)
<p>【自殺対策連絡協議会】</p> <p>幅広い関係機関や団体で構成される協議会で、自殺対策の検討、情報交換及び連携強化を行います。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【自殺対策庁内推進委員会】</p> <p>玖珠町役場において、副町長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、全庁を挙げて横断的に緊密な連携と自殺対策強化に取り組めます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>

②自殺対策を支える人材の育成

基本的方向

自殺対策を考える上で早期の「気づき」が重要です。「気づき」のための人材育成の方策を充実させ、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

主な取組・担当部署

【事業名】/事業概要/(担当課等)
<p>【ゲートキーパー養成講座】</p> <p>町民に身近な地区レベルで多くの人材が必要とされており、今後も町民向けの養成講座を開催して人材の確保を図ります。広報等での開催周知とともに自殺対策連絡協議会が所属する組織に対し、広報を行います。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【自殺対策連絡協議会におけるゲートキーパー養成講座】</p> <p>自殺対策連絡協議会に所属する組織の代表者等にゲートキーパー研修を行い、各々の組織における人材の確保を図ります。</p> <p>また、各組織においてのゲートキーパー研修の開催の支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【町役場管理職・職員向けゲートキーパー研修の開催】</p> <p>町民に対する窓口業務や相談業務等の際に、ストレスサインに気づき、必要時には支援につなげることができるよう、また全庁的な意識を高めるため、定期的に管理職を含む全職員を対象としたゲートキーパー研修会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>

③町民への啓発と周知

基本的方向

自殺や多重債務、うつ病等の自殺要因は、一人で悩みを抱える自殺者の背景となり、気づかないうちに自殺に追い込まれる危機は「誰でも起こりうる危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい、という現実があります。

自殺対策を推進するためには、「自殺に追い込まれる危機を感じた時、誰かに援助を求めることが適当である」ということが共通認識となるように、啓発活動を行います。

主な取組・担当部署

【事業名】/事業概要/（担当課等）
<p>【公共施設における相談窓口チラシ・啓発グッズ等の配布】 相談窓口でチラシや啓発グッズを配布し、自殺予防と早期発見の啓発を行います。 （総務課） （子育て健康支援課）</p>
<p>【自殺予防週間キャンペーン】 相談窓口でチラシや啓発グッズを配布し、自殺予防と早期発見の啓発を行います。 （子育て健康支援課）</p>
<p>【女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン】 人権週間（12月）の「人権を考える町民のつどい」で、女性団体の共催で自殺対策に関する相談窓口チラシや啓発グッズ等の配布を行います。 （人権確立・部落差別解消推進課）</p>
<p>【広報媒体を活用した啓発活動】 町の広報誌等に自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）等にあわせて、自殺対策の情報を掲載するとともに、担当課と調整しながら掲載内容を充実し、施策の周知と理解促進を図ります。 （総務課） （子育て健康支援課）</p>
<p>【イベントや健康教室等での啓発活動】 相談窓口チラシや啓発グッズの配布等を行い、啓発を強化します。 （子育て健康支援課）</p>
<p>【各種講座における啓発活動】 高齢者大学、メルサン教養講座等に自殺対策についての内容を取り入れ、啓発と周知を図ります。 （中央公民館）</p>
<p>【人権公開講座】 差別のない明るい社会実現のため、人権公開講座を開催し、相談窓口チラシや啓発グッズ等を配布します。 （社会教育課）</p>

【事業名】/事業概要/（担当課等）	
<p>【玖珠町自治委員会における普及啓発】 会議開催時等に、自殺対策に関する相談窓口チラシや啓発グッズ等の配布を行います。</p>	<p>（企画商工観光課）</p>
<p>【商工会や企業への普及啓発】 商工会と連携し、各事業所へ相談窓口チラシや啓発グッズ等の配布を行います。</p>	<p>（企画商工観光課）</p>
<p>【図書ルームでの啓発活動】 相談窓口チラシや啓発グッズ等を設置し、こころの健康に関する町民の理解促進を図ります。</p>	<p>（中央公民館）</p>
<p>【学校における相談窓口の周知】 児童生徒に対し、「24 時間子ども SOS ダイヤル」や「チャイルドライン」等の案内カードの配布、スマートフォンで SNS、メール、電話等による相談窓口が検索できるサイトの周知を行います。</p>	<p>（教育政策課）</p>
<p>【家庭教育推進事業】 講演会で相談窓口チラシや啓発グッズ等を配布します。</p>	<p>（社会教育課）</p>

④生きることの促進要因への支援

基本的方向

自殺対策とは、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることです。

生きることの阻害要因とは、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等が挙げられます。生きることの促進要因とは、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等が挙げられます。

主に「生きることの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、相談機能の充実、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

主な取組・担当部署

【事業名】/事業概要/(担当課等)
<p>【人権なんでも相談所の設置】 毎月1回、人権擁護委員による相談所を開設します。 (人権確立・部落差別解消推進課)</p>
<p>【行政書士無料相談会の開催】 相続、遺言、農地転用、許認可申請、生活及び老後の心配ごとなどの相談会を開催します。 (総務課)</p>
<p>【相談窓口の普及啓発】 県主催で月1回実施している専門医による医療相談「精神保健福祉相談（こころの相談）」、分野別電話相談窓口豊の国こころの“ホッ”とラインの周知を行います。 (子育て健康支援課)</p>
<p>【保健師による相談】 電話や面談等からだやこころの相談を実施します。 (子育て健康支援課)</p>
<p>【ホームスタート事業】 子育てに悩みを抱えている方の自宅を訪問し、相談や助言等の支援を行います。 (子育て健康支援課)</p>
<p>【産後ケア事業】 出産後、心身の不調や育児不安がある方が安心して健やかに育児ができるよう、助産師等による授乳指導や育児相談、休養等のサポートを行います。 (子育て健康支援課)</p>
<p>【学童保育事業】 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保してその健全育成を図ります。 (子育て健康支援課)</p>
<p>【スクールカウンセラーの配置】 スクールカウンセラーを配置し、学校生活等に関する相談を受ける体制の充実を図ります。 (教育政策課)</p>

【事業名】/事業概要/(担当課等)	
【スクールソーシャルワーカーの配置】	
<p>スクールソーシャルワーカーを配置し、学校生活や家庭、こころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。また、福祉関係の関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図ります。</p>	(教育政策課)
【教育相談センター相談員による相談】	
<p>電話や面接等で教育相談を実施します。</p>	(教育政策課)
【教育相談センター活用事業】	
<p>適応指導教室「わかくさの広場」での学校復帰支援を行います。</p>	(教育政策課)
【地域「協育力」向上支援事業】	
<p>子どもや親がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を確保し、子どもの安心・安全な居場所づくりを行います。</p>	(社会教育課)
【スポーツ少年団事業】	
<p>スポーツ少年団活動を支援し、子どもの居場所づくりを行います。</p>	(社会教育課)
【在宅障がい者相談会】	
<p>月2回、身体、知的、児童の相談や精神障がい者に関する相談会を実施します。</p>	(福祉保険課)
【認知症や介護に関する相談】	
<p>課の窓口や地域包括支援センター配置の認知症地域支援推進員により相談を受け、助言等のケアを行います。</p>	(福祉保険課)
【自殺未遂者への支援】	
<p>保健所等との緊密な連携体制の下で、包括的な支援を行うことでリスクの軽減に努めます。</p>	(子育て健康支援課)
【遺された人への支援】	
<p>県が主催する自死遺族会の活動の周知を図るほか、自死の情報が確認された場合に、関係者と協力しながら、遺族に対する訪問や相談支援等を行います。</p>	(子育て健康支援課)
【うつ等のスクリーニング】	
<p>産後うつ等の早期発見のため、産後うつスクリーニングや個別面談を実施して、初期段階における支援につなげます。</p>	(子育て健康支援課)

⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育及び子どものSOSに気づくための学校教育・地域での取組

基本的方向

SOSの出し方に関する教育の目的は、子どもに現在起きている危機的状況、または今後起こりうる危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人に助けを求めることができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることです。

①児童生徒のSOSの出し方に関する教育

主な取組・担当部署

【事業名】/事業概要/(担当課等)
<p>【出前授業の推進】</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法やSOSの出し方を学ぶための教育を行います。保健師やスクールロイヤー（弁護士）等を活用した出前授業を積極的に推進します。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【命を大切にす教育の充実】</p> <p>小・中・高校生のいじめによる自死事件などを教材に、「特別の教科道徳」を要として、全教科・全領域で命を大切にす授業を行います。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【人権教室、人権SOSミニレターの普及】</p> <p>人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、法務局や学校及び関係機関と連携を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（人権確立・部落差別解消推進課）</p>

②子どものSOSに気づくための学校教育・地域での取り組み

主な取組・担当部署

【事業名】/事業概要/(担当課等)
<p>【学級満足度調査】</p> <p>「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を中学生を対象に実施し、不登校の未然防止及びいじめの早期発見を行います。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【小中連携推進事業】</p> <p>いじめ防止及びいじめ早期発見の観点から生徒指導上の課題を小・中学校間で共有します。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>

【事業名】/事業概要/（担当課等）
<p>【家庭教育推進事業】</p> <p>講演会で自殺問題を取り上げることにより、保護者の子どもの自殺危機に対する気づきの力を高めるよう取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">（社会教育課）</p>
<p>【玖珠町青少年健全育成協議会】</p> <p>大会の中で自殺問題に言及するなど、自殺対策を啓発する機会とします。また、青少年の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有します。</p> <p style="text-align: right;">（社会教育課）</p>
<p>【思春期保健セミナー】</p> <p>思春期の揺れ動く時期に、親と子が一緒に成長していけるように、日常的な関わりを通した子どもへの対応や家族・地域の役割について考えるための講演会を実施します。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【要保護児童対策地域協議会】</p> <p>虐待や非行など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>

(2) 重点施策

国が作成した本町の自殺実態プロフィールにおいては、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に係る自殺対策の取り組みが重点課題であると示されていること、本町の自殺の特徴として50歳以上の自殺者の割合が高いことを踏まえ、次のとおり本町における3つの重点施策にを推進していきます。

①「勤務・経営」者への支援

基本的方向

本町では、働き盛りの男性における自殺が課題となっています。特に働き盛りの世代は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」と捉え、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに努めます。

主な取組・担当部署

【事業名】/事業概要/(担当課等)
【労働相談会】 大分県との連携で労働相談会を実施し、関係機関の紹介や取り次ぎの支援を行います。 <div style="text-align: right;">(企画商工観光課)</div>
【商工会や企業への普及啓発】(再掲) 商工会との連携や町内中小企業に向けて相談窓口チラシや啓発グッズ等を配布し、啓発活動を行います。 <div style="text-align: right;">(企画商工観光課)</div>
【ゲートキーパー養成講座の受講】 自殺対策連絡協議会の一員である商工会等に受講を推奨します。 <div style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</div>

②高齢者への支援

基本的方向

高齢者の自殺対策は、地域の事情に合わせ、既存事業の拡充、未実施領域への対応や既存関連事業の活用や連携等、地域の実情に合わせた施策の推進に努めます。地域において行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向にあります。したがって、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ることや、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策の推進に努めます。

主な取組・担当部署

【事業名】/事業概要/(担当課等)
<p>【地域包括支援センターの運営】</p> <p>寄せられた相談により訪問や助言を行い、必要に応じて地域ケア会議等で情報共有を行います。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【高齢者安心見守りネットワーク連絡協議会】</p> <p>連絡協議会を1回、実務者部会を1回、声かけ模擬訓練を実施、情報共有や意見交換、連携の強化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【介護相談、介護者の会、認知症オレンジカフェ】</p> <p>参加しやすい環境を整備し、それぞれの場で相談を受け、助言等の支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【われら現役大会の開催、老人クラブ、いきいきサロン、シルバー人材センターに対する活動支援】</p> <p>老人クラブやいきいきサロン、シルバー人材センターに対する活動支援を行う。われら現役大会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <p>主に地域包括支援センターの訪問等により、対象者を掘り起し、事業につなげます。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【高齢者大学】</p> <p>高齢者大学を開催し、生涯にわたり学習する姿勢を支援するとともに、生きがいを支援します。</p> <p style="text-align: right;">(中央公民館)</p>

③生活困窮者への支援

基本的方向

「生活に困っている」や「仕事を探したいけどなかなか見つからない」、「家賃が払えず家を追い出されそう」等、相談窓口で受け付ける新規相談者の特性（抱える課題）は、経済的困窮、就職活動困難、病気、家族関係・家族の問題、住まい不安定、うつ・不眠・不安・依存症・適応障害等のメンタルヘルスの課題、家計管理の課題、就職定着困難、多重加重債務、ホームレス、ニート、引きこもり等の社会的孤立等があり、相談者一人あたり概ね平均3～5個の複数課題を抱え生活困窮状態に陥っています。

このような複合的な課題を抱える生活困窮者の中には、自殺リスクをかかえる人が少なくない事実を踏まえ、自殺対策に係る関係機関等と緊密に連動し、効果的かつ効率的な支援を行います。

主な取組・担当部署

【事業名】/事業概要/（担当課等）
【生活保護事務（相談・申請受付）】 生活保護に関する相談に応じ、関係機関への取り次ぎや連携を図ります。 <div style="text-align: right;">（福祉保険課）</div>
【生活困窮者支援調整会議】 社会福祉協議会が主催の実務者会議です。自殺予防の視点を持ち、町民の相談にあたる関係機関が連携して対策を検討し、支援を継続します。 <div style="text-align: right;">（福祉保険課）</div>
【多重債務相談会】 お金の困りごと相談会を引き続き実施します。 <div style="text-align: right;">（企画商工観光課）</div>

その他関連事業・担当部署

【事業名】/事業概要/（担当課等）
【町税及び各種料金徴収業務と連携した生活困窮者の把握と支援の実施】 納税相談等から生活問題を把握し、相談窓口の紹介を行います。 <div style="text-align: right;">（福祉保険課） （建設水道課） （税務課） （教育政策課）</div>

(3) 生きる支援関連施策

既存事業を自殺対策の観点から捉えなおし、事業の棚卸により、様々な課題に取り組む各課、各組織の事業を連携します。

①気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修の受講）を様々な分野で推奨する

【事業名】/生きる支援としての実施内容/(担当課等)
<p>【民生委員・児童委員】</p> <p>日常的な声かけ・見守り活動を行い、各種相談に応じ、行政等へのつなぎ役として活動している民生委員・児童委員に対し、定例会等にて自殺対策についての説明やゲートキーパー研修の受講を推奨し、研修会を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【基幹相談支援センター等機能強化事業（日田市、九重町、玖珠町）】</p> <p>センターで相談対応にあたる職員の相談対応の強化を図るため、ゲートキーパー研修の受講を推奨し、研修会を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業】</p> <p>自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図るため、生活援助員にゲートキーパー研修の受講を推奨します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【認知症サポーター養成講座】</p> <p>認知症についての正しい知識と理解を持ち、地域でできる範囲で手助け役として活動している「認知症サポーター」に対して、さらに幅広い視点を持って地域で活動できるようゲートキーパー研修の受講を推奨し、広報等にて周知を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【認知症オレンジカフェ】</p> <p>さらに幅広い視点を持って地域で活動できるよう、スタッフに対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【身体・知的障害者相談員委託事業】</p> <p>相談員の相談対応の強化を図るため、ゲートキーパー研修の受講を推奨し、研修会への参加を促進します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【手話奉仕員養成事業】</p> <p>聴覚障がい者等の社会参加、交流活動の促進を図るために養成中の手話奉仕員が、さらに幅広い視点を持って地域で活動できるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>

【事業名】/生きる支援としての実施内容/（担当課等）
<p>【意思疎通支援事業】</p> <p>聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある方等とその他の方等との意思疎通を支援する通訳者や奉仕員等が、さらに幅広い視点を持って地域で活動できるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【玖珠町愛育健康づくり推進協議会】</p> <p>1 地区から1～2名選出されている健康づくりに関する活動を行う健康づくり推進委員が、地域でさらに幅広い視点を持って活動できるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>

②様々な分野における機会と連動して、自殺対策への理解を深める

【事業名】/生きる支援としての実施内容/（担当課等）
<p>【健康教育、地区健康教室】</p> <p>地区で行う健康教育等で心の健康づくりや自殺対策に関する正しい知識等についての内容を盛り込むことで、地域単位での自殺対策への理解を深めます。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>

③生きることの包括的な支援を実施・継続する

【事業名】/生きる支援としての実施内容/（担当課等）
<p>【重複多受診者訪問指導】</p> <p>訪問指導の際に、必要に応じて相談窓口の紹介や関係機関につなぐなどの支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【日中一時支援事業】</p> <p>障がい者等の日中における活動の場を確保することで、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を担保し、負担軽減を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【玖珠町緊急通報装置貸与事業】</p> <p>通報システムの設置を通じて、独居の高齢者及び重度身障者の連絡手段を確保し、状態把握を努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応を行います。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>

【事業名】/生きる支援としての実施内容/（担当課等）
<p>【成年後見制度利用支援事業】</p> <p>判断能力が精神上的の障がい（認知症、知的障がいや精神障がいなど）により、不十分な方の権利を法的に支援することで、本人の権利を守るとともに、制度利用の普及啓発に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援・巡回支援専門員整備事業・長期休暇サポート事業】</p> <p>各種事業の利用の際に、障がい児や保護者の状態把握を行うことで、負担軽減や虐待等の早期発見を行います。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付】</p> <p>障がいのある方が就労や自立を目指す際に、障がい者の抱える様々な問題を把握し、適切な支援先へとつなげる支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【玖珠町障害者虐待防止センター運営】</p> <p>障がい者虐待の防止、養護者に対する支援に関する広報・啓発を行うとともに、虐待を受けた障がい者の保護のための相談・指導・助言を行います。虐待の事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに対処方法を協議して、解決に向けた支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【保育の実施（公立・私立保育園等）】</p> <p>親が働いている、病気の状態にある等の理由により家庭において十分に子どもを保育できない場合に、家庭に替わって子どもを保育し、保護者の負担を軽減するとともに子どもの健全な育ちを支えます。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【保育コーディネーター配置事業】</p> <p>特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と協働して、適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者「保育コーディネーター」を配置します。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【ファミリーサポートセンターの運営】</p> <p>子育て中の家庭を支援するために、援助してほしい人「よろしく会員」と援助したい人「まかせて会員」が会員となり、有料で活動を行い地域で支え合う組織「ファミリーサポートセンター」を運営し、安心して仕事ができる環境づくり、リフレッシュして育児に専念できる環境づくりをお手伝いします。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【児童扶養手当支給事務】</p> <p>父母の離婚等で母または父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>

【事業名】/生きる支援としての実施内容/（担当課等）
<p>【ひとり親家庭等医療費助成事務】 医療費助成を行うことで、ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【新生児・乳児訪問】 乳児のいる家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の様子及び養育環境を確認し、育児不安の軽減や子育ての孤立化を防げるよう支援します。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【母子保健推進協議会、こんにちは赤ちゃん訪問、ブックスタート同窓会】 安心して子育てができるよう、子育て中の家族の相談支援や保健師へのつながりを行うとともに、イベント開催等子育てに係る各種情報提供を行います。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【母子手帳交付】 月2回定例の母子手帳交付及び随時交付を実施し、周産期の入り口として早期に聞き取りを行い、必要な助言・指導を提供し、必要時には支援機関につなげます。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【乳幼児健診、乳幼児精密検査】 成長発達を支援するとともに、必要な指導、助言を行い保護者の負担や不安感の軽減に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【療育研修会】 発達障がいを持つ児童を切れ目なく支援していくために、障がいへの理解とその対応について、町内のこども園、幼稚園、小学校等の関係者とともに学習、協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>

6. 評価指標一覧

(1) 評価指標実績値及び目標値

本町の自殺対策を推進するための、評価指標の令和2年度の実績値及び今後の目標値は以下の通りです。

取組 施策	自殺対策における 取組	事業名	前計画 (回/年)	現状 (回/年)	目標値 (回/年)	担当課
1. 基本 施策	①地域におけるネ ットワークの強 化	自殺対策庁内推進委 員会	1	3	1	子育て健康支援課
		自殺対策連絡協議会	1	3	1	子育て健康支援課
	②自殺対策を支え る人材の育成	ゲートキーパー養成 講座	1回以上	1	1回以上	子育て健康支援課
		自殺対策連絡協議会 におけるゲートキー パー養成講座	1	1	1	子育て健康支援課
	③町民への啓発と 周知	自殺予防週間キャン ペーン	1	0※	1	子育て健康支援課
		女性に対する暴力を なくす運動キャンペ ーン	1	1	1	人権確立・部落差 別解消推進課
		広報媒体を活用した 啓発活動	2	2	2	総務課・ 子育て健康支援課
	④生きることの促 進要因への支援	人権なんでも相談所 の設置	12	12	12	人権確立・部落差 別解消推進課
		行政書士無料相談会 の開催	12	12	12	総務課
	⑤児童生徒の SOS の出し方に関す る教育及び子ど もの SOS に気づ くための学校教 育・地域での取 組	思春期保健セミナー	1	1	1	子育て健康支援課
		要保護児童対策地域 協議会	12	12	12	子育て健康支援課
	2. 重点 施策	①勤務・経営者へ の支援	ゲートキーパー養成 講座の受講推奨	1	1	1
②高齢者への支援		高齢者安心見守りネ ットワーク連絡協議 会	3	2	3	福祉保険課
③生活困窮者への 支援		生活困窮者支援調整 会議	12	10	12	福祉保険課

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により中止

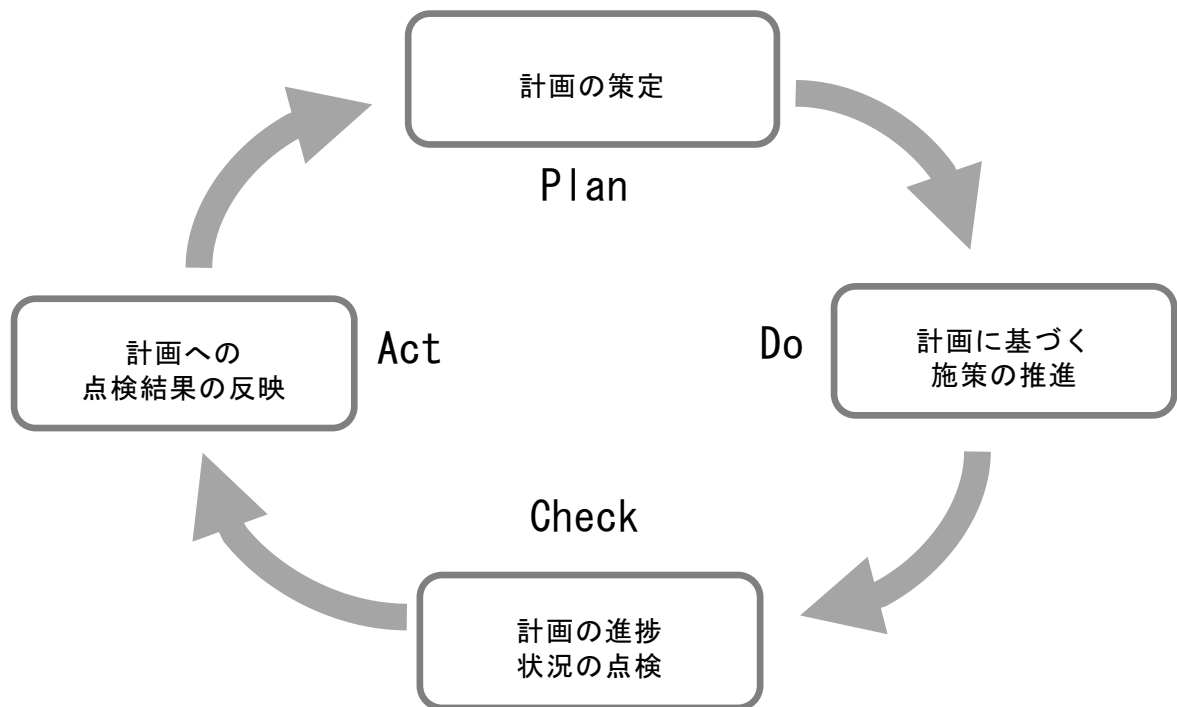
第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

この計画では、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACT（改善）のシステムを確立していくため、令和7年度に中間評価として、分野ごとに定めた5年後の達成すべき数値目標に対する達成度や成果について、点検・評価を行い（結果の評価）、その結果を公表します。

また、目標達成を着実なものとするよう、計画に位置づけた施策・事業を、毎年、点検します。

町民・関係団体等で構成する「童話の里“くす”健康21計画策定委員会」「玖珠町自殺対策庁内推進委員会」「玖珠町自殺対策連絡協議会」により、評価・見直しを行います。



2. 町民・関係団体との連携・実践体制

この計画に盛り込んだ目標の実現や取組の推進を図るため、「童話の里”くす”健康21 計画策定委員会」「自殺対策連絡協議会」を中心に、町民活動や関係団体及び職域による取組についての具体化を図っていきます。

3. 町民参加・町民主体の体制

本町では、町民一人ひとりの自主的な健康づくり、食育、自殺対策を推進するため、地域における活動を支援します。

それぞれが自分のできることを考え実践し、それを家庭や地域などへと広め、地域ぐるみの活動を行います。

今後も、各種活動の充実や町民の活動への参加を促し、町民参加・町民主体の活動を進めていくとともに、行政による各種事業や講座の実施を通じて、サークル等自主グループづくりを促進します。

4. 情報提供

町民が健康づくりや食育を実践し、自殺対策に取り組むには、正しい知識を得ることが重要です。

このため、本町では、町広報紙やホームページ、その他情報提供手段を通じて、健康づくり、食育、自殺対策に関する情報を広く提供していきます。

5. 情報提供・町民への計画の周知

この計画は、これからの本町における健康づくり、食育、自殺対策を町民主体で実行していくための計画です。町広報紙やホームページをはじめ、幅広い情報提供手段を活用しながら、計画の周知を進めていきます。

資料編

1. 策定の経過

令和2年9月14日	第1回玖珠町自殺対策連絡協議会
令和2年9月29日	アンケート調査の実施
令和2年11月26日	第1回計画策定委員会 ◎委任状交付 ◎アンケート結果について報告 ◎計画骨子について説明
令和2年11月30日	第1回玖珠町自殺対策庁内推進委員会 ◎アンケート結果について報告 ◎計画骨子について説明
令和3年2月1日	第2回玖珠町自殺対策庁内推進委員会 ◎計画素案について説明
令和3年2月2日	第2回計画策定委員会 ◎計画素案について説明 ①第1部 第2章 玖珠町の現状 ②第2部 第1章 健康増進計画について ③第2部 第2章 食育計画について
令和3年2月4日	第2回玖珠町自殺対策連絡協議会 ◎アンケート結果について報告 ◎計画素案について説明
令和3年2月9日 ～令和3年3月1日	パブリックコメント ◎各自治会館・町ホームページにて公募
令和3年3月4日	第3回計画策定委員会 ※書面表決の実施
令和3年3月4日	第3回玖珠町自殺対策庁内推進委員会 ※書面表決の実施
令和3年3月4日	第3回玖珠町自殺対策連絡協議会 ※書面表決の実施

2. 委員会設置要綱

○童話の里くす健康21計画・食育推進計画策定委員会設置要綱

平成22年7月26日

玖珠町要綱第21号

玖珠町告示第102号

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条及び食育基本法（平成17年法律63号）第18条の規定に基づき、玖珠町における健康づくりに関する計画及び食育の推進に関する施策についての計画（以下「計画」という。）の策定に関し、広く町民の意見を反映させ、健康づくり運動及び食育推進運動を推進するため、童話の里くす健康21計画・食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画を策定し、町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 医療関係者、健康づくりその他関係団体を代表する者

(3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画策定が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長をあらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 作業部会を設置し、計画策定の調査及び研究を行い、委員会に報告するものとする。

2 作業部会は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町職員

(2) その他町長が必要と認める者

3 作業部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 作業部会の所掌事務は、計画策定に関する必要な調査研究を行い、委員会に提言を行なうものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健担当課において処理する。

(報酬)

第10条 委員の報酬費は、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第2を適用する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○玖珠町自殺対策庁内推進委員会設置要綱

平成30年8月8日

玖珠町訓令第96号

(趣旨)

第1条 自殺防止対策を総合的かつ円滑に推進するため、玖珠町自殺対策庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺防止対策の計画策定に関すること。
- (2) 自殺防止対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺防止対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) その他自殺防止対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、各課の総括の職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、委員長は副町長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総括し、委員会の議長となる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(事務局・庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健担当課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年8月8日から施行する。

3. 協議会設置要綱

○玖珠町自殺対策連絡協議会設置要綱

平成22年8月2日

玖珠町告示第95号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）を踏まえ、関係機関・団体が連携し、総合的な自殺防止対策を協議検討し、町民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、玖珠町自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 自殺防止対策の検討に関すること。
- (2) 自殺防止対策のための情報交換及び連携強化に関すること。
- (3) 自殺防止対策事業の実施計画及び実施状況についての評価に関すること。
- (4) その他自殺防止対策に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる機関・団体から推薦された者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局・庶務)

第6条 協議会に事務局を置く。

2 協議会の庶務は、福祉保健担当課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

機関・団体名
大分県西部保健所
玖珠郡医師会
玖珠町社会福祉協議会
玖珠町民生児童委員協議会
玖珠町老人クラブ連合会
玖珠郡ケアマネ協議会
人権擁護委員
玖珠町自治委員代表者協議会
玖珠町愛育健康づくり推進協議会
玖珠町こども園協議会
玖珠町校長会
玖珠警察署
玖珠消防署
玖珠町商工会
ハローワーク日田玖珠郡地域職業相談室
陸上自衛隊玖珠駐屯地
玖珠町役場

4. 委員名簿

＜童話の里くす健康 21 計画・食育推進計画策定委員会名簿＞

	団体・組織名	氏名
1	玖珠町愛育健康づくり推進協議会	佐々木 雄二
2	玖珠郡医師会	寺脇 信二
3	玖珠郡歯科医師会	倉成 一宏
4	玖珠町商工会	原 孝彰
5	玖珠町校長会	後藤 久寿
6	玖珠郡学校養護教育部会	後藤 みゆき
7	玖珠郡 PTA 連合会	相良 和利
8	玖珠町自治委員代表者協議会	小幡 弘
9	玖珠町民生児童委員協議会	穴井 道博
10	玖珠町老人クラブ連合会	志津里 廣由
11	玖珠町食生活改善推進協議会	藤原 千春
12	玖珠町母子保健推進協議会	合谷 美香
13	玖珠町ボランティア連絡会	梅木 和子
14	大分県西部保健所	軸丸 三枝子
15	玖珠町議会企画民生教育常任委員会	小幡 幸範
16	玖珠町こども園協議会	梅木 八寿子
17	学校栄養教諭	衛藤 ひろ子
18	玖珠町グリーンツーリズム研究会	秋好 憲生

＜助言者＞

	所属	氏名
1	大分県西部保健所（課長補佐・統括）	白井 範子

＜玖珠町自殺対策庁内推進委員会名簿＞

	役職名	氏名
1	副町長	秋吉 一徳
2	総務課長	石井 信彦
3	政策法務課長	繁田 良一
4	企画商工観光課長	衛藤 正
5	基地・防災対策課長	清原 洋一
6	税務課長	衛藤 善生
7	福祉保健課長	西村 正明
8	住民課長	穴井 陸明
9	建設水道課長	長柄 義正
10	農林課長 兼 農業委員会事務局長	藤原 八栄
11	人権確立・部落差別解消推進課長 兼 隣保館長	瀧石 裕一
12	会計管理者 兼 会計課長	時枝 弘法
13	教育政策課長	長尾 孝宏
14	教育政策課 指導企画監	佐藤 貴司
15	社会教育課長	秋好 英信
16	わらべの館館長	吉野 弥也子
17	議会事務局長	村木 賢二
18	監査委員事務局長	和田 育男
19	子育て健康支援課長	横山 芳嗣

＜玖珠町自殺対策連絡協議会名簿＞

	所属	役職名	氏名
1	大分県西部保健所	所長	軸丸 三枝子
2	玖珠郡医師会	事務局長	石川 さやみ
3	玖珠町社会福祉協議会	会長	小田原 利美
4	玖珠町民生児童委員協議会	会長	穴井 道博
5	玖珠町老人クラブ連合会	会長	志津里 廣由
6	玖珠郡ケアマネ協議会	代表幹事	佐藤 哲哉
7	人権擁護委員	委員	中島 圭史
8	玖珠町自治委員協議会	会長	小幡 弘
9	玖珠町愛育健康づくり推進協議会	会長	佐々木 雄二
10	玖珠町こども園協議会	会長	梅木 八寿子
11	玖珠町校長会	代表	平原 一幸
12	玖珠警察署	署長	江藤 和徳
13	玖珠消防署	署長	須賀 利正
14	玖珠町商工会	会長	原 孝彰
15	ハローワーク日田玖珠郡地域職業相談室	所長	杉本 ひとみ
16	陸上自衛隊玖珠駐屯地	衛生科長	柚木 直美
17	玖珠町役場	総務課長	石井 信彦

健やかに自分らしく生きる
童話の里”くす”健康21計画(Ⅲ)
(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)

発行：大分県玖珠町 子育て健康支援課 健康推進班

Tel : 0973-72-2022 FAX : 0973-72-2112

発行年月：令和3年3月